

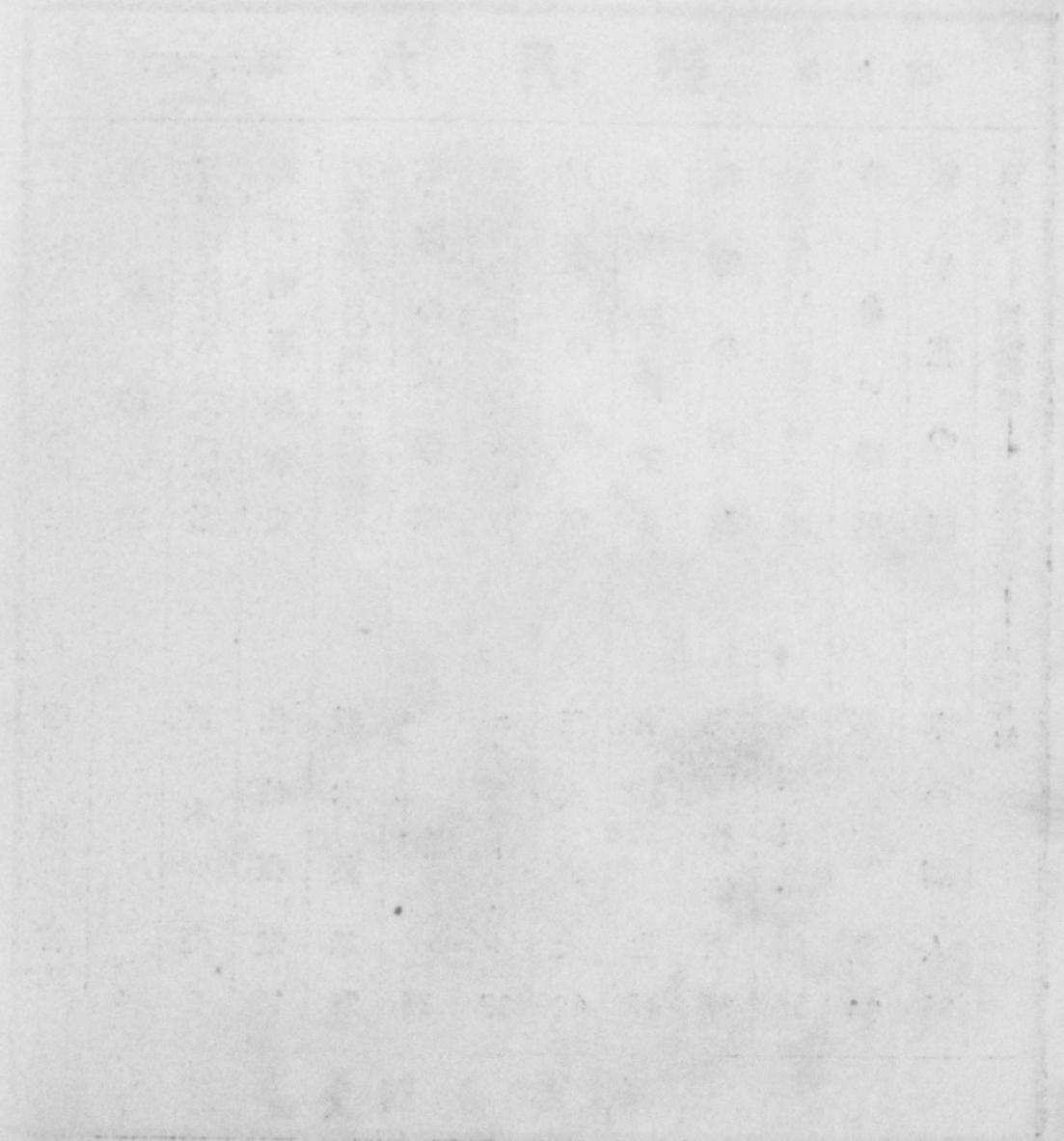
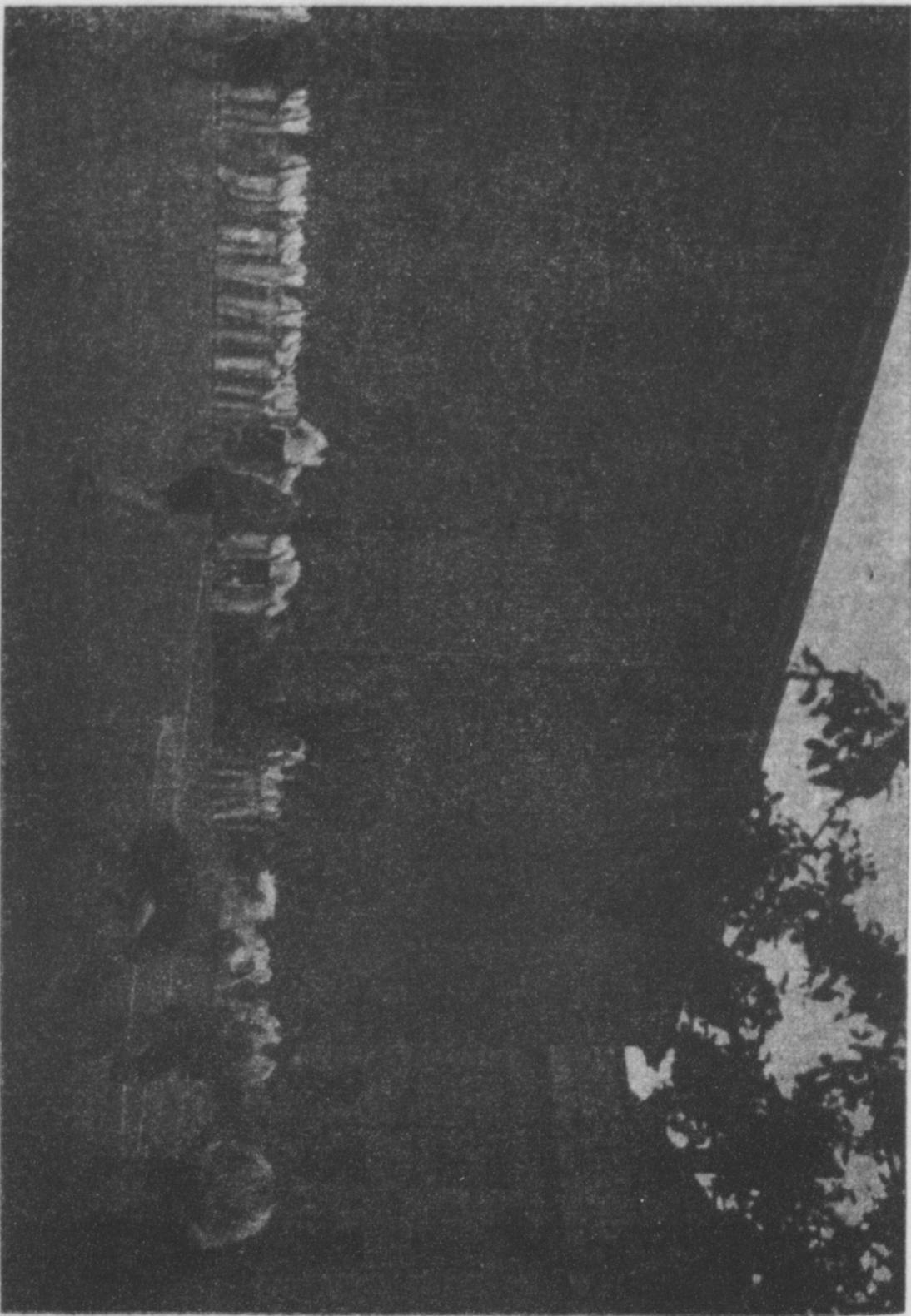
刑 政

第 九 號 九 月 號 卷二十四第

行刑上の改善と再犯	卷頭言	4
刑政時論	正木亮	6
行刑に於ける二つの問題	佐伯復堂	15
東洋刑事法制史	坂本英雄	24
刑事裁判官の觀たる刑務所	ゼカリヤ・シャフヒ	28
犯罪の複雑性	エイ・シー・ヒル	38
刑務所に於ける成人教育	三水漁夫	42
戸位の懺悔	有馬生	47
米國旅行便り	忽滑谷快天	52
我等の宗教	楠原祖一郎	59
女性と犯罪に就ての一考察	草間豊	64
蒸し暑い時感	草の間人	68
牽牛花の話		
猫の眼——刑政俳壇——叙任辭令——統計其他		

財法 國人 刑務協發會 行

ツープスルけ於に所務刑ソダソリ一エチ



行刑上の改善と再犯

ある一人の釋放者がわたくしをたづねて刑務官吏が判定するところの改善の程度と再犯との關係を物語つたことであつた。彼は刑務所の中で役人に楯付いたり、いろいろな懲罰を受ける者の中に反つて眞の改善者を見出すことが出来る今日の行刑が悲しいといつて居た。

賢明な刑務官がその永年の經驗と明晰な判断とによつて推定するところの改善の程度に彼が謂ふやうな誤りがあらうことをわたくしは信じたくない。だが事實に於て不幸にも彼のいふところに眞實があるのである。

わたくしは嘗て二人の釋放者を手にかけて見た。一人は刑務所に於て十三度も懲罰を受けた男で、他の一人は最近假釋放に付せられた男であつた。わたくしは前者に不安を感じ、後者に安心を感じつゝ、取扱つて見たのである。

ところが、結果とわたくしの觀察とは全く轉倒して了つたのである。わたくしが不安を感じた刑務所での不良囚は社會に於ては決して不良ではなかつた。彼は権力に邀合の出来ない性質であつた。不當な命令に妥協出来ない性質であつた。ところが、わたくしの安心して居た刑務所での優良囚は社會に於ては決して優良ではなかつた。彼は機會あることにわたくしに邀合しようとかゝつて居た。その才智と辯口とを以つて誰にでも近付きになつた。前者の素朴的な性格は釋放後既に四年の今日に於ても猶再犯の危険がほの見へないが後者の利發

的な性格は釋放後未だ半歳ならずして彼をある犯行に導いた。わたくしは極めてひきんな僅かの二つの事實を以て刑務官の卓見を批難する材料としようとするのではない。だが、たまたまわたくしの扱つたこの二つのもが刑務官の卓見と全く反對の結果をもたらしたことに付て思をめぐらして置かねばならぬのである。

われわれの社會が釋放者に對する抱擁と警戒とは一に刑務官の判定さるる善惡の判断にたよらねばならぬのである。われわれはそれによつて假釋放者を、また假釋放者にはならずとも刑務所に於ける優良者を安んじて迎へ得るのである。さるを、今わたくしが出遭したやうに刑務所の優良が社會の不良で、刑務所の不良が社會の善良であるなら、一體社會は何をたよりに釋放者を迎へてい

だらう。さやうな出來事でもし屢々行はれるとしたなら行刑の威信も釋放者保護の完成も竟に期待することが出来なくなりはいないかと私は恐れる。そこでわたくしは刑務官諸君に敢て提言せねばならぬのである。累犯者が常套手段とするところの讒謀と邀合との前には賞與と優良なる判定とをやぶさかにすべきであり、囚人と雖その言ふところ正しく行ふところ妥當なればたとひその言行が素朴的であつてもそれに對する懲罰は常にやぶさかにすべきであるといふことを、換言すれば、刑務官諸君は囚人の改善の有無を判定するにあつて形式的な見方をするをやめて、實質的な性向にふれることに努力せらるべきだといふのである。

(あき羅)





刑政事論

行刑の主流

アメリカのオーバン刑務所に、最近、受刑者が、火災に際し、徒党を組んで暴動をやつたといふ事件があつた。委細は知らないが遺憾な出来事である。併し乍ら吾々は、この問題を取扱ふには、慎重な批判と用意とを以てかゝることをわすれてはならぬ。蓋し暴動や逃走が、刑務所として、尤も警戒を要することであることは、今更云ふ迄もないことでは

あるが、然し、現在の行刑の主流はさうした消極的方面を向いてゐない。

行刑は、教育の分野にまで伸展し特種拘禁や階級處遇などの施設が、行はれてゐることは従來のごとく、特種の事件や、小数のものゝためになされた行刑から、一般化されたものへの伸展であることを意味する。然るに、行刑の主流がこゝにあり乍ら、ともすると萎縮し、舊態を脱しきらない戒護的作用がなされることは、時勢の逆行であり、行刑の破壊である。

逃走や暴行には、別途的處遇法がある筈である。我々は、特種な事件のために、全体の主流を阻止したり

停頓させたりすることのない様に、氣をつけねばならぬ。

いかに、形式的戒護が完備されても、行刑の所期は達成されない。かくてわれ／＼は、依然叫びたい。刑務所のための行刑ではなく、より「人」のための行刑であることを。行刑のあらゆる處遇が「人」へ全現あらしむべきことを。

尤も、そこには、現實的問題として、雑多なことが、からまつてゐるだらう。がわれ／＼はます／＼「釋放される人の問題」に重心をおくことによつて、新しい行刑の達成を祈るのである。

保護の徹底

現在の司法保護事業團體は、全國

に七百有餘ある。數の上から云へば最近の事業としては、かなりの躍進をみせてゐる。だが之を實質的方面から、どれだけ働き、どれだけ効果をあげてゐるだらう。

尤も一般社會事業の殆んどの執れもが、所期のごとく實績をあげてゐないが、就中保護事業は余り振つてゐない。その原因は、人口問題や、保護思想の不徹底や種々あらうが、保護事業と刑務所との聯絡接衡が円滑でないこと、保護事業家の努力の足りないことも重要な一因をなしてゐる。

完備せる建物、多くの役人、與ふるに相當な期間、等々を以て、つく

りあげたのが、釋放される人である。處が、保護事業家の多くは、一片の説諭や訓戒で忽ち遷善されるが

情と心やりを疑はねばならぬ。多くの力をそゝいで、そだてあげた受刑者を、どうして、外に送るのに、かく無關心でありうるか？ 今少しの親身の愛を示すが、當然ではないか？

願みず、その罪を刑務所の行刑に歸する。甚だ片腹いたたい次第である。

處が一方、刑務所は、また余りにも密行主義を奉じすぎてゐる。保護事業關係の人にさへ、外來の侵入者の如き態度を以てし、好感を余り示さない。これは刑務官の傳統的な偏狭な觀念である。之を冷靜に觀察するならば、そだてた親としての、心

い國家的施設が實現され、廣く刑務官も、その運行にあたりうるやうな途が講ぜられんことを、熱望すると共に、保護事業家や其他釋放後に關係ある人と、刑務所とのより接衡を希望せざるを得ない。一の牙城にたちこもり「人民」にあたりちらかしてゐて、行刑の社會進出も、何もないものだと思ふ。

行刑に於ける一二の問題

—慰安の問題と累進制の問題—

正 木 亮

□ 先日の刑務所長會同十七月三日より四日間—に於て司法大臣の諮問があつた中に、わたしの最も注目した問題は慰安の問題であつた。なんとすれば、現行監獄法の中には慰安といふ觀念が一つも認められて居らないのに司法大臣からこの諮問が爲されたといふことは、見やうによつては司法大臣みづからがこの點に付て行刑制度の改良を意圖しようと思つて居られるやうに見えるし、また刑罰の本質に關して現在のまゝでは狭きに失するのだと考へて居られるのではないかとも思はれたからである。

わたくしは、集まられた五十六名の刑務所長がどれほどの問題に蘊蓄を傾けて討論されることであらうかと深く期待して居たのである。なんとすれば、今日の行刑は二十年前の制定にかゝる監獄法に制縛されて居るし、それに、社會の文物は驚くべく進歩し、複雑になつて來て居るのであるから、從來の因襲に囚はるべく餘儀なくされて居る刑務所長はその因襲の血路を茲に見出されるのではなからうかと豫測し、さてこそ此の問題に大きな期待を持つて居たのであつた。

ところが、わたくしの期待は決して満足されなかつた。慰安といふものが、今日行はれて居るところの蓄音器と活動寫眞とさうしてラヂオの聴取、花卉の栽培、茶話會、特別圖書室の設置、文藝的教養だけを是認しようといふことに落付いただけで、わたくしの豫期したやうに屋外に於ける慰安、例へば競技、テニス、團體遊戯などは所謂犯罪防衛の手段として欠くことの出來ぬ問題だとは考へられないやうであつたし、行刑が教育であることの當然の結果として之を是認せねばならぬとも論ぜられなかつたし、またゲンツの謂つたやうにそれによつて囚人の劣情を壓抑しなければならぬものだと思つた人もなかつたやうである。

もちろん、今日の刑罰の本質論に就てもそれをネガチブに考へる人と、ポジチブに考へる人とのある今日であるから、その持たるる刑罰論に基いてその諮問を否定しようと思つて居る人もあつてしかるべきである。その持たるる刑罰論に基いて之を肯定する人もあつてしかるべきである。だが、わたくしは一時的な感情論や僅かな經驗の範圍を脱し得ない討論によつて、この重大問題を片付けて了ふことは刑務官即行刑改良家たらねばならぬわれわれのとるべき態度ではないと思ふ。

全國の刑務所にラヂオをひくさうだといふことが新聞紙を賑はしたことがあるが、新聞がその問題に興味を持つその根本の思想はなんであるか。わたくしは、それを以て社會が百年一日のごとく壁の中に單調な生活を爲さしめる行刑にあき足らなさを持つて居る結果だと考へたいのである。喜怒哀樂を超越せしめて居る今日の行刑をもつと社會化せしめねば人間の改造は出來ぬと考へるその社會思想のあらはれであると思ふ。それだけに、わたくしは刑務官から根本的な慰安問題が持ち出して欲しかつたのである。一般に慰安は囚人をあまやかすことになるやうに恐れられて居るやうである。社會の人々のあいだにはそんなことをすれば貧乏人は刑務所入を志願するだらうと考へられぬでもない。だが、もし世の中に刑務所入を志願する爲に泥棒を働くものがあれば、さやうな人々は危険性のある人々であるから刑務所に入れて教化するに些の躊躇を爲すべきではない。

だから、われわれはかやうな議論に顧みるよりも、むしろわれわれの過去の行刑成績に比照して考へねばならぬのである。陰鬱と單調と不活潑な拘禁生活が人間改造にどれほど有害であるかといふことを意識せらるる刑務官は早くよりの慰安問題の研究に當られて然るべきであつたと思ふのである。

□ わたくしの期待は満足されなかつたにしても、とにかくその諸問はある程度に於て是認されたのだからわたくしも亦その程度に於て満足すべきである。だが、わたくしは今一度この問題にふれて置かねばならぬ。

さきにも述べたやうに、わたくしはこの問題を三つの點から考察して置きたい。その一は刑事責任論と慰安との關係である。その二は社會教育と慰安との關係である。その三は囚人の性慾と慰安との關係である。

刑事責任として道義的責任といふことがとられるなら、慰安といふことを是認するとは極めてむづかしい。

なんとなれば道義的責任はその犯罪の意思とその犯罪の結果によつて犯人に痛苦が科せられるものであるし、従つてその生活も入所前の生活よりも進歩したものであつてはならないからである。だから、貧民窟から出て來た囚人に著音器やラヂオを聴かせることは刑罰の權衡の點から決して妥當なことではないのである。

之に反して、社會的責任論の立場から觀察すれば、慰安といふことは如何なる階級の人にも與へてよいしまた與へねばならぬことである。なんとなれば、社會的責任論とはわれわれの社會に妥協の出來る人間を作ることがその主眼であるから貧民窟の人々も救済しなければならぬし、犯人も救済しなければならぬのである。國家は貧民の健康も増進しなければならぬし、囚人の健康も増進してやらねばならぬのである。さうすることがわれわれの社會から犯罪を根絶する最上の手段だとするのである。だから、國家はそのどちらも救済しなければならぬし、二つ一緒には救済できない場合に於て衡平問題に囚はれて能ふべき一方の救済に躊躇すべきでは

ない。健全なる國民が一人でも多くなることは社會の平和が一層確實になるのだから、救済出來るものは貧民たると囚人たるとに先後のあるべきものではないしまたあつてはならぬものである。

さうして、囚人救済に於て今日の問題として何が一番必要であるか。わたくしは先づ刑務所の單調から救ふことを擧げねばならぬ。オスポーンのいつたやうに單調なる生活は人類を不徳に導くものである。その不徳に導くことから救はねば行刑はいつまでも累犯養成所になつて了はねばならぬ。犯人を累犯に導くがいゝか人類をレフアインするために慰安を與へるがいゝかといふ問題に觸れて來ると、われわれは最早慰安を與へることに躊躇することが出來なくなつて來るのである。

次に刑務所は陰鬱のたまり場所である。囚人が一度でも腹を抱へて笑つたことがあるであらうか。共同の和樂に楽しんだことがあるであらうか。そこに刑務所の欠陥があるのである。明るい生活の出來ぬ人間は暗の世界にすまねばならぬ。刑務所が暗い生活を強ひることは彼等に暗の世界に住むべく養成しつゝあることを誰が否定し得よう。だがわれわれは善良なる、換言すれば明るい國民として明い世界に住はすべく茲にその手段を講ぜねばならぬのである。それをわたくしは慰安に求めたいのである。

かくして、犯罪の培養地であるべき社會に立つたとき彼等はその社會に於ける誘惑に勝つことが出來るし、健全なる生活を持続し得るに到るのである。刑務所がその見解に立つて自由刑を執行して行くことに社會的責任論者は些の異存がないのである。

□ 刑事責任に就てかく社會的責任論が用ゐられることになると、行刑の目的が犯人をわれわれの社會に復歸せしめることに就て異論が起らない。犯人を社會に復歸せしむることに異論がなくなる以上行刑は犯人を社

會に復歸せしむる一の教育方法になつて來るのである。詳言すれば刑務所は社會的生活を教授する一の學校であらねばならなくなるのである。

刑罰は教育であるといふ現代の流行思想はかやうな論理からわり出されて來たものである。長いあいだ困りぬいた行刑の因襲から脱すべく實證的にわり出された議論なのである。さて、刑罰がしかく教育視されることになるるとどんな教育法をとればよいかといふことが問題になつて來る。從來の監獄法のやうに小學校教育だけではわれわれの社會に妥協する人間に仕立てるには不充分だと考へられるやうになつた。しかく組織的なさうして簡單化せられた教授法では社會に於ける萬象に對抗することが出来るものでないと考へらるることになつて來た。われわれの社會に於ては學校教育は教育上のわづかな部分にすぎないし、それだけでは人をして社會に妥協せしむるには充分でないと考へられるやうになつた。茲に於て目醒めて來たのが完全なる個人教育と公民教育とである。クララ・リープマンの謂つてゐるやうに完全な個人の總合が即ち完全な團體になることはいはずもがなであるが、さりとてパウル・バルトの謂つたやうにわれわれの生存文化は社會があつて始めて生ずることを忘れてはならぬのである。社會を前提として妥協すべく個人教育もすゝめられねばならなくなるのである。

だから、われわれは個人教育だけで終つてはならない。否々それで終るところか社會的な教育に進みつゝ個人教育をもして行かねばならぬのである。社會的教育に進みつゝ個人教育を進めて行くところに個人對社會の關係が養生され、われわれの日常生活の中には社會の爲めに拂はねばならぬ犠牲心が必要だといふことがおのづからに明かにされるのである。自己の利益を犠牲にして團體の爲めに盡さねばならぬといふことを意識さ

せられて來るのである。

だから、愛國心だとか、社會性だとかといふことは社會教育と個人教育との關係を離れては生れることは出來ないのである。モット・オスポーンが囚人自治制を是認したのは實にその爲めであつたし、クララ・リープマンはその關係に於て囚人の自治心は養ひ得るものだといつて居るのである。

さうして、クララ・リープマンは今の刑務所でその關係をもつともよく實現せしむる教育法はスポーツを擴く是認することだといつて居るのである。その意味からいつてスポーツは決して囚人をあまやかすものでもなければ單なる娛樂として考へる可きものではないのである。

わたくしは「行刑上の諸問題」の中で始めてこの慰安といふ問題にふれて見た。だが、それを慰安といふ言葉で概念することがそもそも妥當ではないやうである。小學校教育が知育を司るものであるし、著音器も活動寫真もスポーツもみな知育を司るものであることを決して否定し得られない。だから、少くとも刑罰が教育であるといふ前提の下に行刑をやつて居る刑務官たちはその意味に於て大に所謂慰安問題を是認せられて然るべきであつたのである。

常識のない人間は社會の落伍者である。今日の行刑は囚人の常識と無關心なのである。わたくしはその意味に於て今日の行刑に常識養成法としても亦慰安を是認して欲しかつたのである。

□ 最後に今日の行刑に於て最も不自然な點とされて居るものは何か。それは囚人の性問題に付ての無關心である。ある外國の刑務所長は拘禁生活が長びけば長びくほど性の衝動は萎微するものと公表して居るが、事實は反對に拘禁生活が長びけば反對に性的衝動は向上してゆくやうである。その證據には短期刑者には性的

反則が少いが長期刑者にはその反則で罰せらるるものが多い。

今日の行刑ではかゝる不自然な施設を爲して置いて然もその防壁に努めつゝあるのである。密偵式にそれを防壁すればするほど囚人の心はそれによつて貶せられつゝあるのであり、その貶心はひいて改善のさまたげとなりつゝあるのである。

完全なる夫婦愛は社會に於ける平和の基本である。それを今日の自由刑ではぶちこはして居るのである。それをこわされて居るが爲めに彼等は不倫な獸性を發揮しようとして居るのである。これを解決するにあらずんば行刑は竟に破綻すると考へたのが、ソヴィエト・ロシアの行刑立法であつたしプリシユケヤゲンツの論文であつたのである。

わたくしは今日の行刑にソヴィエト・ロシアのそのやうに休暇を是認しようとするほど急進的な考へを持つては居らぬが、さりとて今日のまゝにして置くことを欲しては居らない。では、いかなる方法によつて之を救済すればよいか。わたくしも亦その方法としてゲンツの主張にならねばならぬ。ゲンツはいつた「この性の問題はスポーツを奨励することによつて解決することが出来る」と。ゲンツのその主張も亦絶對的なものとは思はれぬが、とにかく妄想を男々しきスポーツに轉向せしむるためにこの種の慰安を擯げて行くことに理由がないとも謂はれない。

わが刑務所にそんな出来ごとはないといふ刑務官があれば、それは虚偽かからざれば改善事業に對して不忠實な人たちである。その問題を裏面の問題として捨て、了ふほど性問題は改善事業と縁のうすいものではなす。

わたくしは刑務官がかやうな裏面の問題にも着眼されてさうして改善作用の充實を期せらるゝとき行刑の科學的發達が期せらるるのではないかと思ふ。

その意味に於てわたくしは行刑問題としての慰安がこれ等の點とも比照して考へられねばならぬと思ふ。

□ 行刑に慰安が是認せらるるとしたなら、反面に於て行刑の秩序が紊されはしないであらうかと氣遣はれる。その實行として累進制と結び付けねばならぬとも考へられる。若しも慰安が累進制と結び付けられるならともすれば囚人たちはただ遊びたさに偽善的な行爲を取てしないとも限らない。従來の累進制にはとかくその弊があつた。看守の前で善を装つて多くの點數を得ようといふことが彼等の風であつた。エルガーはさやうな偽善でもそれが習性となれば本能的になるからいゝといつて居るが、さるにしても囚人のその偽善はなかなか本能的にはなり得なかつた。刑務官たちも亦累進制を技巧的にあつかつてお團子をやつたり、賞與金の額をましてやつたり、入浴度數をふやしてやつたりして囚人の從順さを買つて居た。

獲得したところの優遇が少時つづくとなれば彼等の間には不満が生れて來た。優遇を受くるのが當然であるかのやうに考へた。刑務官は更にお團子で次の從順さを釣つて行つた。そこに今日の累進制の欠陥が藏されて居るのである。

さやうなことをくりかへすと囚人の利己心を満足せしむる外に効力はないといふことがさげばれ出したのである。その結果としてクララ・リープマンは之までのやうな累進制を利己的累進制 *egoistical Progressiv-system* と名づけて之を批難した。利己的行動をあくまでつらぬくわれわれの社會生活はそれによつて破られるのである。今日の行刑は累進制によつてみづから社會の波亂の種をまきつゝあるのだと考へたのが、クラ

テ・リトプマンであつたのである。

彼女は之れからの累進制度は利己的累進制より自治的累進制にうつりかわらねばならぬといつて居る。囚人は當局から優遇されればそれをあまんにて享けて居ればそれでよいといふものではない。優遇されればそれだけ自己に重い負擔がかせられるといふ意識を持たすところに累進制の眞のねうちがあるのである。ひきんな例をとればわれわれの地位が高くなればわれわれはそれに相應して社會に多くの犠牲を拂はねばならなくなるしそれだけ他人の模範となつてゆかねばならぬではないか。社會の平和がそれによつて保たれるやうに囚人がその心持ちで累進制にあてはまつて呉れば改善作用としての累進制の効果は括目して待つべきものがあるのである。

今日の累進制はまことに形式的なものとどまつて居る。表面的に囚人をつりあげてそれによつて僅かに刑務所のうはへの平和に陶醉しようとして居るのである。これに陶醉することがなげれば行刑はそれによつて墮落してゆくのである。だから、われわれはこゝに累進制の概念に立て直しを試みねばならなくなつた。それが則ち今日の行刑問題としての累進制である。

約言すれば今日の累進制は囚人にあてはまるものでなくて、囚人をして累進制にあてはまるやうに努力せしめることにしてゆかねばならぬといふことになつて來た。行刑の改良はそれによつて來る。利己的累進制をすて、自治的累進制にたよること、これも亦刑務官にとつては實に大きな問題であるし、今日の行刑改良問題としてもゆるがせに出來ぬ問題である。

東洋刑事法制史 [-]

佐伯 復 堂

東洋法制史は大別して、東洋刑事法制史及び東洋民事法制史の二と爲すを得るが、東洋刑事法制史は、支那歴代の刑罰と之に伴ふ法律制度が、如何なる形式、如何なる内容、如何なる性質であつて、各時代に於ける國民生生活と、如何に關係したかを記述するものである。簡言すれば支那國民の刑事法制に關する生活史である。

東洋刑事法制史の根柢となる刑事史料は、唐虞三代より漢唐宋明等まで、茫々五千年を通ずる事跡で、その中、刑事史料として採擇すべき文書だけにても、經・史・子・集・相合して幾萬卷なるを知らざるのである。而してこの多量の文書を讀破して、支那の法律現象を認識し、之を拔萃組織したものに「無刑錄」がある。無刑錄は帝王道に由りて刑政を施すべき理想の下に、支那歴代の天子が、帝王道に對して如何なる交渉あるかを分類記述せるものであつて、定に百代不磨の大典である。

帝王道は帝王として實踐すべき正道である。箇の正道に據つて國家を統治することを徳治（徳化、禮治）主

義と稱するのである。國家統治上に就て、公平、正義、中道、仁愛を標準として、國民を天と爲し、こゝに國民の自由と平等とを認め、天の定むる政道即ち國民全體の意識を行ふを以て帝王の職分とし、こゝに國民の生存權と參政權等、あらゆる國民權利の伸張する餘地を存する所に、帝王道の尊き價值を含んでゐる。天下は天下の天下で、天子の天下ではないといふことを、天子が自覺して、始めて帝王の名を演さざるものといふのである。これ故に帝王道は、民主國體に於ては、民衆として實踐せねばならぬ正道即ち民衆道である。帝王道と民衆道とは、名を異にし實を同じうするもので、各時代に依つてその發現様式を同じうせざるのみである。



東洋刑事法制史の中核を爲す刑罰問題に就て、先づ研考すべき點は、刑罰の主義であるが、支那の刑罰は、決して一方の主義に固着せず、單に刑は刑なきに期すといふ無刑主義を基礎觀念とする所に、その特色を有するのである。即ち刑罰を課する所以は、刑罰を要せざるを目的とする。刑罰は犯行に對する應報なりといふ觀念もあり、刑罰は社會を防衛する手段なりといふ目的觀念もあり、その防衛方法に就ても、事前に豫防する觀念、事後に豫防する觀念、刑罰そのものに伴ふ一般豫防觀念、犯人の人格を基礎とする特別豫防觀念即ち犯人改悛を目的とする觀念、將た又た應報主義と目的主義との折衷觀念即ち刑事責任の基礎分量は、正義の要求と社會の必要との範圍内に限らるべきものとする觀念、刑事責任の基礎は、正義の要求に由り、刑事責任の分量は、社會の必要に由るとする觀念等もある。之を要するに無刑主義の内容は、各時代を綜合して觀察するときそこには頗る複雑したる多方的觀念を以て形造られてゐることを見出すのである。しかし、支那の刑事法制史は、之を刑罰觀念より見るに、時代の經過は徒らに變遷したのであつて、發達したものでない。若し發達の點

より觀れば、蓋し虞・夏・殷・周の盛王時代に過ぐるものなかるべく、降つては漢の文帝、唐の太宗等の時代に勝るものを見ないのである。



然らば支那の刑罰觀念は、何物に由つて認識すべきか。即ちその觀念を認識する對象は、之を如何なる事象に求むべきかといふことが問題になるのであるが、余はこの對象を分類して大凡三項と爲すものである。その一は語源である。その二は思想である。その三は史實である。そこで第一、語源に就て「説文」は左の如く記載してゐる。

刑^ハ刑^ノ也。刀^モ守^ル井^ヲ也。飲^ク水^ノ人^入井^ニ陷^ル於^川。刀^モ守^ル之^ヲ。割^リ其^情也。罔^ハ爲^ス警^守刀^ヲ。言^ハ爲^レ罪^ニ。罰^之爲^レ言^内也。陷^ル於^害也。

説文のこの文は、誤脱ありと見られてゐる。初學記所引、春秋元命苞には、
 井^ノ飲^ノ人^則人^々樂^レ之^不已^也。則^チ自^ニ陷^ル於^泉。故^ニ加^フ刀^ヲ。謂^フ之^刑。欲^シ人^々畏^レ懼^以全^ク命^也。罔^ハ言^爲爲^レ警^守刀^ヲ。刀^モ守^ル警^爲爲^レ罰^也。罰^之爲^レ言^内也。陷^ル於^害也。

とあり、その註に、
 言^ハ以^テ刀^ヲ守^ル之^則不^レ動^カ矣。今^イ作^リ計^用寸^ハ丈^尺也。言^ハ以^テ細^墨之^事也。

とある。惟ふに太古の世、人智進まず、よき飲料水を掘りあつることは、容易のことではなかつた。従つて良き飲料水を得れば、飲んで飲み争つて酌み、或は泉に陥りて死し、或は泉枯れて苦む。ここに於て井傍に吏立ち、刀を執つて之を守り、人をして之を飲み之を酌むに制限あらしめた。ここに始めて人々畏懼して節制する所あり

り、その生命を全うするに至つた。若し吏命を用ひず、乱暴する者あれば斬首され、罵詈する者あれば叱責されたが、叱責は罰で、斬首は刑である。説文に、

刑罰也。从刀斤聲。罵詈也。从言。罰。擧之小者。从刀。詈。未以刀有所賊。但持刀置罰則應罰。

とある。即ち罵詈するだけの者に對しては、刀を以てその身體を賊ふに至らず、刀は手にひかえ持つに止り口で叱責するだけの罪に入る意である。網言は、言を以て人を罵に内ること即ち罪に陥ること後世ノ罵罪である。網言の合字は詈で、詈に刀を加へたものが罰である。吏が刀を以て詈る意か。罰の文字は今は罰に作り、刀の代りに寸を用ふるが、寸丈尺也。言納以繩墨之事と註せられ、官憲が刀を以て井を守れば、飲む人畏懼して乱暴せず罵詈せず、能く沈黙を守るを常態とする。若し之に反抗して縦令乱暴せざるまでも罵詈する者あれば、法罔の中に投ずる。即ち叱責の罰即ち罵詈を科するのである。寸はモノサシ（丈尺）、モノサシは繩墨、繩墨は法罔（法度）の意である。又た刀もて之を守るといふ守の文字は、ウの従ふのであるが、ウは寺府（即ち法術）寸は丈尺即ち法罔の意である。これに山つて之を觀れば、刑罰の文字は協同生活する民人を防衛する目的の下に、官憲の威赫若くは制裁を加ふることを意味するものと解釋すべきである。

次に法の文字を見るに、古文にては灑と書し、又た灑若くは灑と書いてゐた。而して今日の法といふ文字は説文に法、今文省とあり、灑といふ古文を省略するものであることを述べてゐる。この灑には如何なる意義を有するかに就て、説文は左の如く示してゐる。

灑、刑也。平之如水。从水。灑、所以觸不直者去之。从灑。去。灑、解鳥獸也。似牛一角。古者決訟。令觸不直者。

解鳥獸は一に獬豸とも書く。一種の神羊なりといふ。能く直（正直）不直（邪曲）を辨別する神力を有する獸と傳へられてゐる。故に人が訴訟を起して曲直正邪を争ふとき、この獬豸を出せば、必ず不直者に觸るるより、法吏はその被觸者を邪曲なる者とし、生活を協同しないのである。去之の之は、不直者を指し、去るは棄て去ること、俗にいふ見捨てることで、その協同生活より引離すことと解すべきである。尙ほ水の如く平にすとは、均布即ち均平の意を表したるもので、法といふ文字には、正直、均平の義を有するものである。今日の法語を藉りていへば、正義と公平の意を含むのである。

この均布といふ義は、法といふ文字と同じく律といふ文字にも具有してゐる。説文の解詁に、律は均布の意とあり。段註には、律者所以範天下之不一而歸於一。故曰均布とある。故に歸一といふ意味には、公平、正確、平等、規範などの義を含むといひ得るのである。抑々律といふ語は、初め虞書（書經）に見えたが蓋し度量衡は、法を律に受けたもので、黍を積んで以て盈つれば、錙銖の爽なしといつて、支那に於ては、總て度の長短、衡の輕重、量の多寡は、その標準を律に取るのである。律は一定の竹管にて作り、以て聲音を正す器であるが、之を以て度量衡を作る標準としたのである。所謂一種の笛を作り、この笛で規定した音樂の調子をも律といふのであるが、この音調を陰陽十二に分ち、陽六を六律といひ、陰六を六呂といひ、合して十二

律といふのである。支那ではこの六律で度量衡を正してゐたが、その如く群情を裁判し、諸罪を断定する制刑の書も亦た律と名けた。律を法と通名にしたのは、昉めて孔疏に見えた。周易に、師出以律とあるが、孔の疏に律法也とある。これ蓋し法と律と名を通じたる嚆矢であらう。後世商鞅は、法を改めて律としたが、その以前にありては、法と律とを通用したことを聞かない。かの李悝の著書の如きも、法経といつたが律経とはいはなかつた。法と律との文字の解詁は略、かくの如くである。その他、式は法なり、型は法なりとの意を以て法を規矩、形式の義に取る論者もあるが、稍々牽強附會の譏を免れまいと考へる。以上、刑罰及び法律といふ文字は、如何なる觀念を含蓄するかを觀察し、この觀念を以て、東洋に於ける法律刑罰の古代思想を認識する資料の第一とする。

第二、思想に就ては、最古は道家即ち黄老、其次は儒家即ち孔孟、再次は墨家即ち墨翟、最後は法家即管商申韓であるが、元來黄帝、老子、莊子及び墨子等の思想は、刑罰觀念若くは法律思想に影響してゐる事實を認識さるるも、これ等諸子の根本觀念が、法律又は刑罰と相容れざる以上、之を以て法律思想、刑罰觀念の基礎とすることは、固より不可能と謂はねばならぬ。無爲に立脚する老子は、現在立法を否認し、兼愛に立脚する墨子は、現在國家を否認するは、當然の歸結である。これらの主張は、一の人生觀たるを失はざるも、決して法律觀とはならぬのである。唯部分的にその言を採擇すれば、法家の法治と符合する點なしとしない。儒家の徳治と一致する點なしとしない。時弊を救ふ上より觀察すれば、老墨の主張は、蓋し肯綮に中るものであつたとも信ずる。しかし、之を以て法律思想、刑罰觀念を全体的に説明する基礎となすこと能はざるのである。例

へば墨子經上に、法所若而然也といふ、この一句に止りていへば、法とは一定の成法に順ふべしといふことで、一般の國家思想と毫も杆格しないのであるが、墨子兼愛上に、視人國若其國誰攻といふは、國家の觀念を無視する思想であるが如きものである。

然るに儒家の徳治主義と法家の法治主義は、之を法律思想、刑罰觀念より觀て、孰れも皆堂々たる主義である。儒家の所謂徳治は、法治を以て徳治を害ふ具とするものと、法治を以て徳治を輔くる具とするものとの二あるが、前者は治國の根據を單に人治主義に置き、聖君を想像してその治績を説くもので、專制時代に於ける空想である。如何なる聖天子と雖、法律と刑罰をその考慮に入れずして、統治の成績を擧げ得たものがない。刑措、囹圄といふことがあつたが、それは刑罰を施行する機會なく、従つて囹圄の空しきを告げたといふに止まり、刑罰の規定、囹圄の設備なしといふのではない。所謂「五刑を明かにして以て五教を弼くる」は、舜と雖も亦た免れざる所である。朱子は大禹謨（書經）に注して、

刑以督之。懲一人而天下知所勸戒。所謂辟以止辟。雖曰殺之而仁愛之實。已行乎中。

とは、この點である。聖人の治國は、道德を以て民を化するを本とする。而して刑罰は特にその及ばざる所を輔くるのみである。

法家の法治は然らず。一切法律で國家を統治し、道德を眼中に置かない主義である。而してその思想は、儒

家、道家、墨家の三大思想から構成した痕跡を看取し得るのである。換言すれば、儒家より名分の思想を取り道家より無爲の思想を取り、墨家より尊同の思想を取つた。しかし、その淵源する所は、遠く管子にありて、李悝によりて大成し、韓非によりて爛熟した観がある。

彼等は徳治主義を以て人治主義と爲し、之を法治主義に比すれば、統治に一定の規矩なく、君主その人を得難く、偶然的治安あるも必然的治安なく、主觀的標準あるも客觀的標準がないと論難する。しかし、徳治は法治と背馳するものでなく、法治は徳治の及ばざる所を助成する意に於て、徳治の一種といふも不可なきものである。徳治主義者の多くは人類の性惡を以て前提と爲し、法治主義者の多くは人類の性善を以て前提とする。國家の起原に就ても、法治主義者は、主として權力を治國の原因とし、徳治主義者は主として家族を治國の原因とする。

法治主義の第一の短所は、統治の大權を總攬する君主を制裁する何物もない點である。君主は法律刑罰を自由に改廢する權を有するも、その法律に服従せねばならぬ義務がない。之に對して徳治主義は、憲法に於てその君主の大權を制限する條文がないにしても、不文憲法として祖宗の懿訓に服従し、自己の自由に法律を改廢しない所に、その長所を有するを知らねばならない。法治主義の第二の短所は、法律に絶對的價値を附與する點にあるが、法律は道德と相待ちてこそ必要なものであつて、法律の行はれてゐる一面には、必ず道德が之に隨伴して行はれてゐるのであるが、徳治を無視せる法治は、所謂免れて耻なき陋劣者を化成するを常とする。しかし、徒らに徳治を崇びて、法治を卑めば、刑罰に於て濫縱となり、遂に乱階となる。徳治主義と法治

主義の調和融合は、東洋に於ける帝王道であつて、之を刑罰に適用したものが所謂無刑主義である。

第三史實に就ては、上は虞・夏・商・周より下は漢・唐・宋・明等に亘り、王道に本づく徳治主義、刑道に本づく法治主義、法律思想に影響した儒家、道家、墨家の學說、刑政に盡した英主、顯相、鉅儒、名臣の文獻、一々擧げ來らば、茫々五千年間の書冊は、汗牛充棟の多量に達するのであるが、假りに虞夏、成周、漢代、唐代、宋代、明代等に別たば、其最も進歩した法律思想及び刑罰觀念は、時代の順序から之を観ると、第一に虞代、第二に周代、第三に漢代、第四に唐代、第五に明代を擧げざるを得ない。しかし、その各時代の中心は、結局周代文化であつた。周化文化の記録は、他の諸記録と共に、考證上そのままに信じ難きものもあるが、考證は未だ定説に至らざる限り、古來の通説に従つて之を史實となすも、亦た止むを得ざることである。史實は時代の産物である。東洋の史實は、東洋固有の産物である。支那の刑律と刑罰と之に伴ふ制度が、起仆消長する所に、その當時の社會意識を観察せねばならぬ。例へば周代文化が後世長へに企及し得ざる所以は、果して爲政者の罪か、國人の罪か、それとも時代の趨勢の罪かといふことに着意すべきが如くである。史實は固より思想でない。即ち思想の結果である。この結果に即して、法律及び刑罰の價値を判斷し、且つその結果が前代後世と如何に關係するかをも認識せねばならぬ。余はこれ等の史實及び思想を主として無刑録に取り、交叉するに經史子集その他の文書を以てし、以下序を追つて東洋刑事法制史即ち支那に於ける刑罰の變遷を撰述しよう。

刑事裁判官の觀たる刑務所

坂本英雄

刑罰の目的は勿論應報的であるといふべきものではない。目的主義的に觀なければならぬ。私共は毎日どの位の刑罰を量定したら、果して被告人を犠牲に供しなくして社會を防衛し得べきか、そして社會を防衛して且被告人を改善せしめ得べきかに苦しみつゞけて居る。

刑罰を目的思想的に量定しようとするには、先づ從來吾々の先輩の時代から慣習付けられ來つた相場に依る刑の量定の現行制度を打破しなければならぬ。犯人の環境を詳察しなくて、初犯だから六月、一年、二犯だから一年、一年六月と云ふ様の現行刑の量定制度は實に非文化的のものである。それは一定刑を量定しなければならぬ現行法の下に於ては、寧ろ不可能事の外を出でまい。それであるから、近世刑法典は一律に相場に依る刑の量定制度を破つて、刑の量定に關する一定の標準を定め

て居る。(註一) 我刑法改正豫備草案の上に於ても亦同様である。(註二)

茲に於て、私共刑事の裁判に凡そ終日のタイムをなやまして居る者は、刑務所の實際に對して考察を加へなければならぬ。

現行刑務所制度の實質は、刑罰應報思想の下に形成せられたものであると云ふことは何人も異論あるまい。異論を有する人は、實際の内部を考察すればその包懐せる疑惑は雲散霧消することであらう。斯の如く、現行收容制度は應報主義的であるが故に、若しそこに何等かの改革を附加せずして、目的主義的に刑罰を量定せられたる被告人に、刑罰を科するならば、それは親の心子知らずで、折角裁判所で苦しみ抜いた刑罰の量定をしても、何の效果をも齎さない結果となる。

刑罰を目的思想的に量定しなければならぬと云ふ考想は、近世の當初から學者の間に叫ばれたところであつて従つて私共は、刑事の裁判に着手したる當時より、相場に依る刑の量定觀念を極度に排斥して、主觀主義的の量定を實行しつゝある。そしてその結果、刑執行猶豫をつけた被告人の爾後の成績は頗る良好であるけれ共、實刑を宣告せられて刑務所に收容の被告人に對する現行制度の効績は大なる疑惑ものであらう。

私共の取扱つた被告人中、刑務所につとめて居る者の成績は目下名古屋刑務所長に依頼し調査中であつて、孰れ早晚面白い結果を得られるであらうと楽しみにして待つて居る。

兎に角目的主義的に量定せられたる被告人が、應報主義的に強制收容せらるゝのであるから、その過半数は刑法主觀主義が實際上の刑法客觀主義に壓倒せらるゝの姿となり面白からざる結果を表現すべきは理論上當然であらねばならない。現在の刑法制度が累犯人を熱心に製造しつゝあることなどもその一面の現象と見ることも出来やう。

三 刑法主觀主義を實際に適用して行かうとして居る、私

共刑事裁判所の立場から見れば、刑務所制度の實質主觀主義的に改正することは獨り刑事政策上の問題たるに止まらず社會政策上の問題として當面緊急の事業であらうと信ずる。

四 それでなければ、吾々が從來の相場に依る刑の量定制度を破壊することに努力し、刑の量定に一新機軸を開拓しても、結局無意義に終らざるを得ない。

然らば、現行刑務所制度を主觀主義的に進化せしむるには如何にしたらよいであらうか、この問題は具體的に之を説明すれば相當至難の性質のものである、何となれば現行刑務所制度の方面を、刑法人格主義的に指導するの抽象的方策は、近世先進國に於ける各行刑制度を明白にして、その主觀的性質の部分のみを標準に改正しなければならぬからである。

一九二七年の獨逸行刑法草案同年度獨逸刑法草案、同年度伊太利刑法草案の上に表はれたる規定の如きは、右の點に對して相當の参考となるべきものであらう。

吾々は現行刑務所制度は犯罪人の完成所であると考え、吾々が現行刑務所制度は犯罪人の完成所であると考え、再犯に製造しつゝあるか、その驚くべき數字は刑事統計

年報が雄辯に吾々に物語つて居る。斯の如き現象は、應報主義の行刑觀念の獨りよく結果せしむるところであつて、人格主義の行刑方法の無關係のものである、故に吾々には、實刑を科して社會的に適合せしめて欲しい被告人であつても、それに初犯者であるなら、現行行刑制度の下に於ては、本當の犯罪人に悪化して仕舞ふとを怖れて無理な刑の執行猶豫をしなければならぬ場合もあるこれは決して刑法主觀主義の理論でもなければ又客觀主義の結論とするところでもない。要するに曖昧の裁判をしなければならぬ様苦しい立場になることがある。

故に吾々は行刑制度を人格主義に改正するに刑事政策上當面極めて必要の事業であると信じて疑はない。

五

刑事の裁判官として更に吾々の叫ばなければならぬことは、刑務所と刑事裁判所との交通をもつと自由にしたい點である。兎角刑務所は刑の執行のみを以て能事終れるものと考へて、刑事裁判所の接近を甘受してくれない。甚だしい人になると裁判官が刑務所に行くことを以て權限の侵害だなど、云ふ人さへある。然し乍ら、吾々は自分の裁判した被告人に對する刑の執行を常に觀察することは寧ろ當然裁判官職務上の義務であつて、刑務所と接近しない刑事裁判官の不親切を憤慨するものである。刑事の判事は常に被告人に接し、社會的適合

の機會を出来るだけ多く與へ、被告人をして受刑中失望せしめず、一度刑務所を出所したならば就職に奔走してやる位の誠意と力がなければ到底犯人改善の刑法最大の事業の遂行は出来まいと考へて居る。吾々はケトリーの所謂犯罪社會環境説を以て正當である刑法理論なりと考へて居る。犯罪人の四圍の社會條件が犯罪を犯さしむることは否定することが出来ない。さうであるから、犯罪人に常に接近してその情と涙を喚起せしめたならば、犯罪人の社會的適合の事業は案外容易のものではあるまいか。又吾々は現に斯様にして本當に被告人を改善せしめたる實例を有して居るのである。

六

然るに裁判所が刑務所に接近することを以て、權限の侵害であるとか何とか解するのは、錯誤の極端のものであつて、むしろ刑事の判事が被告人と接近することは之を大に歡迎してほしいものである。彼の少年に對する不定期刑中何年の執行を以て出所せしむべきかの問題、又は假出獄の時期の問題の如きは、或裁判官の現に實行して居る様に當然被告人に接近して居る係の判事の意見に依つて之を決定せしむるを完全のものとするべきであらう。各被告人の個性に疎い刑務所の長官が其時期の裁定を爲すよりも、遙に優れるものではあるまいか。

刑罰の執行に關する理論に於て、新舊孰れを實現すべきかの叙上フラーゲは、行刑問題の根本を形成するところのものであるけれど、その他いろいろ考想するとき、吾々は封建制度が現實社會に最も多量に残留せられて居るところ、それは刑務所であらうと考へる。封建制度のすべてが皆完全に悪いものでもあるまい。然し乍ら、被告人を改善せしむるに、刑務所の任務であるとしたならば、現實殘留せられてゐるそれら封建制度の遺骸は到底刑務所の任務を遂行するに絶對の妨害となるものであらねばならない。もつと昭和の太陽の光を刑務所の壁の内に、さし込むわけには行かぬものだらうか。飛行機で旅客運送をやらうと云ふ様の空氣を刑務所の中にも十分に入れたいものである。刑事の裁判官はいろくの註文を澤山持つて居る。(完)

註一

例之、一九二五年獨逸刑法草案第六十七條、一九二七年同國刑法草案第六十九條等參照。第六十九條に曰く、刑の量定を爲すに當りては、裁判所は主として行ふのが如何なる程度まで犯人の心情又は意向に基くものなるか及行刑が如何なる程度迄、犯人に對して非難を加ふべからざる原因に基くものなりやを考へざるべからず。而して特に左の事項を斟酌すべし。

(イ)

行爲の動機及刺戟、犯人の目的、行爲の爲に賣したる

註二

意志の持續性及行爲の手段、犯人の責任に歸着せしむべき行爲の結果、犯人の辨別力の程度及其意思に及ぼす病的障礙、又は類似の障礙の影響、犯人の従前の經歷、其行爲及刑の言渡當時に於ける犯人一身上及經濟の事情、行爲後に於ける犯人の行狀、特に犯人が行爲に因り發生したる損害を回復することに努力したるや否や、

(ハ)(ロ)

- 一、 犯罪の常習の有無、
- 二、 犯罪の動機忠孝其他道義上又は公益上特に非難すべきものなりや又は宥恕すべきものなりや、
- 三、 犯罪の動機、恐怖、狼狽、挑發、監督關係に基く威迫群集暗示其他之に類する事由に基くものなりや否、
- 四、 親族、後見、其他の監督關係又は師弟の關係を濫用又は蔑視して罪を犯し又は罪を犯さしめたるものなりや否、
- 五、 犯罪手段慘酷巧妙又は大規模なりや否、
- 六、 犯罪に因り發生したる危害の大小輕重、
- 七、 罪を犯したる後悔悟して損害を賠償し、其他實害を軽減する爲努力を爲したりや否、

Complexities of Crime
 Zechariah Chafee

犯罪の複雑性

米國ハーバード大學法學部教授

ゼカリヤ・シャフビー

(一)

プレジデント・フーバーは今度「法規勵行委員會」を設
 置して、犯罪問題を調査せらるゝこととなつたが、これは
 頗る面倒な事業である。犯罪問題に關する最も重大なり
 とすべき事實は、それが多方面のプログラム（問題）に
 關聯してゐることである。單一な犯罪の原因といふもの
 もなく、また、犯罪に對する單一な救治方法といふもの
 もないのである。實を言ふと、犯罪といふものは決して
 完全に救治得るものではないであらう。人間の多くの疾
 患の如く根絶し得るものではなく、緩かにただ減却せら

れ得るに過ぎないものであらう。しかも、これさへも、
 長く辛抱して慎重な研究を要すること、特にアメリカ
 では、今迄に生長して來て國民生活と離れがなくなつて
 ゐるトラディション（傳統習慣）を犠牲に供しなければ
 到底望みがたいことなのである。

犯罪に對する社會のキヤムペーン（撲滅運動）は四段
 に分たれる。その内で、第一段の最も重要なものは、
 機會的犯人（Potential offenders）——現在に犯人では
 ないが、機會があれば立派な犯人になる——による犯罪
 の防止である。これがためには實際の犯人（Actual
 offenders）たるものゝ過去の生活を出来るだけよく知

らなければならぬのである。世間の人は、凡てのクリ
 ミナル（犯人）は或る評判の高い惡黨に倣てゐるものと
 思ひ、そして、法律の威嚇を唯一無二の防止策であると
 信じがちなものであるが、しかし、事實は之に反して、
 法律を犯すものは實に多種多様で——職業的の惡漢は固
 より、殺人狂やら、普通仕事に向かない低能者や、夫婦
 生活の破綻に苦しむ人やら、眞面目な職業に慣れず、且
 つ興味の無い單調な近代的勞働に、反抗する冒險好きな青
 年やら、みんな一口に犯罪者といふものゝ中に一括せ
 られてしまふのである。かういふ種々異つた傾向を有つ
 てゐるものに對し、その犯罪を行はざる以前、巧みにこ
 れが對應の策を講じようとするには、あらゆる方法が必
 要なのである。固より、法律に對する恐怖がその一方
 であるのは疑ひもないとて、この方法は犯罪に伴ふ處罰
 の迅速にして且つ確實であれば一層有効であるが、こ
 れは屢々不成功に終るのである。例へば、妻を殺して自
 分も自殺してしまふといふような嫉妬深い男に對して法
 律の恐怖の如きは何の効力もないのである。法律の恐怖
 の外に、人を犯罪に導く強い感情——激怒、貪慾、長い
 間の放埒な習慣といふようなものに對抗するには別の方
 法が必要になるのである。法を犯かすことを危険なもの

とするとは可い方法に違いないが、法を犯すことを不自
 然なものとしつまらないものだと思はせるようにする方
 が更らに一層策の得たるものといふべきである。この方
 法は機會犯人の心を翻さしめると同時に、必然的にその
 環境をも改めて行く方法である。

(二)

吾人は犯罪者を知る前に、内自ら省ることによつて、
 却て彼等に關して多くの事を知ることができるのであ
 る。先づ第一に、我々は一体全体何んが故に法律に服従
 するのであるか、と考へて見るがよい。決して處罰の恐
 怖からばかりではない。たとへ殺人や窃盜に對する法文
 が悉く取除かれたとしても、普通人間の大部分は直ぐに
 人を殺したり盜みをしたりするものはあるまい。別の法
 規とても之と同じで、法律といふものは人を威嚇するよ
 りもむしろ指導するものとして役に立つてゐるものであ
 る。早い話が、我々は何人も交通巡査（Traffic Police）
 の命令にはよく服従するのであるが、これは何も交通巡
 査がそのシグナル（合圖）に背くものに刑罰を科する權
 力を有つてゐるがためではない。交通巡査が自動車を持
 ても若し之を運轉するものが悉く一緒になつて彼を眼

中に置かうとしなかつたら、彼はどうしようもないのである。一人二人のドライバー（運轉手）を捕へててゐる間に幾百のカー（自動車）は走つて行つてしまふのである。交通巡査のシグナルに従ふのが交通整理上一番確實な方法であることを知るが故に、吾々は交通巡査のいふことをきくのである。然らずんば怖るべき災害の生ずるのを好まないから一時の不快を忍んでゐるのである。逡法の利益を信ずるといふことが之に對する服従の最も力強い保證なのである。

また別な方面から我々が敢て違犯して顧みない法律はどんなものであるかと考へて見る。プレシデント・フーパーが法律勵行のために委員を設けたのは非常に結構なことではあるが、彼は、密輸入とか、酒の密賣とか、暴力越過とか、風俗填乱といふが如き違法行爲を何故に其他の方面では眞面目な市民が違犯を敢てして顧みないかといふ理由をまた十分に討究すべき機会を取らなかつたようである。所謂重罪の場合の如く、かゝる場合にも法律を制定して保護すべき社會的必要の存することは未だ廣く社會一般から明に認識せられてゐないのである。社會的必要に對する信念の欠けてゐる場合に、只だ法律で威嚇しても効果は少いもので、犯罪の結果獲る所さへ

多ければ、法律を破つても毫も顧みないものである。故處にも再び我々自身の心的態度は犯罪者の動機を理解する助けとなるのである。これが法律の勵行を難からしむる所以で、しかも亦た犯罪者の心理を變化せしめることもできない所以なのである。

多數のもの、反對を惹起した法規は法律尊重の念をかち得るものでなく、従つて速かに廢止さるべきものであるといふことは屢々主張せらるゝ所である。「一社會の道德感を脅かさない長い間の慣習は、社會の一部のもの、他の慾望に對して議會を通過せしめた立法上の宣言で之を犯罪に變化せしむることはできない。犯罪は法律のように作られるものでなく、發見さるべきものである」とは禁酒法に反對する一群の有力な法律家の言ふ所である。しかし、これは、法律といふものはいかに聰明を欠いたものでも、それが法律であるが爲の故を以て効力を有つものである、といふ反對の議論と同じく半面の眞理たるに過ぎないものである。現代の急激に變化して行く産業並びに人口状態は、斷えず新しい社會的必要を生み出して行くもので、この社會的必要は廣く一般的に認めらるゝ以前に法律上の擁護を受けなければならぬものである。若し反對するものが多數なるの故を以

てその刑罰法規を否とすべき終局的な主張なりとしたならば、種痘法や、工場法や、銀行監督法や、借家法の如きは決して存在しなかつたであらう。むしろ却て社會的必要を一箇の法律とすることは、屢々久しからずして社會をしてその必要を認識せしむる捷徑となるのである。然し、自分は或る法律に對する廣い範圍に亘つた反對論を無視しても差支ないといふのではない。むしろ、かゝる反對ありてこそ、その法律に社會的必要の存するといふ主張を慎重に考量して見ることもなるのである。この社會的必要は之に關する法律の十分に勵行もされない長い月日の苦痛を忍ぶだけの大きな價值を有つてゐるものだらうか、と考慮する時は、或る場合には法律の侮蔑といふ當然避くべからざる弊害にもまして社會的利益の多い事もあり、またさうでないこともある。これはそれ／＼の場合で判断すべきで、一概に大體論から決すべきことではない。

法律の尊重すべきものであるを教へ込むには廣く法律以外の機關によつてなされるべきものである。人の親たるものは固より、學校、チャーチ、新聞紙の如き社會的機關は是非共此事に當らなければならぬ。法律以外に犯罪を左右する他の重要な要因は、經濟的事情である。失

業又は勞働節約のための機械の採用によつて今迄の正から離れた人々、又は進路も開かず満足も得られないうだ食ふだけの仕事に追はれてゐる少青年は往々にして犯人仲間へ入つて行くものである。職業指導 (Vocational guidance) の施設は多くの場合後に舉げた原因を除くことができる。高率の賃金は其自身で犯罪の救済方法となるものではない。何となれば、盗みや酒の密賣から得られる程の収入を、最初から出す正路な職業は澤山あるものではない。とはいふものゝ最低賃銀を定めることは是非共必要で、少年の好む職業は直ちに規則正しい習慣と希望と眞面目な忠實さを作り出すもので、従つて犯罪に誘はれる虞もなくなるのである。

(三)

以上は犯罪豫防の問題を極めて簡略に説き示したものであるが、これだけでも少くもこの問題の複雑さと、關係する所の廣いことを知るに足るのである。

豫防共効なく、終に犯罪の行はるゝに至つた時、社會は第二段のキヤムベーンに着手すべく餘儀なくせらるるのである。即ち——捜査と逮捕の段取りとなるのである。これも亦た大部分は法律上の問題でなく、その成功

は主として警察の組織の善悪に依て存する所である。行政に屬する仕事である。若し吾人が警察の能率を確實なものとしようとするならば、色々の形之に對する代價を支拂はなければならぬのである。先づ第一に政黨屋をしてその勢力を警察に及ぼさしめないようにしなければならぬ。次には金である。警察官も亦た弱い人間であつて見れば、單に彼等に制服と徽章とちつとばかりの給料をあてがつて、それで大規模の法律違犯を商買としてゐるもの共の提供する誘惑から彼等を遠けようとするのは、不可能の事である。警察官に支拂はるべき給料が相當なものとしても、到底賄賂の額には及ばない。が少くも彼等の位地なり身分なりに相當する給料と職權とは與へることができるのである。是に至つて初めて、怒つて敵の贈り物を斥ける軍人と等しい忠實を望むことが出来るのである。

警察官の能率を確實にするために拂はなければならぬもう一つの代價は、實行し得る以上の事を彼等に要求しないことである。やたらに法律を作るのはアメリカ人の癖だが、これは徒らにくだらぬ犯罪を増すばかりで、警察力を多方面に割いて之を弱めるばかりである。最後にアメリカでは歐洲大陸に於ける「警察國」

れてゐる。其他の人々も、少くも都市に在ては、出來得る限り陪審官たるの義務を避けたかるのである。或は又た刑事の審理に適してゐると思ふものも、屢々忌避され然らざるものはグランド・ヂュリー（大陪審官——公訴の豫審をなすものにして十二人より二十三人に至る）や民事へ流用されるのである。若し婚約訟訴（contract suits）を判事に任せ、單に形式に止まるクランド・ヂュリーを廢し、陪審官に對する忌避を制限し、審理を簡捷にして多忙な人達に負はされた陪審の責務を軽くすると同時に、義務の免除を減少したならば、刑事裁判に利用し得可き最善の人物を獲られたと思ふのである。審理の遅延といふことは凡ての刑事訟訴に尤も忌むべきであるにも拘らず、わがアメリカの法律家の間にひろがつてゐる惡むべき習慣といつてもいいのである。犯罪を少なくしようと思へば、是非ともこれ等の長い間にこびりついて來た傳統を一掃してしまはなければならぬのである。加之、これと同時に、判事には、現在よりも更らに一層大きな審理指揮權が與へられなければならぬ。それから、被告の辯護人としては現在よりもつと立派な辯護士が必要で恐らく公式に報給の給せらるる公選辯護人（Public Defender）が至當かと思ふ。刑事訴訟は

（"police state"）のように、犯罪率を低くすることを望むわけにはいかないものである。アメリカは犯罪率の高いので世界的名聲を博してゐるが、このアメリカでも、現在より數倍に警察官を増加し、而して彼等に與ふるにアメリカの市民の捜査、訊問、逮捕に關する實際に無制限の權力を以てしたならば、今直ぐにでも立派に犯罪を減少することができるのである。しかし、さうすればアメリカ市民の自由の喪失となつて、この代價は恐らくアメリカ人の支拂ふことを肯んじない所であらう。

(四)

第三段の仕事は、實際の公訴求刑の手續で、これは法律家に關する事柄である。アメリカでは檢事はその地位を知事になる踏臺と心得てゐるものが多過ぎるのである。檢事も實に司直の職に在るもので、若し犯罪が完全に處理さるるが爲には、檢事は判事と同じく政治上の野心や政争から遠さかつてゐなければならぬのである。次には、フーパー氏の提唱せる刑事裁判の改良に是非共必要なのは、陪審官の選舉である。現在では、その性質上明かに理智の所有を證明されてゐるようなあらゆる職業に對し法律によつて陪審官たるの義務の免除が規定さ

現在のように手段を撰まず訴訟に勝てばいいといふようなやり方をする三百的な辯護士の手で大部分取扱はれてゐてはならないのである。現在では法廷に於ける公訴の手續は砲火相交ゆるの有様である。これでは法律は勵行はされないし、然らずんば勵行されても無法に勵行されることになるのである。現在の有様では、刑事の審理といふものは慎重な眞理の探求ではなく、むしろ果てしのつかないなぐり合ひの戦争といつた形である。此等の弊は是非辯護士諸君の力で革めてもらいたいものである。然し、これは立法にたづさわる人々ばかりでなく、廣く社會一般から斷えず力強い援助を受けなければどうにもならないのである。

第四段は、罪を犯したことの分明かつた後その犯人の刑罰である。これは屢々罪に對する報復だと思はれてゐるが、決してさういふものではなく、その眞の目的は、可能なれば犠牲となつたものに賠償をなさしむる外に、社會を防衛せんとするに在るのである。これは、一部分犯人の運命が他に及ぼす防止の力で成就せらるるのであるが、それも他のものが法律の威力で抑止せらるる限りといふまでで、主としては犯人が更らに再び犯罪を行はなといふ時に至つて初めて刑罰の目的が達せらるるの

である。故に第四段の仕事はその主たる目的は第一段の豫防と同じものである。第一段の場合は、先づ社會が個人をして罪を犯さざらしめんと試むるもので、第四段の方は、この試みが失敗に終つた後、彼をして更らに再び罪を犯さざらしめんとするものである。この二箇の任務は根本に於ては同じ方法を取るものである。

(五)

元來、矯正 (readjustment) と云ふことが犯罪防止の問題を解く鍵となるものである。事實上の若しくは機會的のいづれにせよ、犯罪者を治療しようとするのは狂人を治療するのと大して異らないものである。固より犯罪者が悉く狂人であるといふのぢやない。然し甚しく社會生活との調節を缺いてゐることについては兩者等しいのである。バーナード・ハートはその「狂氣の心理」(Psychology of Insanity) で、犯人の大部分は我々普通のものと同つてゐないものであるが、只だ凡ての點で度をはずれてゐるのだといふことを示したのである。激しい情緒とか考違ひとかいふものは我々の凡てが經驗することであつて、普通のものならば自分で矯め直して正常な生活の要求に應じて行くのであるが、狂人に

はそれができないで、自分で矯め直すことのできる境界を飛び越してしまふのである。同じことで、青年犯人——犯人の大部分は青年である——は彼と同じ社會に住んで法律を守つてゐる市民と同じ感情に支配されてゐるのである。好奇心であるとか、冒險を好む心とか、金錢慾とかいふものは皆同じように有つてゐるのであるが、法律を守つて行くものは、自分の欲望を能く抑へて行くためか、欲望を満たす適法な手段を有つてゐるためか、いづれにせよ法律との抵觸を巧みに避けて行くのである。所謂ヤング・クリミナル(青年犯人)にはこれが不可能なのである。で、若しボーイ・スカウツ(日本で少年團と呼ぶもの)が現在よりも更らに一層活動して、少年同志自製の訓練を興へ、且つ巧みに少年共有の冒險心を満たさしめて行くことができたなら、恐くは落着いてゐることのできない多くの若者を刑務所の門をくゞらせないですんだかもしれないのである。しかし、現在と雖、犯罪の行はれた後も矯正の望みの棄てられてしまつたわけではない。只だその仕事はボーイ・スカウツとは異つてゐて、一層困難で、拘禁生活の中でか又はプロベーション・オブヒサー(日本の保護司に似たもの)の監視の下に行はれるのである。リヤヂヤストメント(矯正)を

犯罪防止のキイ・ワード(基語)とした以上、プリズンは實にそのインメーツ(收容者)を社會の相當なるベキメンバー(一員)たらしむるを目的とする一箇の教化施設で、刑罰は單に強制的な教育訓練の最後の状態たるに過ぎないものである。

若し犯罪の行はれる前に矯正を要する者を探し出して起り得べき災害から遠ざけるとができたなら、犯罪は大に減ぜらるるに違ひない。しかし、かくして得られる社會の安全のために拂はるべき代價は我等が支拂つてもいいと思ふよりは遙かに大きなものであらう。只だ僅か一部の人か明かに危険なものとして極印を打たれて、如何なる犯行も起らない前に他の監視の下に置かれることができる。かかる人々は狂人か白痴の甚しいものに限られてゐる。これ以外のものには犯罪の行はれたまでは手を出すことはできないのである。疑ひもなく、精神病學者は街頭を歩いて機會的犯人を探し出して否應なく安全な場所に監置してしまいたからうが、しかしかかる横暴な振舞に比べては、むしろ我等は犯罪の危険を忍ぶことにならう。之に反して、一旦犯罪が行はれ、犯人が正當な司直の機關で有罪の宣告を受けた時には、其時に至つて國家は彼の調節のとれない生活を矯め治して、將來法を

守るの人たらしめんが爲めに、拘禁監視してその生活をコントロール(取締)するのである。刑の言渡の主たる作用は、個人を適法な國家監督の目的物として記號を付するこの手續をいふのである。かくして、人か急に一般の社會から引きはなさるるまでは、其人が變態者ならざる限り、犯罪的傾向を矯正するがためには民間の施設、學校、其他の機關に委かせてをかなければならないのである。

刑の言渡を受けた後、國家の監督の下に置かれたものの中、或者は到底矯正の不可能なことが分明になる。かういふものは、不治の精神病者のように、他に害を及ぼす虞のない處に監置せられなければならない。此等の人々の研究からして、その邪路に失墜した原因を知るを得而して之に由て、機會的犯罪者に生すべき犯罪者と等しい悲劇を防止するの道を見出すことができるのである。

(六)

是に於てか、犯罪者を拘禁するの目的は、矯正可能のものを矯正し、矯正不能のものに對して社會を防衛するに在るを知ることが出来る。一度此の見地に立て考へると、精神の健全な犯人と不健全なものとの差別は、現在

の我等の法律で認めてゐるよりも甚だつまらないものとなつてしまふのである。實際精神能力の度は種々様々であつて、しかもその度合は交互に錯雜してゐることは已に久しく明白なる事實となつてゐて、それがため多くの問題を生じ、精神病學者の助力を以てしてさへも陪審官は精確に之が決定を下しかねる場合が多いのである。で、今年の初めに職を退いたニューヨーク州知事アルフレッド・スミス氏は、この問題を解くために次のような案を立て、議會は通過しなかつたが廣く世間から稱讃を博したものである。この案によると、陪審官は單に犯罪の有無を決定すべきであつて有罪と決したものは直に心理學者、精神病學者、社會學者、犯罪學者其他常にかかると問題を研究してゐる専門家より成るボード（査定委員）に廻付し、この委員をして犯人各自に最も適したる拘禁の種類を決定せしむべしといふのである。これに由れば、犯人は、或は治療のために精神病院へ、或は眞面目な職業を習得するために學校へ、或は受刑者のために設けられた官營のファーム（農場）へ、或は又た違法生活を學ばめしむるために所謂ブリズンへ、いづれなりとも本人を收容するに適當なりと認められたる場所へ送られるのである。而して、若し彼がいつまでたつても改らな

いで反社會的であれば、いつまでも拘禁を解かれぬのである。

元來、犯罪の明かなもので屢々免訴となるのは、其者の犯罪責任能力に關して決定を過ることがあるためばかりでなく、陪審官も社會一般の人も已に現在の處罰方法に對して信念を失つてゐるからである。一度犯罪に對する憤怒の情の冷めかかつて來た時には、彼等は刑罰といふものが犯人にとつても被害者にとつても何の役にも立つものでないといふことを感じ初めるのである。ブリズンは、之に入るものをしてその入りし時よりも却て一層悪化せしめる場所とさへ見られてゐるのである。罪を再び犯かすの危険の明白ならざる限り、犯人をかかるところへ拘禁するの必要が何處にあらう。で、若し刑の言渡が犯人をかかるところへ送るのでなく、彼を改善してやらうと心から思つてゐる人の手へ引渡してやるといふのであれば、是に至りて初めて、起訴せられたものがかかる取扱を受ける必要があるかどうかといふことを、陪審官が心から眞面目に決定を下すようになる十分の理由が生じて來るのである。この點に關しては、知事スミス氏の提案は陪審官の困難を救ふことができようと思ふのである。

とにかく人間の思想感情の目を追うて分裂し、あらゆる傳統や標準の次から……へと崩壊し初めた近代、特に世界大戰後の社會に在つては、昔日のように、法律を犯したものは直ぐと犯罪者としてブリズンへたたき込んですましてゐられたような、そんな簡単なやり方では近代のクライム・プロブレム（犯罪問題）は解決されなくなつたのである。あらゆるものに對する信仰の念を失ひ、徒らに批判の眼ばかり鋭くなつた近代人には、むやみに威力ばかりで臨んでも無益な話で、法の效果は舉らないのである。トランション（過渡）に在る混亂した現代の生活状態では、所謂「犯罪」は、これを一つの社會的疾患と看するのにも、必ずしも誤つてゐるとは言へないのである、之に對するトリートメント（療法）は、單に刑法や刑法の改正位に止まつてはならないもので、廣く生活の全部面に亘つて、辛抱強い慎重な研究を遂げた後初めて講ぜらるべきものであらう。（完）

Outlook, June 26, 1920

大藏省調査に係る昭和三年度

國庫歳入歳出左の如し（七月二十四日官報掲載）

昭和三年度歳入歳出現計

刑務所收入

昭和三年度（四年五月末）六、四七二、〇二七
 昭和二年度（三年五月末）六、五一〇、〇七二
 比較増減（△印ハ減）△三八、〇四五

經常部

昭和三年度（四年五月末）三三三、五八〇、八三七
 昭和二年度（三年五月末）三二二、四六二、五八二
 比較増減（△印ハ減）一一、一一七、八五五

臨時部

司法省
 昭和三年度（四年五月末）四、一六八、三七三
 昭和二年度（三年五月末）六、〇二〇、二〇〇
 比較増減（△印ハ減）△一、八五一、八二七

刑務所に於ける成人教育

[四]

エー・シー・ヒル

四、イ刑務所に於ける自治制の教化的價值如何？

自治制は自信を發達せしめる。けれども、私は刑務所には節制の出来ないものが多いことを信ずる。で、この制度は減多に實行はできない。

ヘレン・ビー・ストーン

自治制は教化に付いて極めて重要な要素である。我が行刑設備に於て方法と範圍さへ適當にして聰明ならば自治制を行ふことによつて受刑者はよく自己を節制することを學ぶであらう。これができて初めて外の社會の法律規則に従ふことも比較的容易になるのである。自治の最高度には拘禁の終期に於て達するのであつて、その初めに於てではない。それは受刑者を發達せしむる計畫の一部たるべきもので之を享受する権利は受刑者自ら獲得すべきである。決して、ただ與へられてはならない。

エドウィン・シー・ショウ

手段は如何なるものにしても望ましき成果を擧げないものは殆んどない。

アール・ビー・ムレー

名譽制は受刑者に對し刑の下に適應せしめ且つ外の社會に復歸するに必要な教訓と性質とを強制的にその心に起さしめるに付いて之を堅固にする力を有してゐる。名譽制は一般的計畫の一部たるべきである。その利益を享受するためには受刑者はその利益に均霑する権利を獲得する特赦を與へられねばならぬ。

エドウィン・シー・ショウ

大体の場合に於て受刑者は信用せらるることを非常に尊重する。受刑者が再び社會に於て適當なる地位を得るためには、自分自身の名譽に頼るやうにさせられねばならぬ。而してこの名譽の觀念は刑務所に多少とも完全に近き名譽制を設けることによつて、最もよく之れを發達せしめることができる。

ジョン・ビー・ブルンソン

四、ハ不定期刑の教化的價值如何？

現に行はれてゐる不定期刑は、假出獄後の善行期間又は減刑期間を失ふ虞から大体の收容者に付いては無法な犯罪傾向を阻止する効果があるやうである。

自治の教化上の價值は、自治の行はるる方法如何による。外の社會で自治を行つたことのない者は、刑務所内の制度として之を行ふことができない。かかる者は無教育の子供として始めて行かなければならぬ。さうして訓戒と練習とによつて教へ込まなければならぬ。かくして或程度迄できる様になつたならば、更にどうにでもして合理的監督の下に自治團體を組織せよ。

二三の刑務所で實施した様な自治制は、殆んど教化的價值はなく唯外の社會に居た時と同じ様な望ましからざる仕きたりを續ける機會を與へただけである。

四、ロ名譽制 honor system の教化的價值如何？

名譽制の解釋は多種多様であつて、その意義も一定してはゐない。けれども、人々に信頼をおかうとする教化

アール・ビー・ムレー

不定期刑は、善良なる記録を得れば早く釋放を受けられるといふ希望から、できるだけ早く改改しやうとする刺戟になる。

ヘレン・ビー・ストーン

不定期刑の教化的價值は、受刑者が刑期中に通過する制度の如何にかかつて存する。受刑者が正直にやつて行けるといふことが相當に認められたとき釋放すべきである。さうした確さがないなら留めおかねばならぬ。釋放が早すぎても、又遅すぎても不定期刑の教化手段としての價值は台なしになる。

アール・エツチ・タイス

不定期刑は、名目上も實際上也法の強制及び罪人の教化といふ目的達成の最も必要な、最も好き手段である。それは唯一の健全なる方法である。如何なる判事も刑務所の處遇訓練に對する受刑者の反動を豫見することもできなければ、又如何に速かにこの反動が釋放を是認するかを知ることができない。又如何なる判事も一定の刑期の終りに於て受刑者を釋放することの有利なるや否やを否定することもできない。實際には社會のためにも、受刑者のためにも、定められた期間以上に數年間を拘禁した

方が最も好ましいものがあるかも知れない。全く政治から分離し、政治家達によつて攻撃されない、眞に適切な假出獄制度と共に不定期刑を實施することによつて社會はよく防衛されるに至るであらう。

拘禁の基本的觀念は受刑者個人の教化と社會の防衛とである。我々は前者を取扱ふのである。

裁判所は法律違反者が服従すべき期間を賢明に定めることもできなければ、又裁判所によつて刑期の定め方も一樣ではない。一人の人間が犯罪に對して支拂ふべき刑罰は、違つた型の人間が同一の犯罪に對して支拂ふべき處の刑罰を定める標準とはならない。

刑務所當局者は、恩赦、假出獄又は釋放の最終の許可權を有する相當なる管理委員會有るのであるから、受刑者が釋放を受ける前に服すべき期間の長さを決定するには最もよく適してゐる。

犯罪の性質上からも、教化の不能なことからも、又社會の安寧のためにも、無限に隔離しておくべき罪人が多い。そしてこれらの者は多くの場合に於て永久的に監視監督することが必要である。

不定期刑は、刑期の一定してゐて善行の有無如何に係

エドウィン・シー・ショウ

らず釋放せらるる場合よりはより以上に善行及び名譽の發達に對する大なる刺戟を與ふるものである。

四、(刑務所に於ける假出獄の教化的價值如何?)
私は、假出獄といふ觀念は特に性格の力を欠ける者にとつて結構なものと思ふ。責任を負はねばならぬ者をしてゐるといふ意識は、人を救ふ効果がある。假出獄の制度は正しいことを行はうと思つてゐる者に害を與へることがないし、又屢々弱い性格の持主を救ふ。

ヘレン・ビー・ストロン

假出獄の教化的價值はこの制度の運用如何による。假出獄の期間中善行を維持する能力ありや否やを合理的に認めなければならぬ。この制度が正しき思考、正しき行狀を導く刺戟を與へるものでなければならぬ。

アール・エツチ・ダイス

假出獄は、受刑者の指導に付いて適當なる規則があれば、犯罪行爲を再びさせることなくして假出獄を受けた大部分の者を安全に社會に歸するであらう。

エドウィン・シー・ショウ

假出獄は釋放せられた者をして時々その行狀を責めしめる。かくして、もし善行をなさうとする意志さへあれ

は容易に之をなすことを得しめる。

五、教化を促進するに付いて基督教は如何なる價值を有するや?

收容者の心中に涌いた眞の基督教は教化を促進する測り難き價值を有する。實際眞の基督教を得ることが教化であるのである。

アール・ビー・ムレイ

私は經驗上、刑務所に拘禁せられた大部分の者は基督教と呼ばるるものに對して、殆んど、或は全く關心を有つてゐないし、多くの者はその存在を疑つてゐることを知つた。之れは重大なことである。而かも私には、窃盜することは決して利益になるものではないといふ理窟を教へ込んだだけで、人間が改悛できるものではないと思はれる。

ジー・アール・クロリ

受刑者が接解する刑務官吏の基督教生活によつて示される基督教は教化の大きな助けとなるであらう。日々の生活によつて示さるる眞の基督教精神は遙かに説教以上の効果がある。

ヘレン・ビー・ストロン

教化を促進するに付いては基督教價值のあるものは

ない。けれども、それは信仰の形式としてではなく、生活の一形式として表はされなければならぬ。基督教は人間の生活を、外面から膏藥をはることによつてではなく、内面から血精を注射することによつて支配することを目的とする。

アール・エツチ・ダイス

基督教は、受刑者を刑務所の訓練に感應せしめることに於て、刑務所生活の重大なる働らきをなす。而してその影響は多くのものを生涯中善行の道におくに於て重大なる働きをなす。

エドウィン・シー・ショウ

基督教はそれだけで教化が依てかかれる性格の形成に付いて尊き要素である。

ジョン・ビー・ブルンソン

この問題は基督教の意義如何による。もし神學又は宗派心といふ意味なら價值はない。けれども、作られたる生活そのものを意味するならば積極的な價值がある。罪とか、救済の必要とか、天國とか、又は地獄とかに重きをおく様な基督教は此等受刑者の心には響かない。けれども他人や兩親や妻や子供やに與へた苦痛を省らせる様な立場から眞面に訴へて行けば良心にも響くであらう。

エル・エフ・スミス



尸位の懺悔(二)

三水漁夫

小原重哉先生が明治四年監獄則取調委員として香港に出張して、始めて我國へ輸入された明治五年發布の監獄則を何處かで見て、自分の理想とし看守にも説き聞かせ、釋放後は我々郷里の青年にもその一端を語つたものと思はる。彼が見た其當時の行刑、即ち一旦懲役に入れば牢死が當然とも云ふ實況、司獄者も亦既に改廢された舊監獄則置目の眼目杯は現行法に規定はない、囚徒は只逃がしさへせねばよいと云ふ日暮しの有様を、長年月間見聞した彼はいかに憤慨したかを想像し得たのである。實を云ふと私もこの監獄則は門衛補助の際瞥見したことはあるが、漢學先生の書いた古い字句だな位に思つて居た、がこの時Kのために赤面したと云ふ古參看守の

話を聞き私もKのために大に啓發されたのである。早速倉庫に入り黄色表紙の大型の舊監獄則を取り出し再び熟讀せねばならぬことになつた。

○慘殺と失火

その頃の私には未だ監獄は規律の府であるの、秩序を正さなければならぬなどの智識はなかつた、小原先生の「監は罪人を改化遷善するところ」これも御尤も至極とは思ふたが、さうすればその目的に足を踏み出してよいかの考も付かなかつた、夫れは私のみでなく其頃の司獄の人々は皆さうであつたかのやうに思はれた。私は只日常目撃した鬼氣人に迫る拘禁者、死亡者、白膨れの病囚、塵埃騰々たる工場、囚徒の腰の煙草入等につき目前の慘酷危険丈でも免かれしめたい積りで苦慮して居たが、何としても等外の一青年自ら發意したとて採納されることゝの覺束なきを察し、兎に角例のぶつきら棒な親切な看守長のYへ一應進言しやうと決意して、或る日その宅を訪づれて事實を指摘して詳細に意見を述べた、Y看守長も勿論同意したが、實行は今のところ不可能であると嘆息しての御意見はかうである。

第一未決囚に運動さす場所がなくても日向へ折々出したり、髪や髭の手人を爲さしめては、と云はるるが、彼等の中には極悪不逞の者が居る、檻の外へ出すことにするとは等も全様に取扱はねばならぬ。もし之等を出すとすると看守の一人二人は犠牲にせねばならん、現に裁判所へ出す際には武術の勝れた看守を三人づゝ付けてをる、夫れでも危険を感じてゐる、また病人の治療も十分行き届くやうにと思ふて居るが豫算が少ない、従つてよい醫者を得ることが出来ない、現在ではO病院の弟子が二人して隔日に來て居るが、下手なくせに藥を餘分に渡して豫算に切れ込むことが多い、昨年度も病人が多くて竹の筒へ無闇に水藥を容れて日々數十本飲ました爲め治療費を忽ち費ひ果して縣會の問題となつた、遺憾ながら金のことだから致方がない。次に囚徒が藁屑の中で煙草を吸ふのが危険とは思つて居るが、未だに火事を出したこともない、それに今廢止すれば大騒動を起すし、また時間を定めて一定の場所で喫煙させるも手數だ、よい思ひ付であるがどうも、と頗るのんきの返事で、その日その日を暮しさへすれば我が事足れりといづれも不可能でなく、不爲也の態度

應答には失望極りであつた。夫れでも先生多少の研究心はあると見え、法律の研究が必要だ、研究會を催してはと思ふが發起者に加はつてもらひたいとか、漢籍の講義會を開きお互に研究しようとか云ふやうなことで折角の進言も何の効果はなかつた。この看守長にして既に斯の如し、他には提言しても容れられるやうな人はなし我が地位を省み僭越な考へは思ひ止まつた。

いつも事務室より一步も構内へ足を踏みだしたとどのない典獄が未決獄の方へ駈け行く姿が見えた、看守長が續く看守も二三人走る、逃走かなと思ふ私も未決監の小門まで走つた、そこには平素は門衛の配置はないがこの時は一人の看守が、各方面から押し寄せて來る看守を門内に入れじと互に押し問答をやつてをる、逃走にしては様子が變だと思ひながら集る看守を押し除け門内に入ると、中庭に烏籠的に三棟並んで居る格子造りの中央の檻の中に、典獄とN看守長が這入つて居る、Nは血の滴る佩劍を以て突く動作斬る眞似をして典獄に語つてゐる。兩人の脚下には縞の着物を着た壯漢が仆れて居る、よく見ると坐板は一面の血、ひどいことをしたものだ檻

の中でやつつけたなど私は異様な感にうたれた。屍はそのまゝにして典獄以下事務所の應接間に籠り込んだ、警者が来る、判檢事が来る、薄暮に知事も来た。勿論檢死もした、下手人の訊問調書も出来た、十時頃にN看守長と一人の看守が拘留状を受けて其晩は事務所の宿直室で拘留の状態である、檢事は二本の劍を血の附いたまゝ大事さうに書記に持たして歸つた、引續いて知事も歸つたから私ども、空腹を忍びつゝ引上げた。翌朝出勤して見ると應接室にも宿直室にも二人の俄拵への未決囚は居らぬ、殺人の未決囚が逃走したなど噂き合うて居るとYは脊廣服で自分の机に手を挟いでゐる、看守の方は袴を付けて廊下をうろ／＼してゐる、劍を取り揚げられては制服も着ておれぬと見えさうして二人とも不安の色は顔面に漂うて、十二時過ぎに當日の書記が劍を持つて来た、聞けば正當防衛で無罪とのこと裁判の進行の速かなるには驚いた、凡てがかくありたきものだ、さうすれば鬼氣人に迫るやうな未決囚を見ずに済むにと思つた、書記が歸ると典獄始め二人のものは一時に歡喜の聲を上げた、而して殺人の手柄話をするのである。

殺された未決囚は前科もあり、強盜殺人罪で就縛のときは巡查も傷けられ、未決監に來ても食器を投げ附けたり、便器をぶちかけたりして、看守の一人二人はやつつけても逃げると豪語して兇暴を逞ふして居たさうだ、Y看守長が外へ出すには看守を三人付けても危険だといつたのが夫れであつたかと思はる、そこで懲しめる積りか或は眞に殺すつもりかは疑問として置くが、兎に角かゝる兇惡者に劍を取られては危険だから、もし左様のことが有つたら正當防衛の擧に出ることに覺悟して當日屈強の一看守を佩劍のまゝ彼の檻に入らしめ、扉の外にはN看守長が構へて居り、其他二三の看守も目を離さなかつた、中で一言二言争ひ聲がすると共に劍の音ががちやりとした一刹那、N看守長の劍は彼の横腹を貫いた、中に居る看守も抜劍はしたが、檻が狭くて劍を揮ふ餘地がないゆゑこれも亦胸のあたりを一突きしたと云ふのである。

一二言の争ひ中、佩劍の音ががちやりとしたのは被害者が劍を奪ふとしたか否やが第一の疑問、看守が胸のあたりを突いた傷は喉笛の所で恰も止めを刺した傷だ、或は倒れた後に刺したものではなからう

かが第二の疑問、この二點が典獄は勿論知事や判檢事も頭を悩ましたと、新聞も幼稚であり、人權擁護の聲もなき時代はこんなに無雜作な取扱ひで落着したが、今から回顧すると寒心に堪えない大事件である。

かなり暑い夏の日の夕方であつた。私は其頃の日課として退廳後語學の私塾に通つてゐた、塾より歸つて下宿の二階で復習して居ると、火事だ火事だ！監獄署の邊だ、と叫ぶ聲がする、窓から見ると黒煙天に沖してゐる、正に監獄署に相違ない、側に脱ぎ捨てた小倉袴を穿ちつつ二階を降り駆け附けて見ると薬工場より出火一棟は既に焼け落ちんとして隣工場に火は擴がつて居る、其工場の裏は未決監である、この工場で火をくひとめねばと云ふので必死の騒ぎ、備へ附けの二臺のポンプは平素演習も手入れもせぬ爲め何の用もなさぬ、囚徒は還房後ゆる兼て消防夫の選定もしてない爲め、うっかり開房すると危険と云ふので使用することが出来ぬ、つまり我々が消防夫だ、前の河から一列縦隊で桶の操り運びをやる、その内警察本部より來たポンプで火は漸く消

えた、一同廳舎に引揚げ疲れた躰を椅子に凭れるとびしよ濡れの衣物にへんな臭ひがする、私のみでなく誰れもさうだ。

「水を運んだ桶の内には便器もあつたやうだな」
「便器もあつたが新調でまだ使用せぬものだよ」
「イヤ戦線が延びて縦隊人員が殖えたから、使用中の桶を補充したのだ、消防に熱中したときは臭氣も氣附なかつたが、これはかなはん、水浴だ、洗濯だ」

とて皆々河へ行つた。出火の原因は私の第一に危険に思つた囚徒の腰の煙草入であつた。この失態から囚徒の喫煙は禁止となつた、私はあるときY看守長に對し、「私の提言より實物教育が効を奏しましたな」と云つたら彼は眞赤な顔をして返事もしなかつた。この便器消防が私の第一次此署に於ける掉尾の働きであつた。信望ある看守にもなれず行刑の眞諦にも觸れずこゝを去る機會が來た。

其後私の先生の宅で當時歸省中と云ふN縣知事に偶然會つたその時の談片に、私は小原先生の「獄は罪人を改化遷善するところ」を高唱し現職中の見聞の實況、Y看守長に提言して容れられず、失火の實

物教育が其一部を改正したことなど談笑し、今日の有様にては改化遷善の道程に入るの難きを憤慨し、いづれの府縣にても同様ならんと遠慮なく話して歸つた。すると四五日して私の先生よりN縣知事が歸任前一度會ひたいと云ふゆゑ明日夕刻來宅せよとの手紙が來た、私は何の爲に知事が會ひたいと云ふか不審を抱いて先生の宅へ行つた、その時二三人の來客と小宴中であつた知事は私に杯を侑めて、

「君の先日の意見は至極結構だが、君はその考を徹底せしむる爲め、終始一貫監獄署に勤める決心か」

「私の考へが實行できれば一生やる積りですが、このあひだお話したやうなしだいでは實行は覺束ないゆゑ確乎たる決心も附きませぬ」

「若いものは斯様な大事業が一朝一夕に實行の域に達すると思ふやうだが、中々左様な譯のもではない、時機を待たなければいかぬ、その時機の到來までに漸次爲し得べき改良を施し、一步一步進んで行くより外ない、君がその理想を貫徹する決心ならN縣へ來てはどうだ」

「私の意見を成るべくお容れくださいと申し上げ

も之を諒解する人なら参りませう」

「上役の人も多少入れかへをする積りだ、歸任の上何分のことはこの先生まで通知する」

と云ふやうなことから、突然N縣へ行くことになつた。その頃の行刑は各府縣任せ、つまり典獄任せで統一もなければ巡閲もない區々別々で、甚しき相違である屬官上りの典獄は、帳簿は眼を通すが遇囚には無關係、警部上りの典獄は懲戒一點張りで事務には無干渉と云ふ次第で、寔に驚くべきものであつた是よりN縣に於ける懺悔にうつる。



米國旅行便り (一)

太平洋上大洋丸に於て

有馬生

敬友各位

昭和四年六月八日正午、東京驛に松井局長始め友人諸氏の見送りを辱ふし、身に餘る光榮を感佩すると同時に、心から祝つて貰つた鹿嶋立ちを甲斐あらしめたく、畏れ且つ勵みつ、帽子を打振り、別れを告げて車中の客となる。横濱埠頭に到れば此處にも亦河邊所長其他の知友の見送り多數ある中には、東京よりの友人もあり、友情の厚き感激の極みである。

岩壁に横付された巨船大洋丸は、山の如く又城の如くである、出港の時刻迫るに及び送る人送られる人、上を下への混雑、騒然たる別辭のかけ合ひ、そして船体も懸れん計りにテーパーの白赤青黄等の幣紙、幾條となく引流がされて潮の如く美觀言はん方なし、ドラの音ひびき渡るや、萬歳の聲は百雷の如く幾度か船側に起る、斯くて巨大の船体は静々と動き初め、岸壁より離れて港外へと進出する、暫しが間は船陸互に相望見して人影の消へ去る迄に及ぶ、此處方きに鐵鷹の武士が鎧の袖を潤ふすの場面。

晴朗の天氣、風起らず波立たず、船は矢の如く白浪を蹴つて、富津砲台をゆん手に觀音崎砲台をゆん手に残して走る、芙蓉の高峰は最も鮮かに、秀麗の容姿を肩間に仰がせる、此時や肅然として襟を正さしめ更に一段の崇敬愛慕の念を加へさせざるは無い、惟ふに故國を離れんとするに臨み、何人も同様の經驗を有せぬはなからう、馳て此名山も雲煙渺茫の間に影を没せんとす、ア、我が愛する皇土よ、いざ然らば、祝福は長へに汝の上にと、伏し拜みて船室に入る。

房州沖を離れて段々と外洋へ乗り出す程に高波となる、風なくとも名にし負ふ黒瀬の流れにかかればウネリも荒く、どんな船でも動揺せぬはないと船人は云ふ、が流石は二万四千噸の巨船、詳しくいへば登簿噸數一万四千、元獨乙より戰勝代償品として領有せるもの原名をキヤップ、フィンスターと云ひ、船体堅牢機械の精巧比類稀なるもの、故に多少は動揺あれど大したことはない、餘程の弱虫は別として、大概の船客は平氣に食卓にも就ける、要するに船内は凡ての便利を具備せる海上の一大ホテルである、寧ろ陸上のそれにも優ると云つて毫も誇大の言でない。

運動場あり、プールあり、大食堂あり、小公園の如き

グリーンハウスもあり、遊技器械の如きは勿論殊に小供の爲めの設備の行届ける殆んど間然する所がない、目を喜ばし耳を樂ませる爲めには音楽あり芝居あり活動あり、總ての歡樂條件を具備した一世界と見て差支へがない。

船客の等級は五階級あり、船賃は横濱桑港間(各船一定せず)壹等三百弗(特別六百弗)、甲貳等百七拾五弗、乙貳等百拾弗、三等五拾五弗、皆食事付なるは勿論なるが、其又ご馳走の潤澤なる如何なる健康家もメニューの全コースの半をも平げ得る者がない、此一事を以てしても船内生活の贅澤さが想像せられやう、壹等の如きに至つては王侯も吝ならずと云ふ實況である。之につけても考へさせられる、即ち贅澤三昧のアメリカ主義が、今や全を國を風靡する勢ひの如何に怖るべきかを、扱ても此の主義にカブレル貧乏國民、金なくて金ある眞似する其の哀れさよ。

船客全員實に七百四名と註せらる、長航海の間には互に知合となり親密となり、終には變手古な社交團など形成せられ、やれ夜會だの、ダンスだの、果ては日本ダンスの乱痴氣騒ぎもやる、船員側にも欸待に尤も意を用ひ、萬事をホテル式に水夫火夫ボーイの末に至る迄、懇切に客人を待遇するは感心の外はない、彼等は航海中の旅情を慰せんとて色々な企てを爲してくれる、活動を見せ芝居を觀せ音楽を聴かせ、或は假裝行列若くは手ヅマ

も當らぬを見るに至つては、如何にも財政策の拙劣失當を憾まざるを得ぬ、要するに友遠方より来る亦た樂しからずやの心持をもて彼等を厚遇し、同時に氣樂なるホテルや又は交通の便利を興へることに力を致し、以つて我が國特有の山水の美と人情の敦さを深く味はしむること、尤も策の得たるものと云はねばなるまい。

話は本線に戻る、此の大洋丸は往年時めく「カイゼル」の御座船を務めた歴史を有すること、今でも獨逸人の便乗者ある時、彼等の中には之を憶ひて特に當時の船室拜見を申出て、案内されて敬意を表するもありとかや、御座船たりし一事から見ても如何に堅牢に且つ精妙に建造されてあるかは判かる、小生一日汽關部の見學を乞うて概念修得に出掛けた、上甲板より五六階を下りドン底に入り、説明を求めて仔細に觀察したるに、其仕掛の餘りに壯大に、其組立の餘りに精緻なるに驚くの外、殆んど其系統や機能の大体をつかむことすら困難であつた、唯だ直徑十六吋の円大シャフト二本が、兩側に一分間七十三回の廻轉速度を以て、一万二千馬力を出してゐること、この馬力が一時間重油四噸を消費し、一噸の油價二拾五圓、一晝夜二千四百圓、三十日間に七万圓の燃料を要すると、斯くて桑港、上海、日本、布哇、桑港、連絡の航路に費す總經費約十五万圓、收支計算上にては損あるも得なしと云ふ位ひの智識だけ外得る所もなかつた。

劍舞講演(小生監獄物語をやる)もある、又た日曜には各國人集合の禮拜説教がある、再言する、現代の客船は、之を海上ホテルとして取扱ふ様になつたので、舊時の如く飛脚郵船とのみ見ることが出来なくなつた、既に大西洋の如きは疾くより此主義を以て、三万四万と云ふ大噸數を有する客船を通はしてゐる、近時に及んでは更に五万噸級のものを浮べんとすると云はれてゐる、現に米國にては三万噸級の客船をばホノルル桑港間に往復させてゐる、是等四圍の状況に催されてか、大洋丸に優る新造二隻の大船を進水し、来る八月頃には其雄姿を太平洋上に現はすとのこと、稍や意を強ふするけれども、對外策としては迎ても心細しと云はざるを得ぬ、何ぜなれば財力無比の強敵アメリカを相手にして其遊覽消費客を我が國に招致するは、目下の急務なる唯一の對外策に屬するからである、兎にも角にも、天然に恵まれざる我が國の經濟政策としては、此の右に名案なしと具眼者は皆な一致する所、今は唯だ是が實行の一路あるのみとは、一度國外に踏み出して見て、直ちに首肯させられるのである、傳へ聞く最近米國が外國漫遊に費やす年額は、驚く勿れ實に六億弗を下らぬ、而して多くは是れ歐洲に蒔き散らされるもので、東洋に向つては僅かに其三分の一に

ホノルル港に着して一晝夜の碇泊時間あり、有益に利用せんとて直ちに上陸遊覽自動車を備ひ、短時間にて名所古跡や目ぬきの市内見物を濟ませ、午後には當地唯一のアロハ刑務所參觀に出掛けた、此の參觀記は別に松井會長に呈送することとし、此には省略する、サテ布哇は常夏の國とて其風景や一見實に香氣な樂園である、此處には失業難の如きは問題になりさうもない、大々的に經營せらるる製糖會社もあれば、パインアップル罐詰會社もある、(此等二大事業にても年額壹億弗以上の収益ありて優に米國が之を領有するの理由ありと)單に是れだけにも數万の勞働者を要すると云ふ、故に勞働者一般の生活状態は決して悲觀すべくもない、比律ピン人にて一弗半、日本人にて二弗は最底の賃金相場である、但し土人の惰慢性は殆んど遺傳をなして一定の業務に勵まぬらしい、現に港内にてはカツパの如く泳ぎ廻りて、客船の舷側に來り小貨を海中に投ぜんことを乞ひ、巧みにモグリては之を握み以て觀客の慰みに供するなど、乞食の風習を未だ全く脱却し能はぬ状態である、(禁令あるに拘はらず此の如し)。

此地に來りて強く感ずることは、軍事防備の嚴重なことである、僻見かは知らねど特に日本人に對し又日本船に對し、其警

戒の嚴にして密なること、眞に驚くべきである、彼等は如何に此地に斯くも思ひ切つて、大仕掛の世界一とか云ふ大軍港を造り、全島の要所々々悉く要塞を築き、現時二万の兵を屯せしめ、虎視眈々の威を示してゐる、問ふを休めよ、是れ我が國を假裝敵とする態度たるは隠れなき事實である、而して兵隊村なるものがある、此處には特に小學より中學迄の學校が建てられてゐる、子弟教育に困らぬ様に、安心して其任地に安住する様に、又廣大なる陸海軍人の俱樂部もあれば青年會もある、觀戦として全市を壓する底の大建築物である、何事も用意の周到なる至れり盡せりと云ふべく、要するに金錢に飽かせて遠大萬全の策が施されてゐる。

我が大洋丸がホソルル港入出の折りも、軍港より直ちに飛行機が飛來して、船の上空を幾度となく旋回して、監視を怠らぬ、一は是れ密輸入を取締るためなりとも云ふ者あれど、本來の目的は軍事上の必要に出づると見るが、恐らく其眞に近かららう、但し一言して置く、それは道に行交ふ兵隊の様子や其動作から視れば、如何にも月給傭兵の名に背かず、恰かも軍事を遊技視してゐるかの様で、毫も眞劍味が認められぬ、是れでは生命の取遣りをする實戦は出来兼ねるやに見へる、因みに先年排日問題の起りし當時、大西洋艦隊に向つて太平洋警備に赴くべく命令の發せらるるや、早くも水兵間に日米開戦豫

る、斯くて一航海中には必ず二回は船長自身が、各主任者を引具して巡閱點檢をやる、汽關室と云はず倉庫と云はず、各事務所から各客室浴室便所等の末に至る迄、残る限なく臨檢を勵行し、苟くも不備不整あらば之を責め、且つ改良改善の點を實地研究して、案を立て直ちに實行し、毫も緩慢に附せない、是れこそは所謂新現代主義であつて、生活の合理化を實現するの遺方かと思はしめた。明廿四日は愈々桑港上陸の日となつた、乗客皆な喜色満面元氣遽かに加はる、航海實に十有七日、其間緯度の關係上、日米五千四百九十四哩の中央（布哇手前）に於て、十四日がダルフのである、又時計が毎日二十分から三十分迄の間を早めねばならぬ、之に反し歸航の時は之が逆になる譯である。今日は上陸の準備で多忙である、是れにて一先擱筆する。



舟の宗

梅雨經旬未放晴 喧喧厭聽乱蛙聲
一燈不寐讀書夜 呬啞鷓鴣鳴報五更

想觀が起り、傭水兵共ボツ／＼脱出を企て、其爲め容易に出動も行はれ兼ねたとの話は、眞實であつたらしく云はれてゐる、お金が出来ると人間は臆病になる様に、國家も同様の氣味になる、殊に心が暗ければ何人を見ても幽霊に視へて恐ろしい、此邊の人情哲學は敵、身方共篤と研究してかかる必要があらう。

今日は二十三日である、後一日間にして桑港上陸ができる、相變らず海上平穩、ただ桑港附近に達した爲めに、潮流の加減で浪が高い、船客も食事を欠く者尠くない、昨晚迄は波穩かで舞踏會も賑ひ、幾組も華かな男女が抱き合つて（言葉下品なれど事實だから宥されよ）蝶の如く舞ひ狂うてゐた、歡樂の限りを盡してゐた、此等の場合にも船長以下幹部船員は或は相手となり、或は接待役を勤め、頗る社交を円満活潑ならしむるに盡力する、是が彼等船員の職務の一たるべき規程になつてゐるのである、さうかと云つて他の職務を等閑にはせない、航海を安全ならしむべき職責の爲めには、嚴格なる規則に準據し奉仕して、克く各自の任務を果たす所の忠實心を具有する、故に各階級に従ひ夫々監督法が嚴定され、而して寸毫も緩むなく勵行せられるを見ては、感歎の外はない、彼等に當番非番の別ありて四時間交替勤務になつてゐ

竹頭木屑

福岡旭櫻吟社

梅雨讀書 茅軒 山崎武呈

虛窓暗澹雨聲侵 竹樹蕭森透屋深
終日煮茶門懶出 詩書讀罷又彈琴

同 靜軒 今井青水

夜來梅雨一燈明 繡卷坐催千古情
讀到群雄爭鬪事 書窓恰聽迅雷聲

同 翠軒 岡本松太郎

梅霖累日蘚痕侵 茅宇蕭條竹樹陰
遠近蛙聲鳴不盡 朝來和我讀書音

同 白軒 左座金藏

水氣逼人風亦腥 讀書窗外雨冥冥
黃雨何處標爲響 起捲紗簾草滿庭

同 碧軒 勝屋英夫

講	修
座	養

我等の宗教

(承前)

忽滑谷快天

その年も過ぎ、次第に努力いたしました所から一家の名を成し、立派な畫工になりました後に諸方を遊歴をいたして京都に参りましたる時に、色々な名高い先生をお尋ねする中にも、いつやら自分がお助けを蒙つたる陰徳家はどなたであつたか、どうか一度は廻り合ひたいものと思つて居りました、當時京都では田能村竹田先生の名前が鳴り響いて居りました、これを訪問いたしましたる時に、この竹田先生が嘗て自分の難儀の時に見も聞きもしない他人の自分をお助け下さつたことを發見いたして、二人の者が俱に手を取つて泣いたといふことがございませう、洵に人間の情愛の美はしいことは茲に存して居ることであつて、自分の心を他人の心の中に置き、他人の心を自分の心の中に置き、魂と魂と融合いたす所にこの靈能と稱する所の微妙なる働きが現れて、始めてこ

れが宗教心ともなり、道德の基礎ともなつて参りまして、人の心を改良する本になりますものと私は信じて居ります。斯様に天地の間に存する所の個體の生命がありまして、その生命が即ち眞となり、善となり、美となつて、行くのでありますから、山に咲く所の櫻を見ますればその櫻の花の中に眞あり、善あり、美ありといふことであつて、己れの心の誠を咲いて居る山櫻といふものは誠に美しいものである、櫻の眞美に合つて、櫻の善に合つて、最善最上のもものが櫻の爛熳と咲き満ちたる状態でありますから、櫻の眞と、櫻の美と、櫻の善とは一つの花びらの中に存して居るのである、これが所謂櫻の木の花の現れたる所の眞善美一体の生命である。斯様に櫻の花のみならず、總てのもものが皆悉く眞を現し、善を現し、美

を現して、天地間の現象となつて参りますので、「春は花夏時鳥秋は菊水いつも絶せぬ法の花山」で、春夏秋冬を通じて我々の眼前に眞善美の三つがそこに開發して参ります「かたみとて何か残さん、春は花夏時鳥秋はもみち葉」と或る上人がおかくれになりました時にお詠みになりました。僕の最も意を得たものであつて、斯様な一首の歌の中に眞善美自ら具はりました、天地風雅なり、万世風雅なりとの芭蕉翁の悟りは天地は風雅の体にして、万世は風雅の働を示して居るものである、見るとして月にあらずといふことなく、思ふこと花にあらずといふことなし、斯う眺めましたる所に天地の廣大の生命の現れといふものを我々は觀得いたすことが出来る次第でございます。して見ればこの靈能が發揮いたして参りまして、人々互に自他同格となり、自己の位地を他人に置き、他人の位置を自分に置き、一心同体の思ひをなして参りまする所に本當の宗教の極髓が横つて居りますものであります。ここで始めて不平不満なくこの世の中を送るものと考へらるるのである、吉田松蔭先生は君の爲め、國の爲め、忠孝の道を本と致しましたる先生の行ひが却て身の仇となりまして、獄吏の爲に捕へられて、罪なくして小さな部屋の内に押込められて居りましたけれど

も、松蔭先生は少しも不平も不満も有たなかつた、己れは食祿を頂戴して國家の下に命をつないで居るといふことは君父の餘徳として今日の生命を維持することが出来るといつて喜ばれ、己れは暗い室の内に押込められて居るけれども、尙ほ昭々として日月はこの隙間を以てわれを照し給ふ、これ日月の餘光にあらざらんや。次には大患に罹り將に死すべき所を未だ死せずして今日生存して居るのは人生の餘命と稱すべきである。この餘れる所の命を以て日月の餘光を仰ぎ君父の餘徳に浴したならば、斯様な小さな室に押込められて居ると雖も、洵に有難く心得て、報恩の志を失はずして、聖賢の道に親しむことが出来るのである。是が即ち吉田松蔭先生の三餘の説といつて、君父の餘徳に、日月の餘光、人生の餘命、その人生の餘命を以て日月の餘光を仰ぎ、君父の餘徳に依つて聖賢の道に親しむことを得るならば、如何に罪人として獄舎の裡にありと雖も少しも不満はない、斯様な心掛のお方でありますに依つて、松下村塾に於て養ひましたる所の學生達、皆立派なる所の人になりました、日本の明治維新といふ大業に参加いたすことが出来るやうになりましたものでございます。唯今行つて見ますれば松下村塾といふものは實にみすばらしいものでございますけ

れども、そのみすばらしい所の松下村塾から大なる所の人物が輩出を致して、日本の國の爲になりましたる次第である、唯今は諸君、如何であるかといふと、大厦高樓空を突くばかりの大きい學校か國家の大經濟に依つて建てられて、鐵筋コンクリートの立派なる教場の内に於きまして、非常な多くの俸給を拂ひます所の内外人の教師に依つて指導せられ、教育せられ、而してその中より年々歳々國家を覆へさんとするやうな學生や教授が出來て来る。昔のことと今日の有様と如何に相違して居るか、昔は實に哀れなる八疊か十疊の小さいみすばらしい室から、天地國家の安固を圖る所の人物が出、今は即ち都の眞中に於て堂々たる校舎、而かも内外人の優秀なる先生連に依つて作り上げる學生の中から國家を覆すやうな謀逆人が續々現れて來るやうな状態である、これは何かといふと、所謂靈能と稱する所の發達が不十分である、智は成程進んでをりませうけれども、本當の靈能なるものを發達さすべき所の教育が十分でないといふことを認むる外はないと思ふのでございます。

偕て斯様に申上げて見ますれば、宇宙的なる生命、佛の生命といふものは一方に於ては自然現象の間にあつて眞理となつて現れて居りますから、これを佛の眞實心と

いふ、その眞實心を研究いたしますれば即ち學問といふものが茲に成就いたして參ります、更に進んで自然界に現れたる美といふものを研究し、自然の大藝術に接しますれば、茲に我々の藝術的生活が出來まして、立派な文化を爲し、同時自然界に現れたる所の恵みの心、慈愛の精神といふものが現れて居る、これが全道德の基礎を爲しまするもので、この大慈愛の精神、美しい心といふものが最も大切なもの、靈能の働きの上に現れて參りますものでございますから、草木を初めとしまして、我子といふものを非常な慈愛を以て保護し、可愛がつて居ることとは栗の實を見ましたら洵によく分ります、栗の實などは毬といふ刺が澤山ございまして、これによつて栗の實を掩ひ隠して保護いたして居りまして、何物も突破ることが出來ないやうに厚い皮で保護して居て、それでも足りないから中に金の如き堅い皮を以て實を掩うて、まだそれでも不十分であるから、その中には澁を以て全体を掩うてある、この澁といふものは濕氣を防ぐものであり、寒さを防ぐものでありまして、その中に栗の實になります所の胚芽がありまして、その胚芽を養ふ所の食物が甘い實となつてこれらう掩て居るのでありますから、この構造の上から見ましても、いかに栗の親が栗の子供を可

愛がつて、懇切丁寧に保護を加へて、慈愛を本としてゐることをはつきりと見分けることが出来る、草木のやうな無情なものでさへも此の如し、況や禽獸より人間に至りましては言ふに言はれざる慈愛を以て我子の犠牲になつて居る次第でありますから、虎であるとか獅子とかいふものゝ恐しいといふのは何かといふと、我子の可愛い所から敵に襲ひかかるのであります、慈愛が本になつて居るのである、猫といつても我子供を持つて居る所から勇氣百倍して何物にも襲ひ掛る、そこで老子が慈なるが故に勇なりといつて、慈愛の心が強いが故に勇氣といふものが起るといつた。洵にこれは名言でございます、本當の勇氣は慈愛に依つて起るもので、母親が我子の爲に命を忘れるやうな猛烈なる勇氣は正しく慈愛に依つて起るものに相違ございませぬ。然る所お互に子供を棄てる親があり、罪を犯すといふことが屢々行はれることでございます、これも先程申上げた所の靈能は姑く置いて、本能の病的になつた結果から智能を以て本能を宜い工合に調節いたして行くことの出來ない所の人々が遂に子を棄てるに至るものでございます、併ながら子として考へて見ますれば、慈善がなくして子供を棄てたわけではなく、已むに已まれぬ事情に迫り詰められて、可愛い子を棄て

るといふことを考へて見ますれば、棄てられたる子供は棄てた親に對して氣の毒だといふ感じがなければならぬことと思つて居る。即ち棄兒をする程の親は無事に子供を育てる親よりもいとしいものである。この子供を棄てなければならぬやうな嘆はしい状態に迫られて、遂に棄てるに至りましたその時の母親や父親の心を考へて見ましたならば、子として親を怨むことは出來ないのである、斯様に親は必ず子供の爲に犠牲になるといふ精神が何處までも天然自然に具つて居る宇宙的の愛情でございますから、或る虫のやうに空氣の媒介があつて、女の虫の體の中に卵が出来る、その卵が發育する時になりますと、女の虫が男の虫に喰ひ付いて自分の夫となるべきものを喰ひ盡してしまふのが昆虫類の中にあるのでございませぬ、さういふやうに女房が夫を食つてしまふといふ如きは、あまりになさけない虫けらの情愛も何にもないさむしい状態と思はれますけれども、矢張りそれが本當の人情である。人間世界から見ましたならば女房子供は亭主が養ふといふのが普通でございます、詰る所虫では直接に女房が亭主を食ふといふことになり、人間では女房や子供で夫を食ふといふことになつて居りますから、手足を働かせる人は女房子供の爲に働くから手足を食はれ

る、私のやうに頭を使ふ人間は子供の爲に頭を食はれるのでありますから、これは間接の脛嚙りであります、さういふ點を綜合してお考へ下されたならば、如何に生物界の現象即ち生活現象といふものが慈愛といふものが本當の根本であつて、斯ういふ慈愛を本としてのことといふものは必ず人の魂に食ひ入る力がある。

そこで慈愛の精神、佛の大慈愛といふものは茲に立脚して佛愛といふものを説いて居ることを痛切に感ずるのである、所謂宗教とは生命の眞實、生命の慈愛、生命の清淨無垢なること、生命の公平無私なること、皆悉く我々の道徳として學ぶべき所の道がそこに現れて来るのでございます、故に佛を信する者は即ち大生命の眞を信じ、善を信じ、美を信じ、而して眞善美一體に立脚せる我々の平素公明を以て目當と致し、これに向つて平素心を注いで行くことが報恩報謝の業となり行ひとなつて参るのであります。

一九二一年三月四日のことでありまして、ハーチング大統領が始めてアメリカで大統領に選舉せられ、就任演説會のありました時に、共和党に於て八年間の長き年月を通して失意落膽の状態にありましたものが始めて我党からハーチング大統領を選舉いたしますることであつ

發し、ドイツ帝國はこの叫びの爲に顛覆をしたも宜しい程であり、その餘波が支那に及び、ロシアに及んで、二大帝國の顛覆となつてしまひ、國際聯盟を唱道致しましてヨーロッパへ乗込んで來るといふ時には、實にヨーロッパ全洲の山も川も鳴り轟いたといふ位、それ位な名聲赫々たる所のウキルソンでありまして、その當時フランス人は熱狂してウキルソンの万歳を唱へ、イタリヤ人はウキルソンの寫眞を神棚に祭つたといはれて居ります。イギリス人の如き沈着なる國民さへも彼を以て豫言者として崇拜し、日本人なども多くウキルソンに共鳴いたしたものでございます、然るに今年有餘の後、病氣でも落選して、失意落膽の右様のウキルソンに於きましては、國際聯盟は形ばかりとなり、平和條約は諸方より非難をせられ、實に名譽の絶頂から不名譽の奈落の底まで轉び落ちたる有様であります、而も病毒の爲に髪は禿げてしまひ、瘦せ衰へてしまひましたるなさけない身の上、黒のモーニングコートに包まれて、半身不隨の哀れなる憔悴の身の上になつて、女房に支へられ、ステッキを右の手に突きまして、ヒョロ／＼として今會場に現れて來ました、それを見ましたる二千有餘の人々は天下の英雄、豫言者たる所のウキルソンのなれの果は實に哀れ

て、その就任の演説が、非常な賑ひで、即ちお目出度い大演説會に希望と光榮に満ちた所の黨員が倚羅星の如く集りまして、万歳／＼といふ大騒ぎの最中、その反対党のウキルソン大統領は落選を致しまして、而も一年有半の病軀であり、一方に於て斯様に共和党の非常な万歳の聲が盛なると同時に、辛氣臭い眞暗な——薄暗い所の、白聖館から僅か二哩程もない所のウキルソンの屋敷といふものが非常に慘憺たる状態でありまして、病人で薄暗い室の中に落選をして失意状態になつて、床の上に横はつて居るこのウキルソン大統領に對しまして非常な同情を寄せる所の人々もございまして、一方功名赫灼として賑かなる宴會のある方には行かず、薄暗い辛氣臭い病人の居るウキルソンの屋敷の前に集つた者が二千有餘人、拍手喝采を致しましてウキルソンを慰めやうといふ積りである。此時にウキルソンに於きましては、これらの同情者に對して敬意を表する爲に、女房に支へられまして漸く病める身を進めて二階の窓を明け、下には多くの人々が集つて喝采を致して居ります。そこでこれらの人々が仰いで二階に現れて窓に顔を出したるウキルソンの様子を見ますると情けない有様、世界大戦争では獅子王の如くに彼は演説をいたしまして、デモクラシーの叫びを

なものである、氣の毒なものであるといふので歎歎をした女などもございました、斯くしてウキルソンに於きましてはこれだけの同情者に對し相當な敬禮を致さなければなりません、何とか演説でもすべき所ではありますが、群衆から促されても演説どころの話でないのでありまして、右の手を以て咽喉を押へまして、この咽喉が痛んで到底話をすることは出来ないといふ手眞似を致しまして、せめてもといふのでありまして、ポケットよりいたしまして白いハンケチを取り出してこれを振廻したのであるが、再び元のポケットに入れる力もなく、娘が取つてこれを收めるといふ有様、長く立つて居ることが出来ませぬから、女房と娘に扶けられて元の病の床に退いてしまひました。これを見ましたる二千有餘の人は氣の毒に感じまして、六人の委員を選んでウキルソンに慰問の言葉を述べやうといふ表決をいたしました、六人が總代になつて病床を訪れまして申しましたのに、我々六人は即ち二千有餘のあなたの共鳴者、同情者の總代でございます、實にお氣の毒なるあなたの身の上、アメリカの爲め、世界の爲、人類の爲に盡されたるものが身の仇となりまして今日この御病氣、而も反対党が勢力を得、あなたの方は落選となり、言はう方なきお氣の毒なることでございます

ます、我々は何處迄もあなたの主義理想に共鳴をいたすものでございます、どうぞお身體を大切に遊ばしまして、再び元のウキルソンになつてアメリカの爲に盡して頂きたいものでございます、どうか御大切に於て捲土重來の時をお待受け申上げます、神かけあなたの健康を祈りましてと申しました時に、ウキルソンは何と彼等委員に申してよいか分らぬ、ハラ／＼と涙を落しましたるのみ、一言の答へを致すことも出来ないといふ、胸塞がるばかりでありまして、眼も眩み感謝の情は只涙となつて流れ出づるばかりでございます「落ちぶれて袖に涙のかかる時人の心の奥ぞ知らるる」と古人の詠めるが如く、今や落ぶれて袖に涙のかかる時、斯かる同情者の慰問を受けるといふことは實に感謝盡きざる思ひであります、その感謝の思ひを唯涙の上に現したのでございます。

斯様に小さい事件から考へて見ましても、靈能といつて自他融合をして共存共榮をいたし、共鳴同情をいたして行くといふことは實に天地の慈愛、佛の慈愛の現れたる大切な寶として考へなければならぬ次第と思ふ、その根源を探り究めれば即ち宇宙的の佛の在世、即ち日月星辰となり或は禽獸草木となり、天下の有する事物の上に悉くこの生命の活きたる力を現しまして、人間に取つ

ては良能となり、本能となり、智能となり、靈能となり、愈々益々進歩發展をいたして參ることでありまして依つて、決してこの世の中を悲觀せず、どこまでも靈能の發揮に力めて行くといふことが即ち人間の本當の目的であらうと思ふ、聊か我等の宗教といふ題にて宇宙の道理のお話を申上げます。(完)



女性と犯罪に

ついでの一考察 [二]

楠原祖一郎

今此の四種の統計の示す所によれば、男子の犯罪率は女子の犯罪率に比較して、四倍乃至七倍の高率を示して居る。一九一〇年の英國の國勢調査によればイングラント・アンド・ウェールズの人口の五一・五パーセントは女子によつて占められて居る。一八九〇年のオウストリアの國勢調査によれば、オーストリアの人口の五一・六パーセントは十四歳以上の女子である。而して一九〇一年のイタリーに於ける國勢調査によれば、伊太利全人口の五〇・六パーセントは九歳以上の女子であつた。而してかくの如きこれらの國に於ける人口は、最も平均に近く男女の兩性に分たれてゐる事を知るのである。

以上の統計に於ては墮胎、少兒に對する特殊の犯罪、即ち嬰兒殺害、棄兒、虐待、懲治等の如き、又娼婦媒介及盜品の故買の如き犯罪は、女子によりては男子に於けるよりも高率である。墮胎や小兒に對する特殊の犯罪は

その扶養關係から行はれ、娼婦媒介は賣淫又は賣淫婦の擲取の目的から爲さるゝものであり、而して盜品故買の如き犯罪は主に共犯の一人として行はるゝものである。犯罪統計の更に詳細なる分解によれば、女子の場合に於て毒殺の如き犯罪は、男子に於けるよりもそれを實行する上に於て比較的容易なる機會を持つて居る。又硫酸投げの如き犯罪も、男子よりは女子に於て爲され易き傾向がある。更に又嫉妬によつて、或不實の告發を爲す等の如き場合も、男子に比して女子にかゝる犯罪が多く、ヒステリカルな性行からして特にそれが濃厚であることがある。不實の告發は男子によつて行はるゝ性的關係から一般に行はれる様である。

前述の統計によつて示されて居る所の女子の犯罪は、又若子の暴行罪をも含んで居る。而しかゝる犯罪は、彼等の身體的條件に支配さるゝ所も甚だ大きいのである。それと全く意味に於て、性的犯罪の如きも部分的にはその身體的事情に依るものである。彼女等の犯す種類の中で、高率に屬するものは文書偽造、横領、貨幣偽造の如き犯罪である。而して事務乃至専門的な舞臺に於て營業するゝ女子の犯罪は、あまり大きな結果を示してゐない。

三 女子の犯罪と婚姻關係

女子の犯罪を観察せんがためには、又男女の婚姻關係についても論及しなければならぬ。イタリアが一八九一年から全九五五年の間に於て、毎年平均婚姻婦人中犯罪者を出す状態は左表の如くである。(註一)

婚姻状態	十四歳以上の人口十万人に對する毎年平均犯罪數
未 婚	九七八・四七人
正 婚	六二二・二七人
寡夫及寡婦	三九一・八四人

右の統計的事實に依れば、正當なる婚姻に非ざる私婚關係から來る犯罪は、又年齢の如何にもよる所が多く、その大部分は成熟期から成年期の間に於て行はるゝを常とする。

(註1) Notizie Complementari alle Statistiche Giuridiche Penali anni 1890-1895, P. III
更に一八九九年に於けるネゼーランドの事情を窺ふに左の如くである。(註二)

結婚状態	結婚百分比	男子百人に對する犯罪婦人の割合	犯罪婦人百人に對する結婚婦人の割合
未 婚	三四・八	五九・一	三六・七
正 婚	五八・八	三六・七	五二・六
寡夫及寡婦			

雜 六・四 四・二 一〇・七
(註1) W. Berger, Criminality and Economic Condition, Boston, 1916, P. 450.
スイスに於ける婚姻と犯罪の關係
(二八九二—一九六六年) (註三)

婚姻状態	男子百人中十二歳以上の人口數	百人の男子中在官有罪者	女子百人中十二歳以上の人口數	百人の婦人中在官有罪者數
未 婚	四九・三	六四・〇	四五・七	四八・五
正 婚	四四・八	二六・六	四一・九	三二・〇
寡夫及寡婦	五・五	五・七	一一・七	一一・六
離 婚	〇・四	三・七	〇・七	六・九

(註11) Die Ergebnisse Der Schweizerischen Kriminalstatistik während der Jahr 1892-1896, P. 21
以上の二種の統計の示す所によれば、私婚關係のものが、正婚關係のものに比してその犯罪率が高きことを示して居る。然し乍らかくの如き私婚婦人の犯罪率はこれを正婚關係の婦人犯罪に比して、只だ僅かに超過してゐるだけである。次表の示す所は、男女の年齢關係と、婚姻状態との關係が犯罪に向つて如何に作用するかを明白に示すものである。即ちドイツに於ける一八八二年より一八九三年に至る十一ヶ年間の這般の状態は左の如くである。(註四)

年齢別關係

男女各別十万人に於ける初犯者割合

男子の部	獨 身 者	婚姻關係	離婚者及寡婦
一八一五歳	六六一・一		
一五一八歳	一三一九・二		
一八一二歳	二九九四・五	六四一三・〇	
二一一二歳	三一〇七・〇	三五六六・三	
二五一三歳	二九五〇・九	二五〇四・七	四二七三・七
三〇一四歳	二八八〇・九	一九六一・二	二七九七・三
四〇一五歳	二二〇五・七	一四八七・八	二六二六・三
五〇一六歳	一二四一・九	一〇〇九・八	一二六七・八
六〇歳以上	四九四・六	四九〇・一	三四二・七
女子の部			
一一一五歳	一四九・五		
一五一八歳	三二〇・五		
一八一二歳	四一五・二	六〇二・五	
二一一二歳	四一七・五	四六六・九	一三三九・三
二五一三歳	四四〇・七	四五四・五	一一四九・二
三〇一四歳	四四六・二	五〇〇・〇	一〇二九・九
四〇一五歳	三三四・七	四六八・二	七〇九・九
五〇一六歳	二二一・五	二九九・五	三六九・二
六〇歳以上	一〇二・二	一三三・四	一一一・二

(註四) G. Aschaffenburg, Crime and its Repression, Boston, 1913, P. 164.

此の統計の示す所によれば、十八歳から二十五歳までの低年齢の婚姻關係にあるものゝ犯罪率は、全年齡に於ける未婚のものよりも高率である。その理由は貧民の間に於ける輕率なる早婚は、その結果として妻と子供を扶養すべき義務が伴ふ故に犯罪を誘引するに至る場合が多いのである。然し乍らその他の年齢のものに於ては、未婚のものが夫婦關係のものよりも犯罪率が超過して居るのである。而して此の傾向は、彼等が家庭生活を固めんとする努力のために、犯罪の機會が制限せられるからであると思ふべきであらう。けれども勿論大部分のものは實際には、婚姻關係にあるものが未婚のものよりもその犯罪率が劣つて居る。換言すれば犯罪者階級は未婚のものに於てより大く發見し得るのである。
結婚せる婦人が前表に於て結婚せる男子に對して著るしき對照を表はしてゐるが、彼等の犯罪はその生活を通じて未婚婦人のそれよりも超過して居る。而し乍らドイツ及スイスの比較統計の示す所では、未婚の婦人が有夫の婦人よりも犯罪率が高度である。けれどもこれらの比較統計の基礎となつて居る所の、結婚婦人と未婚のそ

れとの間に於ける年齢比較が等しき關係に於てその差が
 検別せられてゐないことに注意しなければならぬ。特殊
 なる犯罪に對する注意が獨逸の統計では有夫の婦人に於
 て高度なることを示してゐるが、凌辱に對する犯罪が大
 部分なり。極めて小部分の治安妨害乃至脅迫及賭博の如
 きがそれに屬して居る。アシャツフェンブルグは共同長
 屋に密集して生活しつゝある貧民階級に於て、事實上有
 夫の婦人の間にはかくの如き犯罪が高められて居ると論
 斷して居る。(註五)

又ボンガーは結婚せる婦人の間に於けるかくの如き高
 度なる犯罪は、貧民階級に於けるよりも、中産乃至上流
 階級に於ける未婚婦人の間に於ける大部分の人々に於て
 より高度であると説明して居る。即ち未婚の婦人に於け
 る犯罪が、中産乃至上流階級に於けるそれに比して、稍
 劣つて居ると言ひ得る(註二)吾々は今その他の國々に
 於ける女性犯罪に關して、最も都合よく蒐集せられたる
 詳細なる統計を入手し得ないために、獨逸に於ける如上
 の事實につゞて、他と比較してその特質を明らかならし
 むる事を得ないのである。

(註四) G. Aschaffenburg, ap. cit., PP. 166-167.
 (註五) W. Bogner, ap. cit., P. 463.

其寡婦又は離婚のものに於て男女兩性とも高率なる犯罪
 を明示して居る。而して此の傾向は大部分のものは夫又
 は妻の一方を失へるか或は、家庭を破壊せる結果として
 發生する所のものである。併し乍ら無論、部分的には實
 際に死亡又は他の原因によつて結婚關係の切離したるも
 のもあらうが、實際には貧窮によつて發生する場合が多
 いのであるから、それに附隨して起る犯罪の如きも富裕
 なる階級に於けるよりも、彼等に於てより高率なるを推
 知し得るのである。

要之前述の統計は、婦人の犯罪に對して特質づけらる
 る所のものは、個人に對する乱暴なる犯罪よりも、財産
 等に關する犯罪がより高度なる事を示すものである。
 (註六)而して女性の犯罪は、かくの如き關係に於ては、
 男子の犯罪に比して指導的である。(註七)更に又女性
 の犯罪は男子のそれに比して矯正の不可能なる場合が多
 い。恐らく男子の犯罪者に於て見るを得るが如き犯罪癖
 の矯正を、女子の場合に求めんとするは最も困難であら
 うと思はれる。

(註六) 獨逸に於ては(一八八五年—一八九〇年)男子の
 犯罪一〇〇人に對して女性の犯罪は、二一パーセントに相
 當して居る。併し乍ら犯罪の内容に至つては各々異つて居

竹頭木屑

福岡旭櫻吟社

梅雨讀書 史軒 田中士郎

梅林十日未開晴 簷角仍聽點滴聲
 長日無聊繡卷坐 窓前晝暗水鷄鳴

賀霞軒某詞兄爲刑務支所長
 松軒 湯淺芳治

一向長州一鶴城 二君官跡有餘榮
 驛頭折柳愁何限 汽笛聲中分手行

同 梅軒 森 康吉
 榮遷命至使余驚 將赴長州與鶴城
 折柳蕭條霸塞路 誰家吹笛送愁聲

同 綠軒 中 江 巽
 遷官今日有餘榮 折柳何須傷別情
 筑水長山路非遠 往來莫負舊詩盟



蒸し暑い時感

草間 豊

耕耘地の隅つこで立番をしながら考へる。汗だくなつて受刑者が土いぢりをやつてゐる。ま夏の午後の囚はれた労働だ。

蒸し暑い、しなくてもよい随感が、見張り男の頭に繰返される。二三を書き綴つて、お求めに對する責をふさぎたい。

マレルプの懺悔僧が、口を極めて他界に於ける幸福を或る詩人に説いてきかせた。しかるにかれの言葉たるや頗る詭雑、不正なものだつたので、詩人はついにかう叫んだ。

——どうぞもう仰言つて下さるな。私には貴僧の拙劣な文章が堪らんです。と言つた話がある。

それは詩人にとつて餘りに縁遠い話であり過ぎたのだらう。ひとりマレルプの懺悔僧のみならず、これはお説

教師のよくやる話しつ振りであり、宗教家の内での一つの型である、かれは對手が何を求めてゐるかに關はりなく、自内證であらうあの世行きをさへ説いてやれば、誰もが満足して聽聞に集るものと決め込んでゐるやうだ。親切過ぎた早合點である。

ひよつとしたら刑務所の教誨にも……等と、今時の教誨師さんから此種の定型を探し出さうと努める事は、甚だ心得ぬぶしつけをやる者とあざ笑はれやう。だが、之だけの事はたしかに斷言出来る。

若しそれが、如何に有難い極みであらうとも、御安心一點張りで受刑者を責められるなら、かれらは「私には貴僧の拙劣な文章が堪らんです」の代りに、「私達には貴僧の仰言る事が縁遠くて堪らんです」と言ふだらう。言ふ迄もなく今時の受刑者は「一般社會の傾向も大抵さうであるやうに」寧ろより現實的な問題なり事件なりの解決に心を痛め、其處から多くかれらの要求が持出されるやうである。

だからこそ先づ俗事解決の根本義をはらむ御安心第一に！と、その型の人々は反語されるに違ひない。御尤もな次第である。が其處を何とか折合へないものだらうかとおせつかいにも仲に入つて見たくなる。恐らく大抵の

教誨師さんに對して、之は全く不用な話題であらうが、大切な御安心は無論のことだが、等しくかれらの現實問題にも多大の關心を拂はれたいと、願はずにゐられない。

(勿論、ここで御安心と現實の問題とをきつかり分けて考へる事自體に既に大きな矛盾があるのだが、暫らく常識的に思考しての事である)。そして受刑者には、かれ自身の現實的な問題なり事件の解決もさる事ながら、より前により深く御安心の道を探る事が大切だと知らしめた

マレルプの懺悔僧の話が、わが刑務教誨の事にまで、不必要な聯感をさせた事をかなしむ、しかし先程、耕耘の小休憩で畔に腰をおろした受刑者達が、日曜教誨を話題に花を咲かせてゐた事も、この随感を進めるのに非常に役立つことを書き洩らす譯にはゆかない。

だが、すべては今更言はずもがなの事ばかりである。しかし考へ様によつては之こそ教誨の中心的な重要課題だとも言はれやう。實際問題として、そのよき解答をうる事は、しかしながら仲々困難な話に屬してゐる。

受刑者があばれて、奪取した兇器でもつて獄舎を破壊し、逃亡をやつた。とは海の外に於ける最近の出來事だ

ある。われわれの刑務所に於てでなくて幸ひである。が考へて見れば又他人事として済まされぬ話である。

刑務所が、刑務所臭く堅苦しい殻をかぶつて終うと、若くは部分的にでもさうした殻に對する不満を感じさせるやうだと、かかる不祥事がいつ勃發するやもはかり難いことになる。殻を破つて飛び出した氣持になるのが不平を持つ受刑者の落ち行く先だから。そして自由を求めるのが人間の本性的な願求であり、その反映が矢張り必然に刑務所にも及ばずにはゐないのである。

堅固な殻の中にもち込んで置く事は行刑の本義でない位の事は誰にも解り切つてゐる。だが、ともすれば不知不識の間にわれわれは行刑をしかく殺害しかけてゐる場合が尠くない。

逃亡する奴がゐるからより戒護を手厳しくし、かれらの脚をふん縛つて置かねばならぬと考へてゐる様では、絶えずそんな考にのみ囚はれてゐる様では、何時迄たつても逃亡の根が断たれないといふものだ。事實パーセンテージから見ても極めて僅かに逃亡或は暴動率になつてゐる。その爲に、全体の受刑者を同罪に見なしたくはない。

もともと受刑者を疑つてかかる事は戒護者の態度でな

い事は解り切つてゐる。だから戒護をきつくしてやる。と言ふ態度から、われわれは抜け切らねばならない。又實際に於て、信じられてこそ逃げられないのだ。かくて行刑が本當に生きてくる。枯渴した行刑から解放される。戒護の爲の戒護、行刑の爲の行刑ではなく、受刑者の人間の爲の行刑であつてこそ、刑務所が堅い殻とはならず、もつと人間味ゆたかな融通の利くねばりのある社會の刑務所となつてくるであらう。

今日のわが戒護係に對し之もまた甚だ不必要な懸念の様でもあるが、崩れ落ちた他山の石が敢てかく顧みさせるのである。

まことに蒸し暑い時感である。時節柄の暑苦しさは、ありふれた常識的な感想をしか浮ばせてくれないのだ。取りあげてお叱りを受けなければ望外のしあはせである。さうなれば又よけいに暑苦しさを増すばかりだから兎に角堪らんのですになる。更めて涼しい時感の出来る秋の日を待とう。

——二九・八・十四日稿——

巷説鐵橋起源

長崎唯一の目抜の場所長崎人の銀座であり、淺草である濱町から、築町河岸に一つの古ぼけた橋が架けられてあるが、長崎人はこの橋を「鐵橋」と呼び慣らしてゐるが、これこそ日本最古の鐵橋だ！

此處に始めて橋が架けられたのは今から約三百年前の寛永八年、例の吉利支丹撲滅に慘慮こよなき「地獄責」を行つた發頭人の長崎奉行、竹中采女正の時代であつた。

當時、出来上つた橋の長さが十三間、幅三間の廊橋（屋根付きの橋）で、「大橋」または、「十三橋大橋」と呼ばれてゐた。「十三橋」とは川上から數へて第十三番目の橋だつたからである。さて、この「大橋」は架橋以來、洪水のために二度流失したが、明治二年八月時の長崎府參謀井上聞多（馨）監督のもとに三度目の橋が架けられることになつた。時は、明開化の明治初年、處は文化發祥の地長崎である。この時、費用は少々入つても構はぬ。素敵に丈夫で新式な橋をといふ議論が起つて、試みに半永久的な西洋風の鐵橋を作つて見やうといふことに決定。早速、飽浦製鐵所（現三菱長崎造船所の前身）の本木昌造の手によつて、ここに我が最初の鐵橋が、架設されたのであるが、その長さは十三間、幅三間八合、總工費一萬六千兩を費し、その名も「大橋」から、「黒鐵橋」と改められたのである。



折にふれて

グラフ・ツェペリン號、一〇〇時間にして日本に來る。時は昭和四年八月十九日、薄ぐもりの夕暉にその銀色の巨體をかがやかせつゝ、悠々として空低く帝都を流れゆくさまの莊麗にして且つ嚴肅なりしことよ。

科學の力と思へば、巨船の飛翔不思議にあらず。不思議にあらずとはいへども、まさか人の世にあるべしとも思はぬ佛經中の神通譚の如きが、今現實に我々の眼前に横はるを見れば、何だか夢心地ぞせらるゝのである。

科學の應用、自然の利用、その効果に、その威力に驚嘆畏服せざるを得ないが、それ以上に、應用利用の原力たる人の智慧と根氣とに、なほ多く驚嘆畏服するを禁ずることができない。

不思議の自家は人の心である。治乱興亡、和平侵略人の世をどんなにも自由に動かすことを思へば、長さ

二町の船體を空中に泳がすことは物の數にもあらぬと思はれぬでもない。

われ／＼は家庭を動かしてゐる、社會を動かしてゐる、人類を動かしてゐる。動かしてゐるが、惡氣流を避ける用意が足らぬから、相次ぎ相つゞく難航にへト／＼になり、焦悴萎靡、やゝもすればヤケクソにならんとしてゐる。

人生の航路は科學の應用のやうに直截鮮明ではないらしい。

科學の智識によりて、利用厚生を講ぜらるゝことは倍々深大なるであらうことは期待するが、人々の心がモット不思議力を發揮して、人生の慶福平安を招來せんことをより強く翹望してゐるのが現代の心理であらう。

人心を強くするもの、それは宗教である。宗教は息災延命家運繁昌の祈禱ではない。福引に當籤したり病氣除けになるまじなひではない。わたくしどもが全的に、ありの儘に投げこまるゝ力の爐である。糧である。

オ、科學の力よ。宗教の力よ。 (富生)

趣 牽牛花の話

人間の草

露の乾め間の朝顔は、支那から歸化した花です。それが日本で洗練せられて日本趣味に恰當した花になった。萬葉集に秋の七草を山上憶良が歌つて、

萩の花尾花葛花撫子の花

女郎花また藤袴あさがほの花

とあるが、この「あさがほ」は今日の朝顔でなくて桔梗であつた。これは奈良の郊外に自生して居る植物をそのまま名を並べたに過ぎないので栽培植物を詠んだのではないのです。この桔梗といふ説に對しては今一つ木樨説があります。又晝顔だといふ人もありますが、全集中の柿本人麿の歌、

朝がほは朝露おりて咲くといへど

夕影にこそ咲勝りけれ

とあるのから推して、桔梗のやうに思は

れるのです。

さて今日の本物の朝顔ですが、これが支那から來た最初は薬用であつた。頃は平安朝の初期で、約一千年前です。源順の書いた和名抄に「牽牛子——和名阿佐加保」とあります。和漢三才圖會に、

「本草綱目に、此の藥、初め田野の人手を牽て藥を謝ふるより出づ、故に之を名づく、處々之れあり、二月種を蒔き、三月に苗を生ず、藤莖を作し、籬

端を繞り、高きは或は二三丈、七月花を生ず、其花辨をなさず、鼓子花の如くにして大きく、但微赤く碧色を帯ぶ、日出で、開き、日西にして萎む、八月實を結ぶ、外に白皮有て曇で毬をなす、毎穂の内に子有り四五枚、大き

蕎麥の如く、三稜あり、黒白の二種有り云々」

これが見るためでなく、薬用であつたとすると、何の薬になるか、それは次のやうに書いてあります。

「種子は大小便を利し、虚腫を除き、胎を落す、乃ち瀉氣の藥なり、服腫せず、大便秘せざるものに輕々しく用ゆへからず、用ふるに臨で、春て黒皮を去る、或は只碾て頭末を取り、皮殼を去つて用ゐず、亦半生半熟を用ふるもの有り。」

と薬でもよく利くので用法が難かしいやうです。尙ほ名の起りには牽牛星の現はれる頃から咲くので「牽牛子」又「牽牛花」と呼ぶのだとの説もあります。

又朝顔の名に就ては「朝顔、晝顔、夕顔の三品あり、朝顔（牽牛花也）、晝顔（旋花也）、夕顔（瓠瓜の花）皆その花盛時を以て之れを稱す」とあつてこれは明瞭です。

最初薬用に移入した朝顔は、花を咲かせて見ると愛らしく又美しい、尤も原色は薄碧色で、中に濃いものもあり、白色のものあり、紅色のは少し遅れて這入つて來たのです。これが作り馴らされるに隨て、色も變つたものが生じ、葉も異なつたものが現はれて來た、そこに人間の趣味性が活動して、漸く觀賞用になつた。即ち園藝品となつたのですが、これが人目を曳くやうになつたのは今から二百五十年位前のことです。丁度天和、貞享頃から流行が見えそめて、降て五十年、正徳年代になると栽培法も發達し、品種も改良され、深碧、淺碧、純白、淡紅及びこれ等の紋り又は覆輪の變種が見られることになつた。さうして次第に園藝上の地盤を築いたのです。

實際徳川の太平はこの朝顔の發達にも惠まれるところがあつた。寛文から寛政にかけてこの隆盛時期には、葉の形にも變り物が出來た。白い斑の入つたものが現はれたのもこの時代であるさうです。

栽培の隆盛に連れこれが出版物も生れた、これは文化文政以降であるが、牽牛花水鏡、阿佐加保聚、花壇朝顔通、牽牛花品類圖考等が上梓された。印慶藏志に如何にこの頃の人が朝顔狂であつたかを書いて居ます。

「近頃頃江戸人など舜花の異なるを好むゆゑに年々に異花を生じて、その好みに應ずるに似たり、實は似るに非ずその變を好むはやがて妖を招く理あるゆゑに妖氣の量に應ずるなり、愚人のさる事としも得知らずしてめでほどばしり、嘖ぐめくは最も憐むべき事にこそ。」

と筆者が慨歎してある程です。恰も今日の鼻月狂か常夏狂のやうで、その熱狂さに怖氣づいて、變を好むはやがて妖を招く理など、書いた點は今日から考へると實に面白いと思ひます。

ところがその妖が本當に巡つて來て天保の大飢饉があり一時衰退したが、弘化年間になると再び勃興した。江戸入谷の

植木屋で成田屋留次郎といふ人は非常の熱心家であつて、常に小間物屋の荷物のやうな箱の抽斗に寒天を流し込み、その中に朝顔の珍花、名葉を挿入してこれを見本に用ひて各地の顧客に宣傳をした。文政年代の流行は關東關西に亘つてあつたが、嘉永ごろにはこの中心が江戸に移つたといつて居ます。

明治維新でこの栽培は又一頓挫した。けれども明治十年頃から復興した。東京に竹本要齋、大阪に吉田宗兵衛の名栽培家を出した。さうしてこの花の上には東京では狂ひの變種が貴ばれ、大阪では大輪を愛好する傾向が生じた。今日の朝顔栽培はその後をうけて益々名花珍種を増し、全國的の展覽會、品評會までも開かれる有様です。

朝顔の名所といへば東京の、入谷田圃の朝顔といつて人口に膾炙して居ますが惜しいことには今日はその古跡を訪ふ外ありません。その跡も残つて居ないので

す。この全盛期は明治十年から二十年頃迄であつて、當時は、入谷——今日の坂本二丁目から淺草公園裏にかけて二十余軒の植木屋が、各戸に三百坪から千坪に余る庭を朝顔で埋めて居た。入口は朝顔で門を作り、庭には朝顔の搦んだ唐傘や亭があり、尙ほ朝顔で活人形を作つたこの活人形を作つた家は入園料を取つた入園料をとらないでも茶葉を出す家があつて、毎朝この入谷へは二三千人の客が通つた。午前の三、四時頃から見物が押掛けて五、六時頃が盛りでした。即賣は普通の品で、珍種は豫約して歸る、即賣品も代金を拂ておくと、その日の中に後から届けて来る。十時十一時頃は朝顔を買主に届ける車が入谷から續いて市中へ流れ出したさうで、この頃の江戸つ子は交通機關が不便であるから徒歩で出掛けた。宵寝して夜中起きする、先づ上野に行つて不忍池畔の蓮の開く音を聞いて入谷田圃に廻り、朝顔を見ると歸りは根岸の儘の雪で朝飯といふプログラムであつ

たのです。朝顔は勤勉家の見る花である。「朝顔に我は飯食ふ男かな」の句を思出す。川柳子曰く、「朝顔は朝寝の人にしきみ面」、實際朝寝坊が起出る時刻には既に萎びかけて居る。又朝顔は浴衣がけで見ると花である。「朝顔や手拭の端の藍をかこつ」、揚子を唾へ、金盞を片手に提げて朝戸を繰りあける人の顔には倦怠気はなく、生々として居る、旭の高く上つてから顔洗ふ男女の姿態は惰氣漫々である。朝顔の輕快な容姿は正午を待たない花の壽命に拘らず些少の悲痛の色を滲へて居ない。今日を働け、今日を面白く働けと人間に教へて居るやうでもある。かう考へると今日一日を楽しく活きて見やうと思へてならなくなる花です。風俗文選卷之三、五老井許六の百花譜には朝顔を次のやうに見て居ます。「朝顔の盛すくなきは、よき女の常は病がちに打なやみ、土用入事のかはるく、障なきに打臥し、一月の日數も廿日はかしらからげ、引込みたるが、

たましく空晴れきり、朝日さし出たるに心地よげに打粧ひ衣裳などあらためて、ほのめき出たるに似たり。」朝顔の種類、栽培法など述べて居ますと、時候柄暑くなつて眠氣が催しますからこの朝顔を勝手な時に咲かせる法を話させう。これも朝顔隆昌の餘徳です。まづ隨時に開花させるには、前夜に豫め明朝咲く苔を見定めて、これに筆の鞘か葱の筒やうのものをはめておき、豫定時間の一時間程前にこれを外すと豫定時刻に合ひます。挿花の法には、前夜挿したものを井戸の中に吊しておき豫定時間の一時間程前に取出して飾付けるといふ仕方もある。又苔とか半開その儘の姿で客座におく場合には、目立たぬやう蜘蛛の糸で軽く巻いておくとよいのです。尙ほ半開、苔など花其儘を保たせるには花首の處へ注射針で明礬水を注射すると其姿態を保たせるとが出来ます。朝顔を正午迄持たせ夕方方に咲かせ、或は夜に入つて見るなど昔の人に聞かされると天變立ち所に来ると恐がるかも知れません。

刑政歌壇

松江 篋の 抗 兒

ほのぼのと夜の明け行く庭の邊に白く浮べる木蓮の花
野うばらの花を手折ると吾妹子は露の小草に裾ぬらしけり
欲しと思ふ圓本あれど貧しさのくらし思ひて買はずにゐるも

火の國 流浪 寂 人

死刑囚死刑台に立つ時のまも吾子の名呼べりかすけき聲に
老い父は子に一目もと會ひに来ぬ皺多き目元に泪ためつゝ
罪の子にと父はいさゝか錢出しの皺手を見つゝ泪湧くはや
汗あへて來りし父は子に着すと夏の洗ひ着差入るるなり
愛し子に會ふかと笑みつゝわが問へばいらへもあへず泪す父は

刑務所の畑に涼しき風立ちて露しづくするかんぼちやの花
刑務所に朝々通ふ路すがらげんげ摘みゆく癖つきにけり
評 揃ひて佳作なり

札幌 K A 生

一しほに美事に咲ける花見れば亡きたらちねに供へたきかな

札幌 片岡 好月

五月雨の降る宵の街を傘さして往來の人の灯に美しき歩きつゝ花摘み捨てしたんぼ、のにほひ何時までも指に残れり

三重 月 峰

梅雨晴れの俄に曇き日の照りに杉の新葉の色鮮けき
蚊遣火の烟は軒をつたいつゝ静かにのぼる夏の夕ぐれ

浪 百 枝

台入に大根を山と積みあげて重く曳き行く友の兄に逢へり

シンした。

鉄道編書いた扇や避暑の客
選には入れた。が再考すると、鉄道案内
のついた扇は、極安つばい品であると思ふ
それを避暑客が携へて居ては洋服に下駄の
やうなものであるまいか。飛付のよくて句
の眞價は少ない。こゝには貰ひ物と考へて
おいた。

倒まの樹の影涼し夏の池

謡曲「竹生島」に、「縁樹影沈んで魚樹
に上る風情あり」の語句があるところから
浮んだ構想か、又は實景句であるか、何れ
にしてもよいのであるが下五の夏の池は今
少し洗練が望ましい。

稽古終へ夕餉の膳に汗ぬけり

この句下五が汗匂ふであつた。夕餉の膳
に向うて汗くさくては、筋肉労働者の集う
た簡易食堂の晩景が眼前に浮ぶ。汗はキレ
イ薩張り洗落して、膳に向ふたときは、汗
が引かなければ食味はなからう。

斯うしたならば？

三池 不知火生

爾來、本誌愛讀者のページ欄に於て、諸
氏は收容者處遇上に關し、幾多の改良意見
を述べられた。然るに事實の上に於ては未
だ其の實行の機に到達してゐない。けれ共
それが單に一時的誌上の空論として、放棄
せられてゐるのではなく、將來の收容者處
遇上に多大の參考資料として残されつゝあ
ることは、私の信じて疑はざる處である。
然るに、わたくしが茲に述べんとする所
謂「斯うしたならば」は、或は眞の誌上空
論に過ぎぬかも知れない。だが、私は賢明
なる諸氏の前に愚見をも憚らず一稿を投じ
て、御批判を仰がんとするものである。
抑々、刑務作業時間延長以來、既に歲月
を細ること幾星霜、爾來彼等は此の長い作
業時間にも倦まず克く謹慎勉勵し従つて、
近時犯則行爲は勿論種々なる事件の發生等
も著しき減少を見たことは、誠に慶ぶべき
こと、謂はなければならぬ。然るに、
茲に於て、私は受刑者教化上に就て、聊

ぬぎ置きし靴とれば蚊のうなりけり	五月雨の竿に連なる燕かな	うらなりの西瓜貴き残暑哉	棒端や涼みの茶屋の夏木立	ガタ馬車の砂塵をかぶる暑さ哉	登故に夜明の月を眺めけり	七夕に妹はイロハ覺えけり	風そよぐ青田ながめて野風呂哉	百度踏む老婆もありぬ葛若葉	日の本の旭輝く青田哉	ころび寝の椽に通ふや青田風	梅雨晴や持草臥れる雨傘	五客	月涼し松は風呼ぶ須磨の浦	道々を山百合折りて歸りけり	作男馬洗ひ居る夏の川	骸骨を乞うて田舎に晝寢哉	姉の眞似して傾ける日傘哉	(人) 稽古終へ夕餉の膳に汗ぬけり	(地) 夏瘦も知らぬお多福娘哉	(天) 日盛りの徑横ざる蜥蜴かな	秋の來て夏そこのけの暑さ哉
三重	廣島	水戸	三池	盛岡	徳島	三池	宮城	小倉	三池	西大門	大坂	神戶	西大門	市谷	徳島	三池	水戸	三池	宇都宮	選者	
月峰	船入	香村	猪堂	白鷺	雲龍	久光	義洞	孤月	北斗	起斗	北斗	虚雪	龜野	裾村	葉野	月村	美子	西海	靈峯	選者	

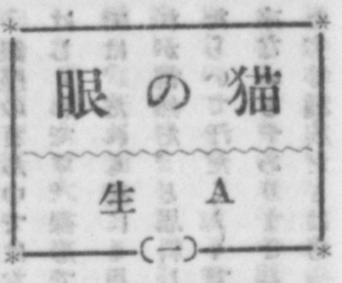
か次の如き意見を有するものである。
元來受刑者の休業日は一ヶ月を通じて、
之を二日と指定せられ、其の外に監獄法
第二十五條に規定せられたる所謂大祭祝
日、一月一日、二日及十二月三十一日は
就業を免ぜらるゝ事は謂ふ迄もない。而
して是等の休業日を利用して、教誨を施
し教育を授け或は蓄音機を聴取せしむる
等、總て刑務教化の目的を達せんとする
に外ならない。
だが、わたくしは此の一般的休業日以
外に、毎日曜日(二回の指定休業日を除
く)即ち就業日曜日を晝間作業のみを以
て罷業せしめ、而して夜間作業を廢止せ
んことを望むものである。此の目的たる
や、素より彼等に休養を得せしむるの目
的を以て斯の如き意見を有するものでは
ない。元來蓄音機を聴取せしむるは既に
述べたる如く、一般休業日に於て教誨後
之を聴かしむるを通例とせられてゐる。
斯くては折角の教誨も何等の效なく、即
ち教誨は其終了後、各々居室に於て、沈
思黙考、克く其の教誨の趣旨を玩味せし

め、以て自己の修養上の基本たらしめて
始めて效果あるものと謂はなければなら
ぬ。
然るに蓄音機を聴取せしむるに教誨の
席上、引續いて之を行ふは前に施したる
教誨の効果を薄弱ならしむるの虞あるべ
く、彼等は前に聴かされた教誨の如きは
遠くに之を忘れ、舍房に還るときは、既
に彼等の腦裡にはレコードの音譜のみ充
滿し、還房早々相互雑談的にレコードの
批評をさへ爲すの輩あることを聞く場合
もある。然らば教誨と蓄音機とは其の時
間を異にすれば差支なきやの感もあるも、
それとても千幾百の受刑者を收容する大
刑務所に於ては、狭隘なる教誨堂に一時
に全部を收容し能はざる爲め、凡そ之を
二席に分けて行ふの外なく若し教誨と蓄
音機とを別個の時間を以て、聴かしむる
とせば彼等を教誨に繰込ましたる上に於
て、多くの時間を要するのみならず延び
ては戒護上にも悪影響を招来するものな
るを以て、愚見の如く日曜日の早罷業を
利用して罷業後直ちに彼等を教誨堂に繰

込ましめて、此の時間を以て蓄音機を聴か
しむるとせんか、彼等をして毎日の作業に
依る心身の疲労を、充分に慰安せしめ従つ
て教化用として用ひられたる蓄音機の効果
を一層大ならしめ、且又一般免業日は唯教
誨のみを施すことになるを以て、教誨の徹
底を期する上に最善の方法と思考せらるゝ
のである。併し一ヶ月二回の就業日曜(月
に依りては三回)を早罷業せしむるとせば
全国の總受刑者の不就業延人員に於て非常
なる數に上るべきを豫想するに難からず。
故に是が實現の嚆には、當日に限り午前午
後の休憩時間を廢止し、晝食時間も三分
となし夜間作業廢止に對する時間の幾分を
補ひ、其の残る廢止時間は凡そ平均二時間
内外なるを以て一ヶ月を通じて四時間余の
短時間なれば、それに對する作業の能率は
平時に於て優に擧げ得るものと信ずる。
わたくしは此の意見を提出する以上、そ
れだけの能率を擧げ得るだけの自信あるこ
とを斷言して憚らない。彼等受刑者も亦愈
々それとなれば夫れだけの覺悟を以て、作
業に勉勵することは私の信じて疑はぬ所
である。併し茲に問題となるべきことは罷業

後即ち日没時より夜にかけて、彼等を多
衆同一場所に行動せしむる事である勿論
夏期は晝間作業の免業も早く、日没まで
には相當時間もあり、爲めに此の憂も少
なく之に反し冬期は晝間作業の罷業が殆
ど日没に近き爲め、従つて電燈の設備を
要する事となるを以て戒護上果して適當
であるや否や、私の最も考慮しつゝある
ことである。
然れ共「案ずるより生むが易し」とは
古來からの言にして、彼の受刑者教化用
として映畫の未だ公開せられざる前には
映畫の場所を暗室たらしむるの結果、或
は戒護上之を憂慮せられし方もありし程
なり。然るに愈々之が實施を見るに至り
ては實際「案ずるより生むが易し」で何
等の事故をも見ず至極靜肅にして、其の
效果の幾何なるかを知らない。既に斯の
如くなれば、例へ日没時彼等を同一場所
に集合せしむるとも敢て躊躇するの要は
ない。即ち彼等を眞實に遷善改化せしめ
んとするならば、場合に依りては多少の
犠牲は拂ふの覺悟を以てせざれば眞に改
善の目的を達することは出来ない。

さるにても、先づ必要とすべき事はレ
コードの選擇である。本件に關しては既
に識者の意見として本誌の上にも屢々高
述せられしことにて、私の最も共鳴する
處である。故にレコードの選擇は是れ迄
の御説の通り地方刑務所長の裁量に任せ
(併し多少の制限を附するは差支なし)
而して受刑者間に多少にても飽きの來る
と覺しきときは、刑務所と刑務所が相互
に交換し得るの制度を望んで止まない。
輒近新聞紙の報ずる處に依れば、早晚
ラヂオを受刑者に聴かしむるの新制度を
開かせらるゝやの事あるを散見した。若
し然りとせば猶更に、愚見の必要を感せ
ずにはゐられない。何となればラヂオの
放送は、一般家庭の人達が夕餉の膳の終
る頃より家族の慰安として放送せらるゝ
からである。
要は教誨の徹底を期し、又以て教化用
たる蓄音機を有意義に使用せんとするの
目的に外ならぬのである。
希くは當局者の一考を煩はし併せて誌
友諸賢の御批判を仰がんとするものであ
る。昭和四、七、二〇



猫と鼠

鼠といふ奴は、至
極厄々な代物で、神
様が若し萬物をお
造りになつたとす
るならば、何せ鼠な
どといふものを、こ

しらへられたか、その眞意を忖度するに苦
しむが、併し如才のない神様は之に配する
のに、猫といふものをおこしらへになりま
した。

さうして抜目のない人間は、ふるくから
この猫が造られた意をすつばぬいて、封祿
を與へて準家族の待遇を與へてゐます。

處がこの猫は、鼠を捕ふるばかりでなく
哲學者の風情をもつてゐるので、古來から
必要以上に、人間によつて可愛がられてゐ
ます。有名な猫ずきのみやメットは、衣物
のすそにねむつてゐる猫をおこすにしのび
ずつつひに狭で、着物のはしをきつておき上
つたさうです。

處が、この猫を飼ふには昔から、米四

斗が入るといふことを原則とされてゐます
せつちからくなつた、めか知りません
が或る男がその緊縮政策を考へました。
即ち四斗を以て猫をかふ代りに二斗で、
事を終へやうとしたのです。
それはかうなのです。鼠を二斗の鼠で
かへば、決して米糧を荒すやうなわるい
ことをしないから、猫などをかふ必要が
ないといふ發見であります。
論理上、計算上まちがひはないやうで
ありますが、猫が、哲學者であるといふ
一面が、ぬきにされてゐるやうです。
全て人間にはかうした誤算がよくある
やうです。

生水は一時、全ての病氣の原因である
とされたことがありましたが、このごろ
生水を證讀する學者がぼつゝ、出來て來
ました。生水にはいきんが居り病氣を引
きおこすことは否むのではないが、せい
鮮なそれは數量の功徳をもつてゐる。冷
たさとうまさあそこに水の徳があるのだ
さうです。蘇溜水に藥徳がなく生水に徳

がある——一寸おそろしいことだと思ひ
ます。
人間の身體でも人間世界でも、たゞの
一片の學理や理窟だけでは、全解決をす
ることが出来ないやうです。いくら簡便
で消化がよくても、エキスだけでは身體
がたもちゆきません。
行刑の上にも、もう少し人間味と自然
味の調和が欲しいものです。
粗二斗をおしんで鼠をかつてゐるやう
なところがあり、腸を害ふことをおそれ
て、エキスをのましてゐるやうな點があ
るやうに思はれます。

無道の道

前の障子をあげると、色の交錯した洗
濯物が、はた／＼とジヤジヤに狂ひ興じて
ゐます。
後をあげると、道ゆく人が、侮蔑と共
感をどつちやにした變な眸を流してゆき
ます。
やつと、簾といふ——實はあつてもな
くても實質上大差はないのですが——絶

線形式を吊りさげることによつて、公私の區別を表示してゐます。

公々然と、大道の上にひるがへる色とりどりの乾物……麗のなかのごた／＼した生活も立ちどまつて、本格的に凝視したら日本の法律はかなりあやしくなりませうし、浮風美俗なんて、てんで委もかげもありませんが、けれども、かうした世界では、かうした生活がやむを得ないので。さうして、麗といふもの、によつて闇と光りの世界、公人と私人とがわかれたる不文律が存在し、人も許し他も許してゐるのです。

むづかしい他の世界での法律が、適用されないこともないでせうが、それは適用なさる方が御無理といふものでせう。銀座のまん中ではないのです。裏長屋のはしくれです。裸形でいたつて、この界限では、だれも變にも思はないどころか、それが當然だ、と思料してゐます。一日中はたらいで汗だく／＼です。さうきちんと出来ないぢやありませんか、銀座人種と異つた劣等種族だとは考へませんが、夫々すん

でゐる世界には、その世界の生きる態様があります。

お役人や教誨師さんが修身の本から精をぬいて、こねあげた人の道の指針はまことに結構莊嚴なものではありませんが往々、或る界限では道にゆきづまることがあるのです。之は本當のことです。

蛇と竹筒

「監獄に罪人をぶちこむのは、蛇を竹筒に入れておくやうなもので道入つてゐるうちは眞すぐになつてゐるが」と、やつぱりもとのやうにぐね／＼とうねつてゆく」と誰かが批評しました。わたしたちは、こんなことを云はれると、一寸暗い心持になります。なまげない様な氣もします。じれつたくもなります。たくさんの金と、種々な手数、さうして心からのはぐくみ……それが、無に歸してゆくのですもの、焦らただしさを感じるのもあたりまへでせう。だが癪にさはると云つて、かう云ふ批

評にかみついてゆくほどの自信もまだありません。だが又「人間は、なぜ働かねばならぬか」といふことを考へ出して、すつかり働くのか嫌になり朝から晩までねころんでばかりゐたオプロローモフのやうな、暢氣な心にもなりきれません。そこで何とか、かういふ批評家に罪を下げさせる途はないものでせうか……さうしてぐんと溜飲を下げるやうな……。

世間の眼

「國亂れて忠臣あらはれ、大道すたれて仁義あり」と老子が皮肉に活破したやうに、孝子だとか、善人だとか云つて世の中から賞められる人の多くは貧乏で、親が病氣だとか、幼ない弟妹が多くあるとか不具者があるとか、等々と浮世の悲惨な雲に蔽はれてゐる家に多いのが昔からの通り相場になつてゐます。してみると大道が輝き、環境さへよくなれば、不孝ものや悪人の外は、善人も孝子もないはずで。さうして吾々ののぞまるべき世

界は、悪人や不孝者のないのは勿論、孝子も善人もない老子の所謂「無爲自然」の世界なのでせう。或る蜜蜂商人が、印度へ視察に出かけました。そこには、南國らしく種々な花が到るところに咲き亂れてをりました。商人は大よるこび、大儲を勿論豫想して早速蜜蜂をとりよせ、うち放しました所が結果は——蜜蜂は蜜をつくりません。もとの巣へも歸りません。何故か——云ふ迄もなく、常夏の四季花のたえないところでは、蜜をつくつて貯蔵する必要がないからであります。

積極的な方法を講じたいものであります。いくら宣傳してみたつて、たとへば失業者が、飽和状態にあるとき、傷をもつた人間が口にあつつけぬのは當然なこととせう。貧乏な孝子には、適宜な救済方法を講ずることによつて不當な悲慘を除去し、解放者の問題には、夫々専門的に研究して對策を講じるといふ風に。

第一區の武道會

第一區第四回武道會は六月二十三日、網走刑務所に於て開催、柔、劍道共に網走が優勝した。本年より劍道優勝旗をも授與することになつた。又なく盛會であつた。

非常召集演習

名古屋刑務所では七月十九日職員の非常召集演習を行つた。當夜は恰も防空演習燈火管制實施に當り居り、職員の多數も該演習見學に外出中にて登應時間に稍迅速を缺いたが、召集人員百三十六名中不參者は一名、携帶品の不完備の者十二名にて、其成績概して佳良であつた由。

讀者の頁



貧しき手記より

北支 まさじ生

人は心境の平和を誰れしも希はぬ者はなからう。その心境の平和を希ふならば自己を謙虚にすることだ。自分は賢い、自分は偉い、自分は他人に秀れてをると常に思つてゐるなれば、おそらく心境の平和は保てまい。こんなことを私はこの頃になつて感ずるやうになつた。これはしかし進歩か退歩か、それは私は知らぬ。が、日常の對人生活に於て私はつくづくと感じる。けれども、この心境に徹せんとする努力も、ともすれば私には亂れがちである。そして永續きはせず、とかく、自恃の心が頭をもたげる。そこにゆ

くと、良寛にしる、親鸞にしる、やはり偉い。自分は愚かものだ大きく悟つて大愚だとか、愚禿だとか自稱してをられた。「何事もあなたまかせの年の暮」あの凡人味の豊かなる一茶にさへ、この句がある。以て鑑とすべきだ。

如何なる善人にも、悪の心素はある。如何なる悪人にも善の心素はある。これが即ち人間だ、もし、それ神佛を至高至善とし、悪魔を最悪のものとするならば人間は神佛と悪魔の混血兒だ。たゞ、善悪の濃淡によつて、或は善人となり、或は悪人と呼ばれる。

日々休みなく進歩しつゝある物質文明その物質文明が極端に進歩したら、はたして人間は幸福であるかどうかを疑ひたくなる。こゝに於て、人類の祖先であるアダムとイブが、禁斷の知慧の實を喰つたために、神の樂園を追はれたといふ、

あのミルトンの「失樂園」を思ひ出す。そしてこの傳説そのものが、物質文明を訓示したのではなからうか――。

「人が自然を征服する」といふ言葉は私の嫌なことの一つである。人の智識が進歩し、科學が発達したといつても、大自然からみれば、まだく渺たるものだ。そして、我々人間も、自然の一分子であるにもかゝらず、かうした不遜なる言葉を發するのは、自然に對する冒瀆であり、叛逆である。

偶感

市谷 鈍馬 生

仕事の出来ないといふことゝ、仕事の分らないといふことは、其の結果に於て同じであつても決してそれは同一視すべきものではない。出来ないといふことはいくら努力しても致へても出来ないの

あつて、分らないといふのは努力しないからではなく致へられないからである。自ら進んで努めようとしても分らねば手が付けられぬ。

仕事の間違ひはよくこの分らないから起る。之でい、だらうと獨りで決めてかゝると必ずそれが間違つてゐる。然しこの場合憎んではならぬ。責めてはならぬ。間違ひを仕出かした其の者は、それが間違ひであると氣附いた時に既に十二分に自らを苦めて、再びその過を繰り返さぬことを決意するものであつて、その際更にこれを責めることは責任を二重に問はれることとなり、且つ度重なればおのづから責任觀念が薄らいでくるやうになるからである。

思ひ出

綱走 T M 生

ないからである。然し努力すべきに努力せず、知り得べきに知らずして過を爲す輩に至つては徹底的に其の非を責めねばならぬ。それはその者を最もよく導く所以であり、同時にその者をしてよりよく導かしめる所以であるからである。

それは庭に黄菊が咲き乱れ、葉蔭にすだく虫の聲もうら淋しい晩秋のひる下りであつた。僕は臨時試験の語記で頭が甚しく痛むので、庭先で休んでゐた。午後強い日光を受けた縁先には、蠅が澤山飛び交つて居た。當時學生で試験に束縛されて居た僕は、只管勞れた精神の慰安を求めて居た。ともすれば眠くなる様な心をもさへて、僕は庭の柵木に腰掛けてジツト頭を休めて居た。と根本の方が腐

りかけてたので修理するの、塀の外で盛に鏝や鉋の音がし出した。其の高い音が勞れた頭を二層刺戟するので、家へ入らうと思つてゐると木戸が開いて青衣の受刑者が入つて來た。今度は内側かと思つてゐると其の受刑者は僕の顔をシゲムと見詰めてゐたが聽て涙がスーと尾を引いて頬をつたつた。

「坊ちゃん！ 随分大きくなりましたねエ、私は〇〇刑務所以來貴方の父さんに厄介になつた者です、父さんは亡くなりましたので、御可愛想に、私は遣された貴方が可愛想でなりません。……これ！ これも父さんが生きて居た時（父が戒護主仕をした時）貰つて戴いたのです」受刑者は袖の處の四角な小さな白いきれを指さして聲を落した。高い頬骨、窪んだ目、それも長い刑期の苦勞を物語つて居る。ジツと見詰めて居た僕は目頭が熱くなるのを感じた。

電燈が淋しく三疊の書齋を照して居た。机に向つたまゝ僕はジツと晝の事を考へて居る。そしてあの時の無限の思を披瀝した短い言の葉が胸を打つて居る。あの清い涙が今は亡き主の遺族を憐む涙で無くてなんだらう！

冷たい鐵窓に己の犯した罪に泣く受刑者、あの人達にも矢張り温い血が流れてゐるのだ。いや世間の人よりも一層柔しい美しい心を持つてゐる者が多いのだ。性は善だ！ 誰も初めから悪心を持つて生れて来たものは無い。只一時の心の行違ひから理性を失ひ、短い人生の幾部分かを鐵欄に閉され遠い故郷父母、妻子の事を思ひ、深い悔悟の涙に泣いて居る可愛想な人達なのだ。彼等が冷靜に自己を振り返つた時、どんなに罪の汚名を着た自分を淋しく思ふだらう、一時理性を失つた事に依つて、世間から隔離され、苦役を取てしなればならない氣の毒な人達、でも己の行を心の奥底から悔いてる

者ならば、神はどうして其の罪を赦さずに置かう。あの人達は此の様な美しい秋の夜、暗い房舎の中で良心の苛責にさいまれて泣きながら慈愛しみ深い父母の名を呼び續ながらどんなに狂をしく此の月を眺める事だらうと思ふとよるべない心を彌陀の力に頼りながら、心に鞭打つて強く信仰と勞働に生きる受刑者の生活に同情せずにはられない様な氣がした。そして父の爲、自分達の爲に涙を流してくれたあの人も、矢張り優しい心の持主であつたと思ふと、たまらなく嬉しく思はれ、そして又、悲しい父の臨終のシーンを思ふと、ごつちやになつた感情で熱い涙がポト／＼机の上に落ちた。

秋の夜長を蟋蟀が鳴いてゐる。

傳統的慣習の脱破

天 海 生
往時の行刑は應報主義であつた、故に

受刑者に苦痛を與ふれば事足れりとしたのであつたが、現時の行刑は受刑者を教化して社會適格者とするを目的とするのである。故に往時の如く受刑者を威壓や強制によりて規律を盲従せしめるにあらず、教化によりて規律を好んで規律に服従せしむる様にせねばならぬ事となつたのである。即ち威壓強制は彼等に反抗心や憎惡の念乃至は偽善者を作り得るも心からの服従や改心は需めらるるものでないからである。されど戒護に従事する職員就中看守には何れも然る考で職務を執行される人のみであらうか。受刑者の個性を何等考慮する事なく一列にコラツキサマ式で威壓強制し以て規律秩序を維持さへすれば能事至れりとする人はないであらうか。尤も看守を指導監督すべき看守部長や看守長にも斯くする看守を歓迎する人はないであらうか。之ありとすれば下看守に斯くあるは當然の事であらう。私が嘗て或看守長から(目下刑務

界より隠退せられてゐる)「看守が受刑者から、慕はれたり、部長が看守から嫌がられぬ者は、必ず職務に忠實な者ではない」と聞かされた事がある。今之を徐ろに顧みるに自らコラツキサマ式の者が歓迎された事が窺はれるのである。

社會の進歩發達は一刻として停止する事なく流れ行くのである、其の社會に受刑者を適格者たらしむるには、今や傳統的應報思想を墨守すべきではなく、彼等の人として處遇し、孜孜として彼等の教化改化に努めねばならぬのである。従て監督者と雖被監督者の欠點のみを探り之を責めるのみが能でなく、それよりもつともつと大切な事は、被監督者の指導教化に努めねばならぬ事であらう。

受刑者が役人を信頼し上下を愛し下が上を敬ふ時其處に眞の平和と秩序が保たれるのである。眞の平和と秩序が保たれる時、其處に行刑終局の目的に到達し得る事が出来るのである。須らく刑務の

職にある者、舊套を脱し積極的に受刑者の教育改善に努めねばならぬ事であらう。

まづ健康

西大門 すゞき

まづ健康……？ 嘗て大阪毎日新聞が大衆に呼び掛けた。健康能率増進を思ひ出して、私は新時代に處する刑務官として健康は必然の要求であらねばならないと想ひました。殊に行刑の最前線に立つ戒護係諸彦の爲に……健全なる精神は健全なる身體に宿ると言ふ古い文句を事新らしく書きたてます。何故、よりよき健康が必要であるか……？ 言ふまでもなく、お互ひが日夜切に希ふ最高の欲望であるでせう。長壽を希ふ爲に、向上をはかる爲に、地位を得る爲に、名譽と富貴を望む爲に、生活の爲に、民族の爲に、社會の爲に、子孫繁榮の爲に、自己

の幸福の爲に、人間生活の存続する限りありとあらゆる方面から諸種の慾望を充す爲に人として齊しく望んでやまないものでありませう。

生活の、あらゆる原動力が健康を離る可らざる重大な關係を持つてゐる事はお互ひに感じ過ぎる程感じてゐる處であります。

「晨に星を戴いて出で夕べに月影を踏んで歸る」文字通り斯うした過激な勤務を繰り返して戒護、檢束、教化、遷善、指導等刑務の實際に當る刑務官として欠くべからざるものは、まづ健康であらねばなりません。健康が生む潑刺とした元氣は規律の嚴肅を保持し、官吏としての威嚴を保ち、向上の氣風を養ひ改化の風習を染ましめ、内に外に自ら衆事の範をたゝでありませう。之に反し健康でない爲に生活を破壊され社會の落伍者となり犯罪の動機を作ると言ふ悲惨な事例の如何に多きかを恐れねばならないと思ひま

す。斯くて健康は幸福の母となり、引いては刑務遂行の上にも善良なる結果を誘致し行刑上、よりよき収獲を得る事になると想ひます。

まづ健康……私は此の一片の標語の中に絶大の方が潜んでゐることを泌々味ふと共に諸君の爲に健康増進をお祈りして擧筆します。

◎ 拜命當時の思ひ出

豊多摩 藤井巴波

初めて看守を拜命しましたのは、明治三十四年の八月で、今の小菅刑務所が東京集治監と云ふ時分でした。小菅刑務所は徒刑囚を拘禁する所で、徒刑囚の外に無期懲役囚が石川島の居残りとなつた分が居りました。

舊刑法では徒刑十二年以上は島地に送る旨が規定ありましたために之等の者は

北海道へ移送する事となつて居ました。

私の拜命の時には三十年の恩赦で凡て殘刑四分の一減刑になつたのでありましたが、何れを見ても兇惡の者ばかりで内心よい心地ではありませんでした。

教習七日目に實務實習で麥庫へ配置になりました。河から倉庫へ搬入するので船から船頭が陸上げして、それを囚人が庫へ積み込むので、本務の看守は河岸に居て、私は庫の中に這入つて戒護したのです。庫の中は薄暗くて若し彼等に反抗でもされればせぬかと内心びく／＼して居ました。事實此の時代は看守がよく囚人のために危害を加へられたものですから自然にそんな氣持が湧いて来るのです。が幸にその日は何の事故もなく終りました。

愈々教習も終つて一ヶ月目に本務で六工三練土と云ふ工場へ配置になりました六工と云ふは煉瓦の型抜工で、三練土と云ふのは練土工が多勢で土の山を練つて

居るのです。

午後の三時頃になりますとそろ／＼夏の事でもあり情氣が出て來ましたので、彼等は雑談を始め、高聲で笑ふ者も見えやるやうになりましたので、私は習つた通りにそのやうに胸をあけてはいかぬ、話をしてはいかぬ、手を休めてはいかぬ、一々規則通りに云つたのです。すると後の方で「新米が馬鹿に眞四角であらう」の聲が聞えたので「こら何を云ふのか」と云ふとせゝら笑ひして「マランメー機桶ちやあるメーシさうキチンと出来るか」と云つて出て來たのは脊のすらりとした色白の博徒で懲役十一年強盜殺人と云ふ罪名の男であつた。「サア安川熊藏を知らないか、殺すともどうでも勝手にしろ」と大胡坐をかいたので困つた。

ところへ部長が廻つて來られて、君直ぐに二課へ連れて行けと教へられて、やつと元氣づいたことがありました。

以上は先輩の話で、其儘録取したので

すがいかにも今昔の感に打たれます

◎ 使命の自覺

廣島 林 學 治

世には形に現れた幸と不幸、即ち權門に生れ富豪の子に生れるものと、頼るべきものもない貧家の子に生れるものと、生れながらに幸不幸が決定されて居る様に思はれる。眞面目に勤めながら次から次と思ひもよらぬ不幸の重なるものもあれば、何をして都合よく凡てが意の如く進行するものもある。人は之を名づけて運命と呼ぶものもあり、吾人は此の種の運命が人間の幸不幸に多大の影響ある事を否定しやうとは想はぬ。併し運命のみが幸不幸を決定するものとは斷じて考へることが出来ない、それよりも人の使命自覺の如何が幸不幸を定める根本であると思ふ。例へば人生は一貫した旅行である、何處へ行くか何を聞き何を見て何

をすればいか、只分らずに歩む、こんな淋しい旅があらうか。万人に各自の使命がある。自分には看守と云ふ趣味無限な使命がある。さうした自分には自分に限られた使命があると決定して居るものなれば、必ずや重大な嚴肅な問題に面接せねばならない筈である。我が使命は何ぞや、一日も早く確實に此の問題を考へ又解決したものが眞の幸福である。運命は何でもいゝ、其の運命に處する己が使命を自覺し自己の進むべき道程に登るならば、最早其人には不幸はない。どんな苦しい旅行でも自己が進むべき當然の旅ならば之ほど嬉しい事は無い、其時は、己によりて不幸を征服したものである。生れて生れたる理由を知らぬ。生れながら生きてゐる理由が判らぬ、こんな苦痛が他にあらうか。何か私に適當な職業はありますまいかと尋ねる者がある、あなたに適當な職業を誰に選べと云ふのであるか、こんな事で決定して貰つた職業で

は如何して命をまで棄る丈の勇氣が出やうか、今の仕事は嫌なのですが金がとれるのですから、老後の用意が出来るまで働いて切り上げますと、斯様な事を平氣で云うてる人もある。斯した現在の仕事に興味もなく又使命も感じてゐないが、後日出世の踏臺になるから、勤務時間も長いが辛抱しようと思ふものもある。氣の毒な事と思ふ。幾萬圓かを銀行に預けた、もう老後の準備が出来たさして止めやうと思つた時銀行が潰れたならば如何するか、銀行が潰れなくとも自分が死んだら如何にするか、出世の踏臺と頼んだ先輩が失敗した、退職した、又失敗退職しなくとも自分に對する信用を持つて呉れなくなつた、斯様な時に過去幾年の苦心が水泡に歸するではないか。人生の半を過ぎて淋しい生活に入る者の大部分は、我が聖なる使命の自覺なく、漫然として輕々しくした人々であると思ふ、大に考へねばならぬ事であり、嚴肅に省みねば

ならぬ。故に我等看守たるものよろしく時代の要求に適應し、改善以て良民に復歸せしむる大なる使命と自覺に勉めん哉。

時間短縮に就て

青森 長谷川雲助

刑罰を執行する上に於ても吾等の日常職務に携る上に於ても大切なものは即ち時間ではなからうか。

今や行刑の目的も威嚇より教化と變り自由刑執行は作業訓練と相俟つて日進月歩と新制度が設立されつゝ且つ刑務官の服制も一變したるは、吾等の愉快に堪へない次第である。而して之に伴ふ勤務時間の短縮問題であるが、所謂時代の進歩と相俟つて當然短縮すべきとは思ふが吾々は彼等收容者に直接指導者であり教化者であつて總て模範を示さねばならぬは論を俟たず、今日の彼等の勤務時間は

長く激務なることは茲に喋々するまでもないが、然し彼等を善道に導く上に於て、若し時間を短縮し八時間制を採用する時は夫れは吾等の希望ではあるが、彼等には悪影響を及ぼすではなからうか、何故ならば昔日の如く彼等を奴隸的に取扱ふ時代であれば差支ないであらうが現今の如き彼等を人格者として速に改善せねばならぬ秋である故、若し吾等の勤務時間が短縮となりなば彼等收容者の動作時間も同時に短縮さるべきは理の當然と思ふ、で私の希望は時間短縮よりも戒護勤務者に對し腰掛け即ち椅子の許可である。此の椅子の不許の點は言ふまでもなく居眠りとか何んとかの弊害關係からであらう。

斯の如く長時間に互り立通しにする爲に身體の疲勞は言ふに及ばず且つは脚氣病に悩むものさへ多々あるのである。茲に夜業中は別として晝間中及び夜勤者に對し椅子の使用が許可になつたならば所謂明い行刑の道程に外ならぬ。聊か愚考を開陳し貴重なる紙面を瀆すと共に希望して止まざる次第である。



メートル法の簡単な算法

メートル法が實施されてからもうかなりたちますけれども、家庭生活に實行なされるに随分困難があるやうですから簡単な換算方法を記して見ませう。

呉服太物類

尺からメートルを出すには尺數にその尺數の半分を加へて四で割るのが一番速く、各百貨店ではこの方法を利用してゐます。たとへば
鯨一尺三七・五センチメートルこの反對にメートルから尺を出すには、八倍して三で割ればよろしい、即ち

三七・五センチメートル	鯨一尺	一キロ同	同二六七
七五センチメートル	二尺	一・五キロ同	同四〇(二斤半)
一メートル	三尺六寸六分	二キロ同	同五三五
一・五メートル	四尺	三キロ同	同八〇〇
二メートル	五尺三寸	白米その他穀類	
三メートル	八尺	メートル法	舊樹目(合)
三・八メートル	一丈強	一五〇グラム	約一
砂糖、茶、肉類、乾物		三〇〇同	同二
味噌、鹽、菓子類		七〇〇同	同五
匂からグラムを出すには四		一キログラム	同七
で割つて十五倍する。グラム		一・五同	同七
から匂を出すにはこの反對、		一〇同	同七〇
各店で實施してゐるのは正確		一五同	同一〇五
ではないが、概算は左記の通		三〇同	同二一〇
り		酒、醬油、酢、	
メートル法	舊目方(匁)	その他液類	
一〇グラム	約二七	メートル法	舊樹目(合)
一五〇同	同四〇(四半斤)	一デシリットル	約〇・五五
二〇〇同	同五三		
三〇〇同	同八〇(半斤)	二同	同二・八
四〇〇同	同一〇七	五同	同五・五
五〇〇同	同一三三	一リットル	同五・五
六〇〇同	同一六〇(一斤)	一・八同	同二一〇
八〇〇同	同二〇三	二同	同二一
九〇〇同	同二四〇		

野菜類の消毒法

野菜を生の儘食べればウイルスは完全に攝取できるけれども、腸チブスや赤痢に罹る虞れがあるので傳染病豫防には煮て食べるべきだが、それではビタミンは壊れてしまふので、折角野菜食をしなくてもなんにもならないことになる。そこで野菜を消毒して生の儘食べる方法として晒粉で消毒して生食するのであるこれは一斗樽位の野菜消毒桶を作り水一杯(一斗)を入れ一匁の晒粉を投じてよく混ぜ野菜を晒粉液の中に入れよく洗ひ、二時間以上浸し漬しておいた後始めて用ふる様にする、少し臭氣を持つてゐるが消毒後淨水で良く洗へば臭氣を残すやうな事はなく、また身體にも害がないので安心して野菜を食べる事が出来る。

時計で

南北を計る法

物の影を見て南北を計ることは誰でもよく知つてゐます。正午頃物の影が寫る方が大體に北に當ることにしてゐますが、それでは正確な答へを出すことは困難です。そこで地圖を持つたりして山登りや旅行などする人は必ず磁石を持つて行きますが、萬一途中で磁石を失つたり又は故障を起したりした場合には、大抵は正しい方角を知ることが出来なくて困るものです。

そんな場合に少しも困らずに南北を計ることが出来ます。これも物影を利用したものであります。この方法は時計がもとになるのですから、時計は必ず正しい時間を守らせなければなりません。勿論五分か十分位の差でしたら大した誤りもなく方角は定められます。

先づ懐中時計か腕時計を水平な位置に置くのです。さうして針がマツチの軸のやうな細くて真つ直なもの、時計の中心へ垂直に立てます。すると○の影が時計の上へうつりますから、その影を時計(時計の短い方の針)にピッタリと合せます。

針の影と、時計の中心から十二時の所へ引いた線との間を二等分しますと、それが正しい北になるわけでありま

子供の發熱に

子供が病氣にかゝりますと大人と違ひまして何處がどうかとはつきりわかりません。それに小さな子供には、その病氣を訴へ知らせる事もなかなか容易なことではありません。

先づ母親として第一番に注意する事は、發熱の場合です。この熱の出るのは何か病氣の變化の起つた場合である事は申す迄もありません。乳兒の場合などには湯たんぽなどで温めすぎた結果發熱したやうに思はれま

すから、熱に注意し若し保温上の不注意がありましたらそれを適當にしなければなりません。發熱の原因は傳染性の病氣に出るは勿論で、便利のために出ることもあると云ふ風でいる

熱劑を勝手に與へる事は必ずつゝしななければなりません。例へば急性肺炎、腸チブスなどの場合は解熱劑を與へても一時期間に下熱するのでなく却てこれが爲めに心臓の衰弱を來すと云ふ危険があります。

罐詰

見分け方

罐詰類は、外面から内容を見る事が出来ないから、見た丈で良否を見分けることがなかなか困難であります。しかしそれも全然出来ないとはありません、今大體について左に申上げて見ませう。振つて見て音がしない、そして容積の割合に重いものは良い品と見て、先づ間違ひはありません。

罐が膨れてゐて指先や金属片などで叩いて見ると、濁音を發するやうなのは、製造が不完全で中身が腐敗し瓦斯の生じた證據です。完全なものは両面が凹んでゐて、叩いて見ると澄んだ音がしますからすぐわかります。

が出来なくてやり直したものが、人爲的に抜いたものからそんな品は完全な良品とは申されません。傷み罐や或は錆た罐などはきつと内容が悪いときまつて居りませんけれどもあまりひどく傷んでゐたり、錆てゐたりするのは避ける方が安全であります。なほ信用ある大商店の責任ある商標を見て買ふことも忘れてはならぬ注意の一つであります。

そろそろ来る

秋蒔の草花

第一に風に注意

暑い土用も過ぎて、もう立秋です。秋に見る草花や大根ねぎ等野菜類に至るまで、ぼつ／＼手を下さなければなりません。先づ秋蒔の草花は、冬蒔、けし、石竹、撫子、錦葵、桔梗、雛菊、カンナ、美女櫻、金魚草、千鳥草、

月見草、金盞花、アラセイトウ、パンジー、フロックス、バイオレット、ヒナゲシ、スキートビー、等で、また九、十月に植栽するものは、アネモネ、くんしらん、きみかけ草、ケロツカス、ヒヤシンス、イキシヤ、すゐせん、オキザリス、はなきんぼらげ、トリトニア、チユーリップ

移植と根分けをするものは、鹿の子草、夏菊、木賊、かたばみ、牡丹、芍薬、福壽草、おだまき、アルメリア、泡盛草、釣鐘草、段菊、サイネリア、けまんさう、チキタリス、萱草、花菖蒲、雪の下、松葉菊、景天菊、鈴蘭

等を擧げることが出来ます。それで秋の初め頃は強い風が來ますから、花壇にも庭木にもそれが支柱や垣根の手入れまたは繩で結びつけることも

必要でせう。盆栽ものは風雨の來るまへに取入れて置くもよいでせう。温室や物干台やバルコニーに並べるには注意を怠れば草木をいため鉢までもこわす事になります。球根草花類は一般に砂の多い排水のよい土壌を選び、土のかたまりのないやう細くしたものでなければなりません。

菜食と

子供の齒

カリフォルニア大學齒科教授ジョン・アルバート・マイン博士の實驗によると、ぼうれん草やトマトを澤山食べると子供の齒のために非常によいと、それはこれ等の野菜には八十五パーセントのウイタミンAがふくまれてゐて、それを食べても子供の時分にはさまでその効果がわからな





海外異聞録

銀行に儲けさせた男

獨逸のドルトムント市警貯蓄銀行の會計係のハーゼロウは無断で銀行の金を融通し、株に手を出したため、結局二ヶ年半の刑を受けることになった。彼が使った金は約四十万圓であるが、彼が挙げられた後で計算してみると、元金の四十万圓はそっくりそのままに異常がなく、おまけに株の儲けがその四十割に上つてゐた。そしてこれは全部銀行の所得となつた。ユウモアの事だ。

自殺法案の起草

これも獨逸の話。その近信によると、最近刑法制定委員會は自殺法といふ法案を起草し、これをドイツ議會に送附し、議會は速にこの自殺法を可決すべしと勸告大に努めてゐるとある。この自殺法によると、何人たりとも他人に自殺の動機を與へたものには重い体刑が課せられることになつてゐるといふ。先づ女をだましたりする不良どもに大恐慌時代が来るわけだ。

金持ちの浮浪罪

ニューヨークのハンク・ミラーといふ男、晝は新聞を賣つて、夜は地下道へ入つて寝

る生活を倦きもせず続けることと實に二十年。然るに今度浮浪罪に問はれることになり、六十日間の拘留を仰付かつたところで、警察官が取調べてみると、ミラーは四つの銀行に二万二千圓の貯金を有し、その他貯金箱の中にもギツシリ金が詰つてゐた事實が発見されたので近頃の珍談とされてゐる。

結婚除けに刑務所入り

シカゴで詐欺を働き警察に檢舉されたルイス・トレントといふ男がある。此の男の自白によると自分は結婚がイヤだから刑務所に行くのだといふのである。トレント君の両親はニューヨーク州のカムデンに住む金満家であるが最近トレント君の氣の進まぬ女をどうしても貰へといふ無

理難題なのに、同君痛く之を憤慨したものだ。苟くも結婚は絶対に相愛的のものでなければならぬと、大に戀愛結婚を主張したかどうかは知らぬが、とにかく親の當てがうのを嫌ふからには主張したと見て差支あるまいが、その揚句の思ひ附きがまことに悪い。刑務所入とは褒められぬ思ひつきだ。其處で、同君にもない詐欺を働いて思ひ通りに法廷に立つたが、氣の進まぬ結婚なんて地獄だ。それに比べれば刑務所は極楽だ。ナンテ振つた事を言ふので流石の判官もロアングリ。

犯罪は酒と癩癩から

アトランタで開催された國際警察署長會議でアトランタ警察署長ジエームス・ビーヴアス氏が報告した所によれば

犯罪の原因として主なるものはウイスキーと癩癩である。

「勿論犯罪の多くは家庭の影響である。子供に對する親の不注意は今日最大の警察問題である。家庭教育の如く人間の一生を左右するものはない。然しそれを外にして酒と癩癩とは犯罪の最も大なる原因である。大抵の犯罪は酒の憤怒から來てゐる。」乃ち氏の云ふ所以上の如くである。

米國陪審の舞茶

米國ケンタッキーの陪審裁判所では、僅かに七歳の少年に殺人として有罪の評決をしたことが報導された。ヤンキ

今年八歳になる遊び友達と喧嘩をして、遂に之を射殺したのであるが、ケンタッキー州のペインツビル裁判所はメーハン少年に對し有罪の評決を下し、滿廿一歳に達するまで州立感化院に收容することを宣告した。元來ケンタッキー州の法律に據れば滿十歳以下の少年は犯罪無能力者と認められてゐる。然るに被告メーハン少年が陪審裁判を請求したと云はれてゐるが、これからして抑々不可解至極のことだ、その上に驚くべきことは、參與した陪審員が、被告は自己が何を爲したかといふことを意識してゐるといふ理由で、少年ではあるが有罪とする價値があるといふので判決を下した。處でメーハン少年は此判決を不服として、目下控訴

詩人へ禁酒のお災

手續中とあるが、御本人は極めて平氣の平左で毎日自宅でヤンチャ振りを發揮して遊んでゐるとある。兎に角、少年保護の八ヶ間敷く論議されてゐる本場の米國で、斯うした不可解な裁判が行はれたとは随分思ひ切つたもので、洵に珍妙とも何とも日本人には一寸想像のつかぬ事柄だ。

米國詩人ハート・クレイン

君は生れつきの飄輕者、また生れつきの酒好きで、禁酒國を放れてからは酒はよし、女はよしのバリで、盛んに太平樂を並べてゐたが、この間羽目を外し過ぎて客とチャンバラの劍戟をやつて了つて、罰金四ドルを申渡された。所で

その際の判事の訓戒が皮肉な又となげ振つたものだつた。曰く。

「お前は吾々フランス人の自由を冒瀆してはならぬ。フランス人が自由を享樂すると丁度同様に、酒を享樂すべきだ。全体我々フランス人は或る國のやうに芳醇な美酒を飲む自由を奪ふ様なことはしない。お前もよくフランス人から學ぶべきである。然しお前のためにはフランスに留まる間、本國に居ると同様禁酒した方がいいと考へられるから、確と此の件を誓つて貰ひたい。」



敍任辭令

大阪北區支所 保健技師 黒田啓次(京都) 六級俸
 大阪 松本貞會(北區支) 六級俸
 任保健技師 京都 六級俸
 陸軍一等軍醫 靜間省三 五級俸
 任保健技師 大阪和歌山支所 八級俸
 泉 米治郎 六級俸
 (以上七月二十二日)
 保健技師 古賀常勢(三池) 六級俸
 保健技師 河野司馬太(三池) 六級俸
 (以上七月二十六日)
 二級俸 典獄引野信夫(三池)
 三級俸 兒島三郎(宇都宮)
 三級俸 坂梨森太郎(大分)
 三級俸 小橋川昭慶(福岡)
 六級俸 川村次郎(釧路)
 四級俸 伊藤忠次郎(市谷)
 典獄補 伊藤忠次郎(市谷)
 四級俸 淺間德三郎(姫路)
 五級俸 藤井藤藏(浦和支)
 五級俸 津田茂貴(樺太支)

五級俸 前田政之輔(山形)
 五級俸 須藤善一郎(小倉支)
 五級俸 中島利吉(小田原)
 六級俸 西岡三郎(栃木支)
 四級俸 柏木直九郎(廣島)
 四級俸 大草東三郎(集鴨)
 池田菱吉(宮城)
 佐藤金司(千葉)
 多田隈建雄(三池)
 左座金藏(福岡)
 曾川良貞(市谷)
 平川浩一(小倉)
 大谷静夫(靜岡)
 佐々木豊茂(山口)
 廣田四熊(鹿兒島)
 野正良夫(小倉支)
 重信琢雄(岡山)
 土倉是空(集鴨)
 荻屋哲公(大阪)
 教山祐警(長崎)
 小笠原覺雄(金澤)
 楠原堯照(宇都宮)

七級俸 教誨師 大村曉心(集鴨)
 八級俸 戸崎了性(長崎)
 八級俸 三島智盛(奈良)
 八級俸 堀川實然(岐阜)
 八級俸 柳原教貫(久留米)
 九級俸 本澤盛秀(網走)
 九級俸 龍野常四(盛岡)
 九級俸 栗眞岐(三重)
 九級俸 岡本敬之(大阪)
 作業技師 原三郎(神戸)
 八級俸 關敬信(小菅)
 八級俸 坪野松爲三郎(福島)
 看守長 川添敬三(豊多摩)
 延原簡一(三池)
 野村要太郎(仙台支)
 双木文四郎(横濱)
 越田利二(市谷)
 土谷正光(市谷)
 神俊三(豊多摩)
 太田卯八(豊多摩)
 山下兼三郎(豊多摩)
 古川英一(千葉)

七十圓 看守長 藤下伊一郎(前橋)
 五十七圓 高田苗治(京都)
 七級俸 前田久盛(大阪)
 八級俸 本田徳末(大阪)
 八級俸 遠藤勝三郎(神戸)
 六十圓 材岡喜久(神戸)
 七級俸 山本十五(滋賀)
 六十三圓 家石熊太郎(徳島)
 六十七圓 金田操(高松)
 七十圓 篠田利太郎(名古屋)
 佐藤秀次(名古屋)
 久保居同四郎(名古屋)
 來間義一(岐阜)
 川畑叶二(廣島)
 田中明雄(廣島)
 緒方安章(山口)
 宇山宗雄(岡山)
 中村太郎彦(長崎)
 重富一郎(長崎)
 白濱佐一(三池)
 淺野孝(三池)
 米村直次郎(三池)

六十三圓 看守長 神崎八郎(福岡)
 六十三圓 山田八百吉(福岡)
 五十三圓 山永正(福岡)
 七十圓 成瀬定貫(大分)
 七十圓 上島善助(熊本)
 七級俸 永野弘兄(宮崎)
 六級俸 柏原平助(宮城)
 七十圓 高橋武雄(宮城)
 七十圓 本庄吉助(福島)
 七十圓 田中清一(札幌)
 六十三圓 淺川勲(香札幌)
 五十三圓 吉林豊四郎(札幌)
 六十三圓 松山憲太郎(小田原)
 六十七圓 三善繁太(久留米)
 五十七圓 鶴羽菊藏(盛岡)
 七級俸 角尾外茂雄(北海)
 三級俸 司法屬 大原虎夫(行刑局)
 四級俸 宇田象三()
 四級俸 津久井作司()
 五級俸 土橋惣太郎()
 五級俸 井川信一()

五級俸 司法屬 山本隆吉(行刑局)
 七級俸 古田四正()
 (以上七月三十一日)
 叙勳辭令
 保健技師 關田敬時()
 看守長勳八 守田千松()
 (以上六月一日)
 典獄補 上田茂登治()
 同 松岡武四郎()
 同 東田邦彦()
 保健技師 廣田四熊()
 (以上六月十五日)
 敘從七位 保健技師 正八 笠季人()
 (以上六月二十四日)
 敘勳七等授瑞寶章 看守勳八 伊關吉造(釧路)
 敘勳八等授瑞寶章 看守長 高橋佐一郎()
 (以上六月二十九日)
 敘正七位 看守長 從七勳七 荒川金六()

同 看守長 出口米吉
 (以上七月一日)
 敘從七位 保健技師 三木文六
 (以上七月二十四日)
 敘勳七等授瑞寶章 看守勳八 堀越忠一郎(市谷)
 敘勳八等授瑞寶章 看守長 永井梅吉()
 敘勳六等授瑞寶章 元典獄補 正七勳七 前川徳太郎
 同 伊勢谷常三郎
 同 堀正治
 同 石島興
 敘勳七等授瑞寶章 元典獄補 從七勳八 井上吉次郎
 同 中田達治
 (以上七月二十七日)
 敘勳五等授瑞寶章 朝鮮總督府典獄 上野傳(公州)
 (六月二十九日)
 同 朝鮮總督府典獄 清原孝太郎(大邱)
 同 不動藤太郎(釜山)
 (七月十一日)

敘勳五等授瑞寶章 朝鮮總督府典獄 清原孝太郎(大邱)
 敘勳八等授瑞寶章 朝鮮總督府看守長 佐藤榮次郎(全州)
 (七月二十七日)
 本會總裁叙勳
 從二位子爵 渡邊千冬
 叙勳二等授瑞寶章

行刑統計

昭和四年六月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of June, 1929

受刑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳	越員	入監	出監	現員	前月末日		前年同月		增減
					現在	末日現在	現在	末日現在	
35,490	3,418	3,448	35,460	35,490	37,533	30	2,123	△	
4,090	3,320	3,433	3,977	4,090	3,470	113	507	△	
365	499	493	371	365	390	6	19	△	
15	3	6	12	15	7	3	5	△	
39,202	7,077	7,177	39,102	39,202	40,629	100	1,527	△	
758	163	203	718	758	821	40	103	△	
39,960	7,240	7,380	39,820	39,960	41,450	140	1,630	△	
總計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
39,960	7,240	7,380	39,820	39,960	41,450	140	1,630	△	

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那	115	5	120
英(吉利)	1	1	2
北米合衆國	1	1	2
總計	117	5	122

昭和四年六月末日在監者人員表

The Number of the inmates during the Month of June, 1929

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced		刑事被告人 Prisoners Accused		勞役場留置者 Prisoners in "Rokukijo" (Place of labor or penalty imposed)		乳兒 Believers in Prison			合計	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
小菅 Kosuge	981	—	—	—	—	—	—	—	—	981	—
市谷 Ichigaya	100	16	35	—	—	—	—	—	—	1,147	47
豊多摩 Toyotama	795	—	1	—	—	—	—	—	—	915	—
巢鴨 Sugamo	1,972	—	2	—	—	—	—	—	—	1,974	—
横濱 Yokohama	606	1	20	—	—	—	—	—	—	761	3
千代田 Chitose	732	—	7	—	—	—	—	—	—	779	—
水戸 Mito	340	—	4	—	—	—	—	—	—	378	4
宇都宮 Utsunomiya	352	123	1	—	—	—	—	—	—	870	123
合計	981	116	35	—	—	—	—	—	—	1,194	47

Volume XLII

Number 9

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

September 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

Reformation and Recidivism.....	(Editorial)
Two Problems in Penal Treatment.....	A. Masaki
The Development of Penal System in China.....	F. Saegi
Schools for Adults in Prisons (Continued).....	A. C. Hill
Complexities of Crime.....	Zechariah Chafee

Current Issues.....	
Prison Statistics	

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice' Nishi Hibiya-machi Kojimachi
Tokyo, Japan.